

令和5年度 第1回 滋賀地方最低賃金審議会 資料目次

令和5年7月5日

資料	1	第56期 滋賀地方最低賃金審議会委員名簿	P 1
資料	2	滋賀地方最低賃金審議会運営規程等	P 3
資料	3	中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告	P 9
資料	4	滋賀地方最低賃金審議会傍聴取扱要領(案)	P 25
資料	5	諮問文(写)	P 29
資料	6	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版 (令和5年6月16日閣議決定) < 関係部分抜粋 >	P 31
資料	7	経済財政運営と改革の基本方針2023 (令和5年6月16日閣議決定) < 関係部分抜粋 >	P 37
資料	8	滋賀県内経済情勢報告(令和5年4月判断)	P 43
資料	9	法人企業景気予測調査(令和5年4月～6月期調査)	P 47
資料	10	滋賀県鉱工業指数(令和5年(2023年)4月速報)	P 55
資料	11	大津市における費目別標準生計費(1人)の推移	P 69
資料	12	消費者物価指数(大津市) 令和5年(2023年)5月分	P 71
資料	13	2023年 各集計機関別集計状況	P 83
資料	14	最近の雇用失業情勢(令和5年6月末公表 5月分)	P 85
資料	15	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	P 91
資料	16	令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表	P 93
資料	17	令和5年度 滋賀地方最低賃金審議会開催日程(案)	P 95

第56期 滋賀地方最低賃金審議会委員名簿

(任期:令和5年5月1日～令和7年4月30日)

(50音順)

区分	氏名	現職	備考
公益代表	いしい りえこ 石井 利江子	滋賀大学経済学部 准教授	
	かたやま さとし 片山 聡	オアシス法律事務所 弁護士	
	きのした やすよ 木下 康代	すみれ法律事務所 弁護士	
	さの ひろし 佐野 洋史	滋賀大学経済学部 教授	
	ひらい たてし 平井 建志	ひらい法律事務所 弁護士	
労働者代表	あいざわ みちよ 相澤 三千代	連合滋賀 執行委員 ダイキン工業労働組合滋賀支部 書記長	
	いけうち まさひろ 池内 正博	連合滋賀 事務局長 UAゼンセン滋賀県支部 参与	
	えなみ のりあき 榎並 典朗	JAM京滋 副執行委員長 ヤンマー労働組合滋賀支部 支部長	
	おおえ あきひろ 大江 彰宏	連合滋賀 執行委員 電機連合滋賀地方協議会 事務局長 オムロン労働組合 特別中央執行委員	
	おおにし しょうぞう 大西 省三	連合滋賀 副会長 UAゼンセン滋賀県支部 支部長	
使用者代表	かわぐち たけし 川口 剛史	株式会社市金工業社 代表取締役社長	
	くすかめ ひろみ 楠亀 博美	滋賀中央信用金庫 人事部係長	
	なかむら ひろゆき 中村 宏幸	紺藤織物株式会社 取締役 総務管理部 部長	
	にしだ やすお 西田 保夫	一般社団法人滋賀経済産業協会 総務部長	
	みずの とおる 水野 透	株式会社渡辺工業 代表取締役会長	

滋賀地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、滋賀地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、滋賀労働局長、7人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規程により滋賀労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の原則として1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、滋賀労働局長に通知するものとする。

(小委員会等)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について、事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席等)

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 オンライン会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(議事の進行)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録、議事要旨を作成するものとする。

2 議事録、議事要旨及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 前二項の規程は、小委員会等について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をその都度滋賀労働局長に送付するものとする。

(小委員会等の規程)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成13年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成18年5月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は令和3年7月5日から施行する。

滋賀地方最低賃金審議会
最低賃金専門部会運営規程

(目 的)

第1条 滋賀地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に設置する専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名 称)

第2条 専門部会には、それぞれその担当する最低賃金の件名を冠する。

(構 成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、滋賀労働局長(以下「局長」という。)、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむ得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理するものとする。

2 委員は会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録の一部または、全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

2 前項の異議申出期間中に異議申出がなされた場合は、異議申出にかかる審議会の決議により廃止する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成20年8月18日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年7月5日から施行する。

滋賀地方最低賃金審議会
小委員会運営規程

(目 的)

第1条 地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に設置する小委員会(以下「小委員会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名 称)

第2条 小委員会には、それぞれその担当する名称を冠する。

(構 成)

第3条 小委員会委員は、審議会の委員の中から選出し委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要と認めたときのほか、滋賀労働局長(以下「局長」という。)、3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。但し第1回会議は審議会会長が召集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむ得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ委員長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理するものとする。

2 委員は会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。

3 小委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議における秩序維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、委員長は議事録の一部または、全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 委員長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(小委員会の廃止)

第10条 各小委員会は、審議会の決議をもって、これを廃止する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成20年9月9日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年7月5日から施行する。

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告

(令和5年4月6日)

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）は、令和3年5月26日の中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の見直しについて付託を受けた後、①中央最低賃金審議会における目安審議の在り方、②地方最低賃金審議会における審議に関する事項、③中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について、最低賃金を取り巻く状況の変化も踏まえ、目安制度の原点に立ち返って鋭意検討を重ね、下記のとおり全員協議会報告として取りまとめたので報告する。

記

1 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方について

(1) 最低賃金のあるべき水準

ナショナルミニマムとしての水準を議論すべきとの意見や、全国加重平均1,000円という政府が掲げてきた目標へ近づきつつある状況を踏まえ、最低賃金のあるべき水準についても労使で議論を深めていく必要がある等の意見を踏まえ、検討を行った。

議論の中では、持続的かつ安定的に最低賃金を引き上げるために、少なくとも賃金決定の当事者である労使がいる場において、労使で合意した上であるべき水準を設定し、毎年の目安審議ではその目標を意識しながら、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項の3要素を踏まえた引上げ額を議論することが建設的ではないかとの意見があった。一方、政府から全国加重平均1,000円より更に高い目標額が提示され続けると、経営者としては先が見えずに非常に厳しいという意見があった。また、あるべき水準を定めた場合には、経済や雇用の情勢の予見可能性が必ずしも高い状況ではない中で、毎年の審議会での3要素のデータに基づく自由闊達な審議を縛ることになるのではないかという意見もあった。

このように、あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。なお、あるべき水準の検討に当たり、諸外国における最低賃金の金額

及び目標水準やその決め方との比較をすることも考えられるが、その際には、各国と適用労働者の範囲や減額措置の内容が大きく異なることも踏まえることが必要であるという意見があった。

(2) 政府方針への配意の在り方

近年の目安審議は、①法の原則（最低賃金法第9条に定める地域別最低賃金の原則をいう。）、②目安制度（これまでの全員協議会において合意を得た目安制度の在り方及び賃金改定状況調査等参考資料等を総称する。）を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、③時々の事情（時々の目安審議で中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が踏まえた事情を総称する。）を総合的に勘案して行われている。この時々の事情に含まれる政府方針への配意に関して、地方最低賃金審議会の一部の委員において、政府方針ありきの議論ではないかとの認識があることへの対応については、これまでの全員協議会でも指摘があったところである。

これに関しては、令和4年度の目安審議のように、目安額に対する納得感をできるだけ高めるために、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた。

また、中央最低賃金審議会における目安審議や地方最低賃金審議会の審議においては、公労使三者構成で議論した上で決定することが重要であり、政府方針が中央最低賃金審議会や地方最低賃金審議会の毎年の審議を過度に縛るようなことがあってはならないことについて確認がなされた。

その上で、政府が、賃金水準あるいは最低賃金の在り方について、広く意見を聞いて一定の方向性を示すこと自体は否定しないが、政府方針を決定する際には、公労使がそろった会議体で、現状のデータや先行きの見通しを示すデータ等を踏まえて、時間をかけて議論されることが望ましいとの認識で一致した。

(3) 議事の公開

中央最低賃金審議会運営規程において、会議は原則公開とされ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある等の場合には非公開とすることができる中、目安審議の透明性を高める観点から、議事の公開について検討を行った。

これに関しては、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。その際、事務局においては、円滑な進行及び傍聴

者に配慮した、公開に係る企画運営の在り方を検討すべきである。

加えて、議事の公開が議論になるのは、目安審議における議論のプロセスが見えづらいものであると外部から受け止められていることが原因であると考えられる。この問題への対応としては、目安審議の報告において最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づく議論の結果をより丁寧に記載し、地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。

また、議事録の早期公開については、引き続き事務局において努めることが適当である。

2 地方最低賃金審議会における審議に関する事項について

(1) 目安の位置付け

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものとして、その必要性について異論は無かった。その上で、目安が地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。また、この趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望する。

(2) ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む）

① ランク制度の必要性について

目安をランクごとに示すことによって地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できていることや、制度としての継続性・安定性の観点を踏まえると、ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。

② 指標の見直し

ランク区分については、平成7年の見直しにおいて、賃金動向を始めとする諸指標を総合化した指数（以下「総合指数」という。）を各都道府県の経済実態とみなし、それに基づき各ランクへの振り分けを行うこととした。当該諸指標については、平成29年の全員協議会の見直しにおいて、各都道府県の経済実態を示す指標のうち特に最低賃金に関係が深いと考えられるものとして、所得・消費に関する指標（5指標）、給与に関する指標（9指標）、企業経営に関する指標（5指標）の計19指標を選定した。今回の全員協議会においても、これらの19指標に基づき各ランクへの振り分けを行うことについて合意され

た。

ただし、これらのうち、所得・消費に関する指標中の、消費を示す代表的なものとして世帯支出を示す指標については、平成 29 年の全員協議会報告において、1 世帯 1 月当たりの消費支出（単身世帯）を用いたが、当該指標は調査対象月の一部の世帯の支出の動向の影響を受けやすいことを踏まえ、数値の安定を図るために、単身世帯のみならず 2 人以上世帯の結果も加えるとともに、都道府県ごとの世帯人員の偏りの影響を除外するために、他の政府統計で用いられている手法と同様に、平均世帯人員の平方根で除した数値を用いることとする。

19 指標については、都道府県の経済実態の中期的な変化の的確な把握の必要性、数値の安定性等に鑑み、別紙 1 のとおり、これまでの算出方法を踏まえながら、原則として直近の 5 年間で得られた数値の平均値をとった上で、当該平均値について最大値となる都道府県を 100 とした指数を算出して単純平均し、東京を 100 とした総合指数を算出した結果、新しい総合指数は別紙 2 のとおりとなった。

③新しい総合指数に基づくランク区分及び各都道府県の各ランクへの振り分け

上記の新しい総合指数の状況を踏まえ、ランク区分について検討を行った。

目安制度についてまとめた昭和 52 年の中央最低賃金審議会答申においては、地域別最低賃金について、47 都道府県を数等のランクに分け、最低賃金額の改定についての目安を示すこととされた。これを受け、昭和 53 年度の目安額を示す際には、地域別最低賃金額の実態が 4 つにグループ分けできたことを踏まえて、ランク区分は 4 ランクで示された。また、総合指数によるランクの振り分けが導入された平成 7 年の全員協議会報告では、「昭和 53 年度以来実施され定着している面もある現行のランクとの継続性に留意する必要があるとともに、目安が法定労働条件としての最低賃金額に関わるものであることにかんがみ、その法的な安定性という面も考慮しなければならないことを踏まえつつ検討」し、その結果、総合指数の格差や、分布の状況からみてランク数の変更を特に必要とする顕著な事情は見られないことから、「従来と同様 4 つとすることが適当」とし、平成 16 年及び平成 23 年の全員協議会報告においても 4 ランクを維持した。平成 29 年全員協議会報告では「47 都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、4 ランク程度に区分することが妥当」とした。

今般の検討においては、47 都道府県の総合指数の差が縮小する一方、地域別最低賃金額の差が拡大していること、また、近年はランク間の目安額の差が縮小し、複数ランクで同額が示されるケースもあること等を踏まえ、昭和 53 年

度に目安制度が始まって以降4ランクとされてきたランク数について、維持すること及び見直すことの双方を視野に丁寧かつ慎重に議論を行った。その上で、ランク数については、以下の考え方に基づき、3ランクとすることが適当であるとの結論に至った。

- ・ 47都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、格差が縮小傾向であることから、ランク区分の数を減少させることに相当の理由があると考えられる。
- ・ ランク区分の数が多ければ、その分、ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなることを踏まえ、ランク区分の数を減らす。なお、これまで4つの目安額を示した年度に比べ3つ以下の年度では、ランクごとの目安額の差が小さい。
- ・ 平成26年度以降、4ランクとしつつも、目安審議における検討の結果目安額を3つ又は2つとした年度があることから、目安額を4つ示すほどの差がつきづらくなっていると言える。このため、最大3つの目安を示す構造となることで大きな混乱は生じにくく、かつ、ランクを減らすことの合理性もあると考えられる。
- ・ ランク数の変化による影響をできるだけ軽減するため、現行の4ランクから1つランク数を減らした3ランクとする。

また、各都道府県の各ランクへの振り分けについては、平成29年の全員協議会報告において、総合指数の差が比較的大きいところに着目すること及び各ランクにおける総合指数の分散度合をできる限り小さくすることに留意するという考え方が示された。今般の検討においては、その考え方をそのまま踏襲するのではなく、より納得感を高めるため、振り分けの際に考慮する事項について、総合指数に加えて、例えば適用労働者数の比率や直近の地域別最低賃金額、地域における経済圏など複数の要素を組み合わせで議論していくことについて、意見の一致が見られた。

さらに、今般の見直しにおけるランクの振り分けについては、様々な観点から議論し、特に、地域間格差の拡大抑制、ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるものとするのが重要であるとの認識で一致した。

その上で、特に、Aランクを中心に地域別最低賃金額が引き上げられてきた経緯も踏まえ、地域間格差の拡大抑制の観点から、Aランクの適用労働者数を少なくすべきという意見もあったが、

- ・ 3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地

域は現行のAランクと同じとする。

- ・ ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする。
- ・ BランクとCランクの間は、各都道府県の経済実態を示す総合指数に比較的大きな格差のある県間に注目する。

等の考え方を総合的に勘案し、別紙3のとおり各都道府県を各ランクに振り分けることが適当であるとの結論に至った。

また、これまで中央最低賃金審議会が決定した目安額においては、下位ランクが上位ランクを上回ったことはなかった。この点について、今後の目安審議においては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータの状況次第では、下位ランクの目安額が上位ランクを上回るとは理論上あり得ることを確認した。

(3) 発効日

改定後の地域別最低賃金額の発効日については、法令上特定の日付が定められているわけではないが、地方最低賃金審議会において、10月1日など10月のできるだけ早い時期でなければならぬと認識している場合も見受けられることに鑑み、改めて、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当である。

その上で、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるといふ地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、発効日については10月1日にこだわらず前倒しを含めて議論すべきであるという意見があった。一方、最近の最低賃金の引上げは影響率が高まっていることを踏まえ、最低賃金の引上げによる賃金改定に向けた準備のための時間を設けるために発効日に余裕を持たせ、後ろ倒しすべきという意見があった。

さらに、税・社会保障制度自体については中央最低賃金審議会において議論するものではないが、税・社会保障制度の正確な理解の普及が重要であるという意見があるとともに、最低賃金額が上昇したにもかかわらず、税・社会保障制度上のいわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われること、中には労働者の実質的な所得が向上しない事例も一部生じていることについて、公労使それぞれが重要な問題であるとの認識を示した。

発効日との関係では、特に使用者側委員からは、10月から最低賃金額が改定され、年末の繁忙期に就業調整が行われて人手不足が生じている現状に鑑み、これを避けるためにも、例えば発効日を年明け以降に後ろ倒しすべきという意見があ

った。一方、労働者側委員からは、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われていることを理由に最低賃金の引上げが阻害されることはあってはならないこと、また、発効日については、労使ともに年末の繁忙期の働き方の計画を立てやすくするためにも、10月1日より早く改定後の最低賃金額を発効させるべきとの意見があった。

また、地方最低賃金審議会ですで十分に議論を尽くした上で準備期間を設けることができるよう、中央最低賃金審議会としても配慮することが必要である。

3 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について

(1) 現在の主要統計資料の過不足やデータ取得時点の確認、新規のデータ取得が不可となった参考資料の見直し等

中央及び地方最低賃金審議会の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素に係る各種統計資料を収集・整備してきたところである。

このうち、特に「労働者の生計費」や「通常の事業の賃金支払能力」に関する資料を充実させるために、「家計調査」による1月あたりの消費支出額の推移及び日本生産性本部による就業1時間当たり名目労働生産性の推移についても、新たに主要統計資料に追加することとする。

また、新規のデータ取得が不可となった、「職業安定業務統計」の年齢別常用求人倍率の推移に代えて、「労働力調査」の性・年齢別完全失業率の推移を参考資料に加えることとする。

さらに、以下のとおり、技術的な見直しを行うこととする。

- ・ 「職業安定業務統計」による有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）について、現行は受理地別の数値を掲載しているが、より一般的に使用されるようになった就業地別の数値を掲載する。また、ランク別有効求人倍率の算出に当たって、現行は各都道府県の有効求人倍率の単純平均としているところ、有効求職者数による加重平均とする。
- ・ 「小売物価統計調査（構造編）」による消費者物価地域指数について、現行は各都道府県の都道府県庁所在都市の数値を掲載しているが、ランク分けの指標にも用いられている都道府県下全域を対象とした数値も追加で掲載する。
- ・ 「法人企業統計」による企業利益について、現行は「規模計」の欄に年度データと四半期データを並べて掲載しているが、年度データは資本金規模1,000万円未満の企業を含むのに対し、四半期データはこれらの企業を含まないことから、誤解を招かないよう四半期データの「規模計」については、「資本金規模1,000万円以上」として掲載し、年度データについてもこれに

対応する数値を追加する。併せて、年度データについては、資本金規模 1,000 万円未満の企業の数値も掲載する。また、年度データと四半期データは別頁とし、趨勢的な動向が観察できるよう、それぞれ掲載する期間を拡大する。

- ・ 「毎月勤労統計調査」による、賃金（現金給与総額）指数、パート比率、所定内給与、月間出勤日数、所定内労働時間、定期給与の推移、常用労働者 1 人平均月間総労働時間及び所定外労働時間の推移について、現行は事業所規模 30 人以上の数値を用いているが、より一般的に利用されている事業所規模 5 人以上の数値を用いる。
- ・ 主要指標の推移（GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数、完全失業率、求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数及びパート比率）について、現行は季節調整値と原数値が混在しており分かりづらいことから、季節調整値及び季節調整値の前期比(差)については、斜字で記載する。

これらに加え、引き続き、最低賃金の水準や影響、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素の状況などについて様々な検討及び評価を行うための参考資料の一層の整備・充実に向けて検討することが必要である。

（2）賃金改定状況調査について

賃金改定状況調査については、加工の仕方なども含めて、アウトプットの出し方なども工夫できるのであれば様々な観点により検討すべきとの意見があったが、短期間に調査結果の集計を行う必要があることから、賃金改定状況調査の集計方法等について、当面は現行の方法を維持することとする。

また、審議における賃金改定状況調査の活用の在り方に関し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を総合的に示している賃金改定状況調査の第 4 表を重視した協議を基本とするべきとの意見がある一方、第 4 表の位置付け、重視の仕方、数字の解釈については労使間で隔たりがあることから、公益委員も含め三者で認識をすり合わせながら審議を進めていきたいとの意見もあった。また、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（調査年の前年の 6 月と調査年の 6 月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）については、令和 4 年度目安審議においては公益委員からの要望を踏まえ、第 4 表③として提出したが、令和 5 年度以降の目安審議においては毎年提出することとする。

（3）その他参考資料の在り方について

参考資料については、経済社会状況の変化等も踏まえ、各種統計資料の取捨選択を行うとともに、地方最低賃金審議会の自主性を発揮できるよう、都道府県別

の参考資料の充実についても検討すべきという意見があったことも踏まえつつ、引き続き見直しについて検討することが必要である。

4 今後の見直しについて

目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当であるとされているところである。次回の目安制度の在り方に関する見直しの際には、平成7年の全員協議会報告に復して概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度（2028年度）を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である。

ランク区分の見直しの基礎とした諸指標の状況

都道府県	①1人当たりの県民所得 (平成27～令和元年)		②雇用者1人当たりの雇 用者報酬 (平成27～令和元年)		③1世帯1月当たりの等 価消費支出(総世帯)(令 和元年)		④消費者物価地域差指 数(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	5,813,231	100.0	5,688,808	100.0	173,238	100.0	104.6	100.0
神奈川	3,161,951	54.4	5,118,733	90.0	167,627	96.8	103.7	99.1
大阪	3,012,549	51.8	4,886,462	85.9	155,852	90.0	99.8	95.4
愛知	3,778,977	65.0	4,957,190	87.1	159,123	91.9	97.8	93.5
千葉	3,082,884	53.0	4,910,600	86.3	161,216	93.1	100.6	96.1
兵庫	2,997,398	51.6	4,969,561	87.4	164,032	94.7	100.0	95.6
埼玉	3,040,438	52.3	4,630,324	81.4	155,009	89.5	100.8	96.4
京都	2,962,624	51.0	4,325,994	76.0	161,254	93.1	100.9	96.5
茨城	3,222,007	55.4	4,573,362	80.4	162,550	93.8	97.9	93.5
静岡	3,400,072	58.5	4,498,818	79.1	150,028	86.6	98.4	94.0
富山	3,251,988	55.9	4,447,246	78.2	163,870	94.6	98.8	94.5
広島	3,212,453	55.3	4,857,183	85.4	161,410	93.2	98.9	94.5
滋賀	3,277,817	56.4	4,627,880	81.4	153,564	88.6	99.6	95.2
栃木	3,377,907	58.1	4,664,214	82.0	156,019	90.1	98.2	93.9
群馬	3,285,331	56.5	4,425,053	77.8	151,173	87.3	96.5	92.2
宮城	3,000,066	51.6	4,449,372	78.2	155,010	89.5	99.1	94.7
山梨	3,016,465	51.9	4,460,182	78.4	157,343	90.8	98.2	93.8
三重	3,088,693	53.1	4,472,746	78.6	147,452	85.1	98.8	94.4
石川	2,984,557	51.3	4,567,402	80.3	156,006	90.1	100.2	95.8
福岡	2,830,933	48.7	4,680,590	82.3	151,997	87.7	97.0	92.7
香川	2,946,895	50.7	4,574,314	80.4	157,781	91.1	98.3	94.0
岡山	2,814,349	48.4	4,464,925	78.5	156,155	90.1	97.9	93.6
福井	3,170,042	54.5	4,753,485	83.6	139,517	80.5	99.4	95.0
奈良	2,712,262	46.7	4,650,011	81.7	155,560	89.8	97.2	92.9
山口	3,200,233	55.1	4,473,848	78.6	149,427	86.3	99.1	94.7
長野	2,919,233	50.2	4,661,405	81.9	156,144	90.1	97.3	93.0
北海道	2,761,825	47.5	4,894,967	86.0	150,613	86.9	100.1	95.7
岐阜	2,980,297	51.3	4,447,889	78.2	149,209	86.1	97.3	93.0
徳島	3,114,800	53.6	4,440,347	78.1	148,161	85.5	99.7	95.3
福島	2,934,832	50.5	4,352,980	76.5	151,296	87.3	99.5	95.1
新潟	2,920,786	50.2	4,333,682	76.2	148,190	85.5	98.5	94.2
和歌山	2,921,402	50.3	4,144,513	72.9	136,400	78.7	99.5	95.1
愛媛	2,658,255	45.7	4,206,487	73.9	140,891	81.3	98.1	93.8
島根	2,867,875	49.3	4,009,860	70.5	153,382	88.5	99.6	95.2
大分	2,659,457	45.7	4,170,619	73.3	148,291	85.6	97.5	93.2
熊本	2,604,679	44.8	3,943,346	69.3	146,616	84.6	98.7	94.4
山形	2,811,061	48.4	4,138,282	72.7	163,178	94.2	100.5	96.0
佐賀	2,730,145	47.0	3,911,742	68.8	150,150	86.7	97.6	93.2
長崎	2,605,275	44.8	4,434,156	77.9	145,051	83.7	99.7	95.3
岩手	2,725,924	46.9	3,985,414	70.1	148,034	85.5	99.1	94.7
高知	2,618,683	45.0	4,142,491	72.8	146,706	84.7	99.5	95.1
鳥取	2,412,626	41.5	3,762,058	66.1	148,222	85.6	98.5	94.2
秋田	2,606,400	44.8	3,868,208	68.0	145,251	83.8	98.3	93.9
鹿児島	2,510,851	43.2	3,710,978	65.2	143,814	83.0	96.6	92.4
宮崎	2,417,797	41.6	3,943,856	69.3	142,577	82.3	96.1	91.8
青森	2,599,151	44.7	3,884,451	68.3	143,328	82.7	98.3	93.9
沖縄	2,342,269	40.3	3,865,281	67.9	128,533	74.2	98.3	94.0

資料出所 ①内閣府「県民経済計算年報」
 ②内閣府「県民経済計算年報」
 ③総務省「全国家計構造調査」
 ④総務省「小売物価統計調査」

(注1)③の「等価消費支出」は、1世帯1月当たりの消費支出額を平均世帯人員の平方根で除して算出している。

都道府県	⑤1人当たり家計最終消費支出(平成27～令和元年)		⑥1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑦常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑧常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(中位数)(1～29人(製造業99人))(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	2,987,468	100.0	2,324	100.0	2,400	100.0	1,372	100.0
神奈川	2,567,643	85.9	2,062	88.7	2,081	86.7	1,211	88.3
大阪	2,371,504	79.4	1,990	85.6	1,997	83.2	1,212	88.4
愛知	2,463,171	82.5	1,936	83.3	1,970	82.1	1,237	90.2
千葉	2,387,498	79.9	1,848	79.5	1,863	77.6	1,191	86.8
兵庫	2,322,403	77.7	1,839	79.1	1,859	77.5	1,132	82.6
埼玉	2,388,065	79.9	1,822	78.4	1,836	76.5	1,181	86.1
京都	2,341,035	78.4	1,859	80.0	1,856	77.4	1,140	83.1
茨城	2,252,358	75.4	1,820	78.3	1,844	76.8	1,125	82.0
静岡	2,214,400	74.1	1,742	74.9	1,771	73.8	1,122	81.8
富山	2,362,429	79.1	1,664	71.6	1,705	71.0	1,144	83.4
広島	2,269,559	76.0	1,792	77.1	1,803	75.1	1,150	83.8
滋賀	2,186,359	73.2	1,812	77.9	1,857	77.4	1,095	79.8
栃木	2,198,272	73.6	1,767	76.0	1,751	72.9	1,112	81.1
群馬	2,185,597	73.2	1,718	73.9	1,752	73.0	1,126	82.1
宮城	2,226,305	74.5	1,709	73.5	1,699	70.8	1,066	77.7
山梨	2,200,791	73.7	1,704	73.3	1,731	72.1	1,085	79.1
三重	2,105,910	70.5	1,805	77.7	1,809	75.4	1,140	83.1
石川	2,393,478	80.1	1,692	72.8	1,728	72.0	1,102	80.3
福岡	2,203,122	73.7	1,727	74.3	1,755	73.1	1,095	79.8
香川	2,295,674	76.8	1,673	72.0	1,713	71.4	1,092	79.6
岡山	2,177,801	72.9	1,677	72.1	1,703	71.0	1,086	79.2
福井	2,146,672	71.9	1,637	70.4	1,718	71.6	1,076	78.4
奈良	2,337,823	78.3	1,786	76.9	1,726	71.9	1,053	76.8
山口	2,129,475	71.3	1,675	72.1	1,681	70.1	1,011	73.7
長野	2,258,409	75.6	1,688	72.6	1,716	71.5	1,089	79.4
北海道	2,206,826	73.9	1,652	71.1	1,706	71.1	1,087	79.3
岐阜	2,114,058	70.8	1,703	73.3	1,705	71.0	1,080	78.7
徳島	2,211,254	74.0	1,635	70.3	1,674	69.8	1,062	77.4
福島	2,126,265	71.2	1,592	68.5	1,649	68.7	1,045	76.2
新潟	2,217,244	74.2	1,583	68.1	1,653	68.9	1,062	77.4
和歌山	2,023,307	67.7	1,662	71.5	1,685	70.2	1,055	76.9
愛媛	2,104,794	70.5	1,560	67.1	1,600	66.7	1,033	75.3
島根	2,225,465	74.5	1,535	66.0	1,604	66.8	1,015	74.0
大分	2,094,806	70.1	1,564	67.3	1,562	65.1	1,001	73.0
熊本	1,892,093	63.3	1,536	66.1	1,605	66.9	1,011	73.7
山形	2,207,944	73.9	1,488	64.0	1,552	64.7	1,019	74.3
佐賀	1,987,455	66.5	1,496	64.4	1,551	64.6	1,001	73.0
長崎	1,997,909	66.9	1,521	65.5	1,541	64.2	975	71.1
岩手	2,172,748	72.7	1,468	63.2	1,545	64.4	992	72.3
高知	2,138,073	71.6	1,570	67.5	1,614	67.2	997	72.7
鳥取	2,069,232	69.3	1,519	65.3	1,566	65.3	997	72.7
秋田	2,160,544	72.3	1,457	62.7	1,530	63.8	980	71.4
鹿児島	1,980,424	66.3	1,513	65.1	1,531	63.8	980	71.4
宮崎	2,043,832	68.4	1,442	62.1	1,535	63.9	985	71.8
青森	1,987,045	66.5	1,434	61.7	1,470	61.3	968	70.6
沖縄	1,736,635	58.1	1,495	64.3	1,510	62.9	962	70.1

資料出所 ⑤内閣府「県民経済計算年報」
⑥厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
⑦厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
⑧厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑨短時間労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑩1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29～令和3年)		⑪短時間労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29～令和3年)		⑫常用労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(1～29人(製造業99人))(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	1,515	100.0	1,255	100.0	997	100.0	994	100.0
神奈川	1,343	88.6	1,180	94.0	986	98.9	980	98.6
大阪	1,320	87.1	1,120	89.2	936	93.9	935	94.0
愛知	1,239	81.7	1,114	88.7	907	91.0	906	91.1
千葉	1,245	82.2	1,095	87.2	915	91.8	902	90.7
兵庫	1,232	81.3	1,060	84.4	881	88.4	874	87.9
埼玉	1,220	80.5	1,075	85.7	904	90.7	903	90.9
京都	1,317	86.9	1,049	83.6	891	89.3	886	89.2
茨城	1,165	76.9	1,038	82.7	844	84.7	841	84.6
静岡	1,188	78.4	1,029	82.0	871	87.4	866	87.1
富山	1,145	75.6	1,016	81.0	842	84.5	844	84.9
広島	1,157	76.3	1,032	82.2	857	86.0	851	85.6
滋賀	1,172	77.4	1,048	83.5	861	86.4	849	85.4
栃木	1,124	74.2	1,019	81.2	843	84.6	838	84.3
群馬	1,167	77.0	1,014	80.8	836	83.9	834	83.9
宮城	1,126	74.3	971	77.4	808	81.0	809	81.4
山梨	1,152	76.0	994	79.2	834	83.7	836	84.1
三重	1,149	75.9	1,026	81.8	860	86.3	853	85.8
石川	1,123	74.1	1,011	80.5	833	83.5	836	84.1
福岡	1,117	73.7	990	78.9	821	82.4	823	82.8
香川	1,153	76.1	981	78.1	826	82.8	820	82.5
岡山	1,218	80.4	989	78.8	827	83.0	824	82.9
福井	1,104	72.9	975	77.7	828	83.0	822	82.7
奈良	1,179	77.8	1,015	80.9	838	84.1	824	82.9
山口	1,114	73.5	992	79.0	813	81.6	811	81.6
長野	1,144	75.5	999	79.6	840	84.3	837	84.2
北海道	1,114	73.5	958	76.3	838	84.0	836	84.1
岐阜	1,126	74.3	1,014	80.8	842	84.4	832	83.7
徳島	1,138	75.1	946	75.4	797	80.0	792	79.7
福島	1,063	70.2	940	74.9	786	78.9	791	79.6
新潟	1,085	71.6	968	77.1	814	81.7	815	82.0
和歌山	1,128	74.5	970	77.3	819	82.2	818	82.3
愛媛	1,053	69.5	927	73.9	778	78.1	782	78.7
島根	1,109	73.2	936	74.6	789	79.2	780	78.5
大分	1,056	69.7	931	74.2	774	77.7	773	77.8
熊本	1,060	70.0	915	72.9	778	78.1	781	78.6
山形	1,045	68.9	907	72.3	778	78.1	781	78.6
佐賀	1,099	72.5	897	71.5	783	78.6	777	78.2
長崎	1,048	69.2	900	71.7	782	78.5	769	77.4
岩手	1,045	69.0	898	71.5	775	77.8	769	77.4
高知	1,094	72.2	923	73.6	776	77.9	777	78.2
鳥取	1,129	74.5	919	73.2	791	79.4	780	78.4
秋田	1,013	66.8	874	69.6	769	77.2	768	77.3
鹿児島	1,018	67.2	881	70.2	770	77.2	768	77.3
宮崎	1,025	67.6	878	69.9	776	77.8	766	77.1
青森	1,037	68.5	855	68.1	767	76.9	767	77.2
沖縄	1,062	70.1	901	71.8	783	78.5	775	77.9

資料出所 ⑨厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 (注2)⑩、⑪において、平成28～令和元年
⑩厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」 の数値は、令和2年調査の集計方法
⑪厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」 に合わせて集計している。
⑫厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑬新規高校学卒者の初任給(10人以上)(平成29～令和3年) (神奈川=100)		⑭地域別最低賃金額(平成30年～令和4年)		⑮1事業従事者当たり付加価値額(製造業)(平成28年) (山梨=100)		⑯1事業従事者当たり付加価値額(建設業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	181,700	99.7	1,025	100.0	7,678,089	89.2	8,248,613	100.0
神奈川	182,180	100.0	1,023	99.9	7,122,697	82.8	6,277,121	76.1
大阪	178,560	98.0	976	95.2	6,722,087	78.1	7,400,929	89.7
愛知	173,000	95.0	938	91.6	8,215,997	95.5	6,433,339	78.0
千葉	175,660	96.4	936	91.3	6,610,571	76.8	5,686,342	68.9
兵庫	173,940	95.5	912	89.0	6,653,067	77.3	5,783,666	70.1
埼玉	176,620	96.9	939	91.6	6,052,254	70.3	5,673,734	68.8
京都	174,080	95.6	921	89.9	6,545,340	76.0	5,475,238	66.4
茨城	171,260	94.0	862	84.2	7,395,372	85.9	4,888,625	59.3
静岡	172,540	94.7	897	87.5	6,735,039	78.2	5,140,114	62.3
富山	169,460	93.0	861	84.0	5,989,405	69.6	5,503,496	66.7
広島	170,260	93.5	883	86.2	6,781,839	78.8	5,526,902	67.0
滋賀	173,980	95.5	879	85.8	7,441,099	86.5	5,655,791	68.6
栃木	168,340	92.4	866	84.5	7,184,476	83.5	5,213,719	63.2
群馬	171,460	94.1	848	82.8	7,243,991	84.2	5,379,778	65.2
宮城	164,440	90.3	837	81.6	5,695,372	66.2	6,584,945	79.8
山梨	168,980	92.8	850	82.9	8,607,165	100.0	4,676,110	56.7
三重	170,820	93.8	886	86.4	6,402,518	74.4	5,602,564	67.9
石川	168,980	92.8	845	82.4	6,093,855	70.8	5,351,582	64.9
福岡	168,380	92.4	853	83.3	5,921,527	68.8	5,796,567	70.3
香川	167,480	91.9	831	81.1	6,328,651	73.5	5,685,173	68.9
岡山	168,520	92.5	846	82.5	6,311,813	73.3	5,352,583	64.9
福井	171,320	94.0	842	82.1	6,682,775	77.6	5,057,596	61.3
奈良	170,060	93.3	850	82.9	5,093,469	59.2	5,508,240	66.8
山口	166,840	91.6	841	82.1	8,145,531	94.6	4,848,349	58.8
長野	169,520	93.1	861	84.0	5,357,803	62.2	5,012,373	60.8
北海道	163,360	89.7	873	85.2	5,193,013	60.3	5,026,920	60.9
岐阜	169,680	93.1	864	84.3	5,452,087	63.3	5,147,191	62.4
徳島	162,620	89.3	807	78.7	7,165,169	83.2	4,519,689	54.8
福島	163,900	90.0	811	79.2	5,174,039	60.1	5,432,478	65.9
新潟	168,420	92.4	843	82.2	5,059,573	58.8	4,960,862	60.1
和歌山	161,940	88.9	842	82.2	6,435,122	74.8	5,127,113	62.2
愛媛	165,020	90.6	804	78.5	6,439,905	74.8	4,822,170	58.5
島根	162,840	89.4	805	78.6	5,488,793	63.8	4,441,977	53.9
大分	165,180	90.7	804	78.5	5,807,513	67.5	4,543,810	55.1
熊本	159,620	87.6	804	78.4	5,940,277	69.0	4,230,544	51.3
山形	157,380	86.4	804	78.5	4,909,940	57.0	4,049,426	49.1
佐賀	161,600	88.7	804	78.4	5,772,544	67.1	4,182,416	50.7
長崎	157,780	86.6	804	78.4	5,396,553	62.7	4,177,024	50.6
岩手	156,480	85.9	804	78.5	5,059,093	58.8	4,531,689	54.9
高知	160,480	88.1	803	78.4	3,980,097	46.2	4,695,198	56.9
鳥取	161,560	88.7	804	78.4	4,788,458	55.6	4,567,596	55.4
秋田	153,680	84.4	804	78.4	4,797,854	55.7	4,262,621	51.7
鹿児島	157,760	86.6	804	78.4	4,925,217	57.2	4,432,913	53.7
宮崎	156,980	86.2	804	78.4	4,952,192	57.5	4,302,337	52.2
青森	156,720	86.0	804	78.5	4,788,483	55.6	4,123,755	50.0
沖縄	154,560	84.8	803	78.4	4,062,137	47.2	4,568,050	55.4

資料出所 ⑬厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑭厚生労働省調べ

⑮総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

⑯総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

(注3)⑬において、令和2年及び令和3年の数値は、「新規学卒者(高卒)の所定内給与額」を用いている。

都道府県	⑰-a 1事業従事者当たり付加価値額(卸売業)(平成28年)		⑰-b 1事業従事者当たり付加価値額(小売業)(平成28年)		⑰平均	⑱1事業従事者当たり付加価値額(飲食サービス業)(平成28年)(富山=100)		⑲1事業従事者当たり付加価値額(サービス業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京都	10,573,667	100.0	4,859,533	100.0	100.0	2,287,580	94.7	5,455,739	100.0
神奈川県	8,616,016	81.5	3,803,265	78.3	79.9	1,982,597	82.1	4,859,659	89.1
大阪府	9,175,134	86.8	3,775,610	77.7	82.2	1,815,642	75.2	4,829,785	88.5
愛知県	8,399,687	79.4	4,077,647	83.9	81.7	1,977,308	81.9	4,182,855	76.7
千葉県	8,759,765	82.8	3,919,130	80.6	81.7	1,978,577	81.9	4,132,887	75.8
兵庫県	8,162,535	77.2	3,803,868	78.3	77.7	1,889,501	78.2	3,850,269	70.6
埼玉県	8,132,300	76.9	3,656,149	75.2	76.1	1,931,658	80.0	3,688,452	67.6
東京都	7,178,425	67.9	3,249,230	66.9	67.4	1,990,988	82.5	3,712,532	68.0
茨城県	8,589,482	81.2	3,815,685	78.5	79.9	1,780,517	73.7	4,320,659	79.2
静岡県	8,054,128	76.2	3,761,197	77.4	76.8	1,951,935	80.8	4,299,756	78.8
富山県	7,112,625	67.3	3,786,955	77.9	72.6	2,414,706	100.0	4,189,709	76.8
広島県	7,392,863	69.9	3,556,399	73.2	71.6	1,855,984	76.9	3,726,382	68.3
滋賀県	6,848,699	64.8	3,633,475	74.8	69.8	1,806,958	74.8	3,679,375	67.4
栃木県	7,749,228	73.3	3,593,369	73.9	73.6	1,789,277	74.1	4,169,900	76.4
群馬県	9,120,117	86.3	3,941,713	81.1	83.7	1,881,931	77.9	3,655,474	67.0
宮城県	9,967,498	94.3	4,226,022	87.0	90.6	1,897,527	78.6	4,031,359	73.9
山梨県	8,102,082	76.6	3,832,306	78.9	77.7	1,769,549	73.3	3,383,120	62.0
三重県	6,688,674	63.3	3,617,946	74.5	68.9	1,849,936	76.6	3,548,797	65.0
石川県	7,530,013	71.2	3,581,076	73.7	72.5	1,995,104	82.6	3,638,987	66.7
福岡県	7,546,467	71.4	3,905,713	80.4	75.9	1,984,725	82.2	3,984,071	73.0
香川県	7,102,630	67.2	3,370,358	69.4	68.3	1,941,448	80.4	3,885,820	71.2
岡山県	6,398,907	60.5	3,746,907	77.1	68.8	1,862,701	77.1	3,713,992	68.1
福井県	6,354,610	60.1	3,788,908	78.0	69.0	1,881,938	77.9	3,946,118	72.3
奈良県	6,830,966	64.6	3,603,464	74.2	69.4	1,767,295	73.2	3,430,913	62.9
山口県	5,586,502	52.8	3,508,382	72.2	62.5	1,735,975	71.9	3,762,684	69.0
長野県	6,321,464	59.8	3,530,015	72.6	66.2	1,859,844	77.0	3,540,326	64.9
北海道	7,916,180	74.9	3,462,681	71.3	73.1	1,935,972	80.2	3,657,253	67.0
岐阜県	6,274,189	59.3	3,829,388	78.8	69.1	1,686,919	69.9	3,573,318	65.5
徳島県	5,322,453	50.3	3,686,331	75.9	63.1	1,788,444	74.1	3,446,273	63.2
福島県	5,723,552	54.1	3,623,268	74.6	64.3	1,936,101	80.2	3,758,638	68.9
新潟県	6,279,656	59.4	3,350,652	69.0	64.2	1,768,921	73.3	3,358,633	61.6
和歌山県	5,487,853	51.9	3,211,073	66.1	59.0	1,747,927	72.4	3,006,886	55.1
愛媛県	5,879,201	55.6	3,326,421	68.5	62.0	1,864,989	77.2	3,610,167	66.2
島根県	5,733,089	54.2	3,341,954	68.8	61.5	1,965,539	81.4	3,092,428	56.7
大分県	6,281,246	59.4	3,413,236	70.2	64.8	1,843,762	76.4	3,214,665	58.9
熊本県	6,723,386	63.6	3,409,772	70.2	66.9	1,929,367	79.9	3,482,302	63.8
山形県	5,746,472	54.3	3,609,019	74.3	64.3	1,853,799	76.8	3,213,125	58.9
佐賀県	5,248,166	49.6	3,598,607	74.1	61.8	1,821,016	75.4	3,334,281	61.1
長崎県	5,296,136	50.1	3,836,272	78.9	64.5	1,767,076	73.2	3,577,166	65.6
岩手県	6,955,342	65.8	3,380,712	69.6	67.7	1,862,800	77.1	3,065,712	56.2
高知県	5,469,569	51.7	3,085,598	63.5	57.6	1,676,505	69.4	3,451,793	63.3
鳥取県	4,985,602	47.2	3,416,946	70.3	58.7	1,857,237	76.9	3,210,357	58.8
秋田県	5,845,008	55.3	3,201,440	65.9	60.6	1,756,560	72.7	3,189,262	58.5
鹿児島県	5,833,075	55.2	2,914,021	60.0	57.6	1,794,369	74.3	3,275,396	60.0
宮崎県	5,860,326	55.4	3,163,678	65.1	60.3	1,717,778	71.1	2,977,964	54.6
青森県	5,814,366	55.0	3,183,979	65.5	60.3	1,788,949	74.1	3,022,910	55.4
沖縄県	5,979,941	56.6	3,322,019	68.4	62.5	1,776,128	73.6	3,156,565	57.9

資料出所 ⑰総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
⑱総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
⑲総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

諸指標による都道府県の総合指数

東京	100.0
神奈川	89.2
大阪	86.6
愛知	86.4
千葉	83.7
埼玉	82.1
埼玉	81.7
茨城	81.2
静岡	80.7
富山	80.5
富山	80.5
広島	80.3
滋賀	80.2
栃木	79.6
群馬	79.4
宮城	78.9
山梨	78.6
山梨	78.6
三重	78.4
三重	78.4
石川	78.4
福井	78.1
香川	77.4
岡山	77.3
福岡	76.9
奈良	76.9
山形	76.8
山形	76.8
北海道	76.8
北海道	76.1
岐阜	75.4
徳島	74.6
福井	74.3
新潟	74.0
和歌山	73.4
愛媛	73.0
愛媛	72.4
大分	72.2
熊本	72.0
山形	71.6
山形	71.5
佐賀	71.4
長崎	71.4
岩手	71.1
高知	71.1
鳥取	71.0
秋田	69.7
鹿儿岛	69.6
宮崎	69.2
青森	69.0
沖縄	68.5

各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都 道 府 県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

滋賀地方最低賃金審議会傍聴取扱要領

滋賀地方最低賃金審議会事務局
(滋賀労働局労働基準部賃金室)

滋賀地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第6条に基づき審議会を公開する場合の具体的な取扱は、令和5年7月6日から下記のとおりとする。

記

〔傍聴申込の取扱〕

- 1 公開を行う審議会については、「第〇回滋賀地方最低賃金審議会の開催について」（別紙1）により、原則として審議会開催の15日前に、滋賀労働局掲示板に掲示するとともに滋賀労働局ホームページに掲載する。
なお、掲示・掲載に当たっては、「審議会傍聴に当たっての留意事項」（別紙2）を併載する。
- 2 審議会の傍聴の申込みは、電子メールで受け付ける。
ただし、電子メールアドレスを所持していない傍聴希望者は、はがきで受け付ける。
- 3 審議会の傍聴の申込締切日は、審議会開催日の2開庁日前とする。
- 4 審議会の傍聴者の人数は、会場の事情等により、その都度、事務局が決定し、別紙1に明示する。
なお、傍聴希望者が多数となった場合（傍聴者数を上回った場合）は、滋賀地方最低賃金審議会事務局（以下「事務局」という。）で抽選を行う。
- 5 抽選の結果は、事務局が傍聴できなくなった傍聴希望者に対して、申込締切日の翌開庁日までに電子メールで連絡を行う。
ただし、はがき申込みの場合は、電話で連絡を行う。

〔傍聴当日の取扱〕

- 6 審議会の傍聴は、申込みを行った傍聴者のみであり、会場の入場に際して事務局は、傍聴者の本人確認を行う。
- 7 審議会会長又は事務局は、傍聴者であっても、次の各号に該当すると判断した者については、審議会の傍聴を認めない。
 - ① 酒気を帯びている者
 - ② 凶器その他危険と思われる物を所持・携帯している者
 - ③ 旗、のぼり、プラカード等を所持・携帯している者
 - ④ その他、審議会の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- 8 傍聴者が傍聴中に次の各号に掲げる行為等を行った場合、審議会会長又は事務局は、注意を与え又は退場させる。
 - ① 「審議会傍聴に当たっての留意事項」（別紙2）を遵守しない場合
 - ② 放談、私語その他喧噪に渡り又は議事の進行を妨害する行為を行う場合
 - ③ その他、審議会会長又は事務局職員の指示に従わない等、審議会の秩序を乱す言動を行う場合

〔マスコミ、報道機関の取扱〕

- 9 報道機関からの照会に際しては、審議会の概要等について必要な説明を行う。
- 10 カメラ等の撮影に応じる部分は、審議会の議事内容等により予め事務局が指定する。

令和 年 月 日

第〇回 滋賀地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

傍聴を希望される方は、下記5の傍聴申込要領により、お申し込みください。

記

- 1 日 時 令和〇年〇月〇日 (〇) 午前・後〇時〇分から
- 2 場 所 〇〇〇〇〇〇〇〇 (〇〇〇〇〇〇〇〇)
- 3 議 題 〇〇〇〇〇〇〇〇
- 4 傍 聴 者 〇名
- 5 傍聴申込要領

- (1) 傍聴を希望される方は、電子メールでお申し込みください。

電話及びファクシミリでのお申込みはご遠慮ください。

電子メールアドレス：chinginshitsu-shigakyoku@mhlw.go.jp



- (2) 電子メールの記載事項は、以下のとおりです。

- ・件名に「【傍聴希望】第〇回 滋賀地方最低賃金審議会」
- ・傍聴希望者の①お名前（ふりがな）、②所属（勤務先等）、③電子メールアドレス、④電話番号（市外局番も省略せず記載してください。）。)

- (3) 申込締切日時：令和〇年〇月〇日 (〇) 午後5時00分【必着】です。

- (4) 会場の収容人数に限りがありますので、傍聴希望者多数の場合は、事務局において抽選を行います。

抽選の結果、傍聴できなくなった傍聴希望者は、申込締切日の翌開庁日までに傍聴希望者の③電子メールアドレス宛てに電子メールでご連絡します（傍聴可能な方には通知等は行いません。）。)

- (5) 当日は、審議会開始の10分前までにお越しください。審議会開始後の入室は認められませんのでご注意ください。

なお、審議会当日は、お申込みいただいた傍聴希望者ご本人であることを確認しますので、「顔写真付き身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）」をお持ちください。

- (6) 複数名の申込みの場合であっても、傍聴希望者1名ずつ電子メールを送信してください。

6 その他

- (1) 傍聴者は、別紙2の「審議会傍聴に当たっての留意事項」を厳守してください。

- (2) 車椅子をお使いになられる傍聴希望者及び介助の方の付き添えが必要な傍聴希望者は、その旨をお申込みの際にお書き添えください。

また、介助の方が付き添われる場合は、その方のお名前（ふりがな）も併せてお書き添えください。

- (3) 電子メールアドレスを所持していない傍聴希望者は、事務局までご連絡ください。

【担当】 滋賀地方最低賃金審議会事務局

滋賀労働局 労働基準部 賃金室

電話：077-522-6654

審議会傍聴に当たっての留意事項

会議の傍聴に当たり、次の事項を遵守してください。

これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

- 1 事務局が指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません。
※あらかじめ撮影等を申込まれた場合は、事務局が指定する部分に限って写真撮影などをすることができます。
- 4 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- 5 審議会委員等の言論に対し、賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 はちまき、ゼッケン、ヘルメット、たすき、腕章等は会場内では着用できません。
- 7 旗、ビラ、プラカード、凶器、その他危険と思われる物又はその他審議会の進行を妨げる恐れのある物を持っている方の傍聴はお断りいたします。
- 8 酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 9 飲食等はできません。
- 10 会議途中での入退室は、やむを得ない場合のみとします。
- 11 その他、審議会会長及び事務局職員の指示に従ってください。

滋賀地方最低賃金審議会事務局



滋労発基 0705 第 1 号
令和 5 年 7 月 5 日

滋賀地方最低賃金審議会
会長 平井 建志 殿

滋賀労働局長
小 島 裕

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、滋賀県最低賃金（昭和 55 年滋賀労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2023（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版
(令和5年6月16日閣議決定)

<関係部分抜粋>

Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

(1) 三位一体の労働市場改革の指針の基本的考え方

働き方は大きく変化している。「キャリアは会社から与えられるもの」から「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となってきた。職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自分の意思でリ・スキリングを行え、職務を選択できる制度に移行していくことが重要である。そうすることにより、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、社外からの経験者採用にも門戸を開き、労働者が自らの選択によって、社内・社外共に労働移動できるようにしていくことが、日本企業と日本経済の更なる成長のためにも急務である。

これまでの我が国の賃金水準は、長期にわたり低迷してきた(先進国の1人当たり実質賃金の推移を見ると、1991年から2021年にかけて、米国は1.52倍、英国は1.51倍、フランスとドイツは1.34倍に上昇しているのに対して、日本は1.05倍)。この間、企業は人に十分な投資を行わず、個人は十分な自己啓発を行わない状況が継続してきた。

G×やD×等の新たな潮流は、必要とされるスキルや労働需要を大きく変化させる。人生100年時代に入り就労期間が長期化する一方で、様々な産業の勃興・衰退のサイクルが短期間で進む中、誰しものが生涯を通じて新たなスキルの獲得に努める必要がある。他方で、現実には、働く個人の多くが受け身の姿勢で現在の状況に安住しがちであるとの指摘もある。

この問題の背景には、年功賃金制等の戦後に形成された雇用システムがある。職務(ジョブ)やこれに要求されるスキルの基準も不明瞭なため、評価・賃金の客観性と透明性が十分確保されておらず、個人がどう頑張ったら報われるかが分かりにくい、エンゲージメントが低いことに加え、転職しにくく、転職したとしても給料アップにつながりにくかった。また、やる気があっても、スキルアップや学ぶ機会へのアクセスの公平性が十分確保されていない。

人口減少による労働供給制約の中で、こうしたシステムを変革し、希望する個人が、雇用形態、年齢、性別、障害の有無を問わず、将来の労働市場の状況やその中での働き方の選択肢を把握しながら、生涯を通じて自らの生き方・働き方を選択でき、自らの意思で、企業内での昇任・昇給や企業外への転職による処遇改善、更にはスタートアップ等への労働移動機会の実現のために主体的に学び、報われる社会を作っていく必要がある。

企業側の変革も待たないである。企業が人への十分な投資を行っていない間に、諸外国との賃金格差は拡大し、先進諸国間のみならず、アジアにおける人材獲得競争でも劣後するようになってきているおそれがある。グローバル市場で競争している業種・企業を中心に、人材獲得競争の観点からジョブ型の人事制度を導入する企業等も増えつつあ

るが、そのスピードは十分ではなく、人的資本こそ企業価値向上の鍵との認識の下、変化への対応を急ぎ、人への投資を抜本強化する必要がある。

こうした変革においては、働き手と企業の関係も、対等に「選び、選ばれる」関係へと変化する。一人ひとりが主役となって、キャリアは会社から与えられるものから、一人ひとりが自らの意思でキャリアを築き上げる時代へと、官民の連携の下、変えていく必要がある。

このため、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化、の三位一体の労働市場改革を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることが急務である。これにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。

また、構造的賃上げを行っていくためには、我が国の雇用と GDP の7割を占める地方、中小・小規模企業の対応も鍵となる。三位一体の労働市場改革と並行して、低生産性企業の生産性向上を図るとともに、本年3月15日の政労使の意見交換でも基本的な合意があったように、「中小・小規模企業の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、賃上げの原資を確保し、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策を徹底する必要がある。

あわせて、こうした取組と生産性向上支援の取組を通じて、地域の人手不足対策や、働く個人が安心して暮らすことができる最低賃金の引上げを実現する。

これらの改革に、官民を挙げて、大胆に取り組むことを通じて、国際的にも競争力のある労働市場を作っていく。

(2) 目標

三位一体の労働市場改革を進めることで、構造的賃上げを通じ、同じ職務であるにもかかわらず、日本企業と外国企業の間には存在する賃金格差を、国ごとの経済事情の差を勘案しつつ、縮小することを目指す。あわせて、性別、年齢等による賃金格差の解消を目指す。

また、我が国の場合、これまでは転職前後の賃金を比較すると、転職後に賃金が減少する傾向が見られた。内部労働市場と外部労働市場の形成とそのシームレスな接続により、転職により賃金が増加する者の割合が減少する者の割合を上回ることを目指す。

官民でこれらの進捗状況を確認しつつ、改革の取組を進める。

(3) 改革の方向性

三位一体の労働市場改革を進めるに当たり、その前提として、在職中からのリ・スキリング支援やコンサルティング・助言機能の強化等を含めて雇用のセーフティネット機能を確保・拡充していくことが重要であり、民間の力も活用しつつ、官民一体となったリ・スキリングやマッチング機能の強化が求められる。その際、以下の3つの視点が重要となる。

- ① 企業内の人事・賃金制度の改革等により内部労働市場が活性化されてこそ、外部労働市場、すなわち労働市場全体も活性化する。人的資本こそ企業価値向上の鍵との認識の下、個々の企業の実態に応じて、労使による企業内の人事・賃金制度の見直

しを中核に位置付けつつ、労働移動に対する不安感等を徐々に払拭するとともに、人への投資の抜本強化等を通じて仮に転職しても将来戻って来てもらえるような人材をひきつける企業を増やしていく。

- ② 今回の改革は、我が国の雇用慣行の実態が変わりつつある中で、働く個人にとっての雇用の安定性を保全しつつ、構造的賃上げを実現しようとするものである。働く個人の立場に立って、円滑な労働移動の確保等を通じ、多様なキャリアや処遇の選択肢の提供を確保する。
- ③ こうした改革を中小・小規模企業の成長機会にもつなげていく。大企業内の人事制度が柔軟なものになれば、例えば、一定期間の中小・小規模企業への出向や副業・兼業等を通じた経験がスキルとして客観的に認識されるようになり、大企業と中小・小規模企業間の人材交流が活発化し、人手不足に直面する地域の中小・小規模企業の人材支援にもつながる。あわせて、労務費等の価格転嫁対策を徹底的に講じることにより、中小・小規模企業の収益確保に万全を期すとともに、賃上げにつなげていく。また、リ・スキリング等に関する支援の充実により、経済格差が教育格差を生む負のスパイラルを断ち切り、全ての人が生きがいを感じられる社会を作ることにつながる。

上記の視点を踏まえつつ、以下の改革を三位一体で進めることとする。

- ① リ・スキリングによる能力向上支援
- ② 個々の企業の実態に応じた職務給の導入
- ③ 成長分野への労働移動の円滑化

あわせて、多様性の尊重と格差の是正を重点事項として掲げ、最低賃金の引上げ、労務費の適正な転嫁を通じた取引適正化、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間等の同一労働・同一賃金制の施行の徹底、中小・小規模企業労働者のリ・スキリングの環境整備、キャリア教育の充実等の取組を一体的に進めることとする。

この際、こうした改革には時間を要するものも含まれることから、一定期間ごとに官民でその進捗を確認し、時間軸を共有しながら、計画的に見直しを行っていく。

また、改革への対応は、業種別にも大きく異なることが想定されることから、事業所管省庁との連携により、きめ細やかに対応を行う。

(7) 多様性の尊重と格差の是正

① 最低賃金

最低賃金について、昨年¹は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。

また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。

②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等

中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。

i) 適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進

中小・小規模企業の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させていく必要がある。このため、優越的地位の濫用に関する11万名を超える規模の特別調査の実施、重点5業種に対する立入調査の実施等、より一層、転嫁対策、下請取引の適正化に取り組む。業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める。また、特に労務費の転嫁状況については、政府は、公正取引委員会の協力の下、業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。

ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進

中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。

また、自動車産業において行われている「ミカタ」プロジェクト等を参考に、サプライヤーの人材に対するリ・スキリングの実施とこれらの中小・小規模企業向け補助金による一体的な支援の他分野への横展開を図る。

中小・小規模企業が従業員をリ・スキリングに送り出す場合、個人の主体的なり・スキリングであっても、賃金助成等の支援策の拡充を検討する。

③同一労働・同一賃金制の施行の徹底

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在する。

同一労働・同一賃金制の施行は全国47か所の都道府県労働局が実施している。全国に321署ある労働基準監督署には指導・助言の権限がない。同一労働・同一賃金制の施行強化を図るため、昨年12月から、労働基準監督署でも調査の試行を行い、問題企業について、労働局に報告させることとした。

600円程度の賃金格差が非合理的であると結論はできないが、本年3月から本格実施された労働基準監督署による上記調査の賃金格差是正への効果を見て、年内に順次フォローアップし、その後の進め方を検討する。この際、必要に応じ、関係機関の体制の強化を検討する。

同一労働・同一賃金制は、現在のガイドラインでは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の比較で、非正規雇用労働者の待遇改善を行うものとなっているが、職務限定

社員、勤務地限定社員、時間限定社員にも考え方を広げていくことで再検討を行う。なお、同一労働・同一賃金制は、外国人を含めて適用されることに改めて留意する。

④女性活躍推進法の開示義務化のフォローアップ

男女の賃金差異について、女性活躍推進法の開示義務化（労働者 301 人以上の事業主を対象に昨年 7 月施行）の対象拡大（労働者 101 人から 300 人までの事業主）の可否についての方向性を得るため、開示義務化の施行後の状況をフォローアップする。

⑤キャリア教育の充実

小学校・中学校・高等学校の総合的学習の時間におけるキャリア教育を充実させるべく、実施方法・事例を周知する。また、これらの学校における教育課程外の取組も含め、起業家教育の充実を図る。

大学においても、キャリア教育の充実を図るためのカリキュラムの拡充を進める。

大学、高等専門学校等における人材育成の充実とキャリア意識の向上を図るため、企業等での実務の経験を有する者の積極的な採用や、企業等から招へいする実務家教員を大幅に拡充する。講師には、スタートアップや中小・小規模企業の経営者も招へいする。

また、大学や高等専門学校等において、企業活動と一体的な教育研究を促進することにより、研究の社会実装と世界で戦う上で必要な高度人材育成を両輪で進める。

企業が大学等の高等教育機関に共同講座を設置して人材育成を行う取組への支援を強化する。

⑥外国人労働者との共生の推進

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設する方向で検討する。

また、外国人の子弟についても、その教育環境の整備を進める。

（9）三位一体の労働市場改革の指針の関連事項

①フリーランスの取引適正化

フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づき、フリーランスに対し業務委託を行う事業者について、書面又は電子メール等の交付義務や報酬減額等の取引上の禁止行為の遵守を徹底すべく、執行体制を強化するとともに、フリーランスに対する相談体制を充実させる。

あわせて、フリーランス個人やフリーランス関係団体から問題事例を吸い上げるメカニズムを充実させるため、意見交換を行う枠組みを検討する。これらの取組から得られた情報をもとに、問題事例の多い業種には集中調査を実施する等、状況の把握に努める。

また、事業所管省庁が、公正取引委員会及び中小企業庁と連携して、発注者側の団体に対し、フリーランスとの取引慣行適正化を働き掛けるための枠組みを創設することを検討する。

②男女ともに働きやすい環境の整備

いわゆる 106 万円・130 万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げに取り組むことと併せて、被用者が新たに 106 万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせないための当面の対応を本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直しに取り組む。

③高等教育費の負担軽減

授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、来年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約 600 万円）に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。

授業料後払い制度について、まずは、来年度から修士段階の学生を対象として導入^(注)した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。

(注) 所得に応じた納付が始まる年収基準は 300 万円程度とするとともに、子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが 2 人いれば、年収 400 万円程度までは所得に応じた納付は始まらないこととする。

経済財政運営と改革の基本方針 2023

(令和5年6月16日閣議決定)

<関係部分抜粋>

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方**2. 環境変化に対応したマクロ経済運営**

マクロ経済運営について、政府と日本銀行との緊密な連携の下、経済・物価・金融情勢に応じて機動的な政策運営を行っていく。

政府としては、まずは、輸入物価上昇を起点とした外生的な物価上昇から、賃金上昇やコストの適切な価格転嫁を伴う「賃金と物価の好循環」を目指し、下請取引適正化を始めとする中小企業の価格転嫁対策、最低賃金の継続的引上げに向けた環境整備、適切な労働市場改革等を進める。

第2章 新しい資本主義の加速**1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成**

「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の実現の鍵を握るのが賃上げであり、これまで積み上げてきた経済成長の土台の上に、構造的な人手不足への対応を図りながら、人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げを実現する。あわせて、賃金の底上げや金融資産所得の拡大等により家計所得の増大を図るとともに、多様な働き方の推進等を通じ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことで企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げにつながる社会を創る。

(三位一体の労働市場改革)

一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、人的資本こそ企業価値向上の鍵である。こうした考え方のもと、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場

改革」を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。また、地方、中小・小規模企業について、三位一体の労働市場改革と並行して、生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる。

「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。その際、教育訓練給付の拡充、教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設について検討する。また、5年で1兆円の「人への投資」施策パッケージのフォローアップと施策の見直し等を行うほか、雇用調整助成金について、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくなるよう助成率等の見直しを行う。

「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」については、職務給（ジョブ型人事）の日本企業の人材確保の上での目的、人材の配置・育成・評価方法、リ・スキリングの方法、賃金制度、労働条件変更と現行法制・判例との関係などについて事例を整理し、個々の企業が制度の導入を行うために参考となるよう、中小・小規模企業の導入事例も含めて、年内に事例集を取りまとめる。

「成長分野への労働移動の円滑化」については、失業給付制度において、自己都合による離職の場合に失業給付を受給できない期間に関し、失業給付の申請前にリ・スキリングに取り組んでいた場合などについて会社都合の離職の場合と同じ扱いにするなど、自己都合の場合の要件を緩和する方向で具体的設計を行う。また、自己都合退職の場合の退職金の減額といった労働慣行の見直しに向けた「モデル就業規則」の改正や退職所得課税制度の見直しを行う。さらに、求職・求人に関して官民が有する基礎的情報を加工して集約し、共有して、キャリアコンサルタントが、その基礎的情報に基づき、働く方々のキャリアアップや転職の相談に応じられる体制の整備等に取り組む。

これらの労働市場改革の際、官民でその進捗を確認し、計画的に見直しを行っていく。

（家計所得の増大と分厚い中間層の形成）

今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。

中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における

賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年も全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を 4 つから 3 つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000 円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。

公的セクターの賃上げを進めるに当たり、2022 年 10 月からの処遇改善の効果が現場職員に広く行き渡るようになってきているかどうかの検証を行い、経営情報の見える化を進める。

2,000 兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現する。そのためには、家計の賃金所得とともに、金融資産所得を拡大することが重要であり、i D e C o（個人型確定拠出年金）の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて 2024 年中に結論を得るとともに、N I S A（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充・恒久化、金融経済教育推進機構の設立、顧客本位の業務運営の推進等、「資産所得倍増プラン」を実行する。加えて、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定する。

これらによる家計所得の増大と併せて、持続可能な社会保障制度の構築、少子化対策・こども政策の抜本強化、質の高い公教育の再生等に取り組むことを通じ、分厚い中間層を復活させ、格差の拡大と固定化による社会の分断を回避し、持続可能な経済社会の実現につなげる。

（多様な働き方の推進）

三位一体の労働市場改革と併せて、人手不足への対応も視野に入れ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことができるよう、多様な働き方を効果的

に支える雇用のセーフティネットを構築するとともに、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備する。このため、週所定労働時間 20 時間未満の労働者に対する雇用保険の適用拡大について検討し、2028 年度までを目途に実施する。あわせて、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークやビジネスケアラーの増大等を踏まえた介護と仕事の両立支援を推進するほか、勤務間インターバル制度の導入促進、メンタルヘルス対策の強化等の働き方改革を一層進めながら、副業・兼業の促進、選択的週休 3 日制度の普及等に取り組む。また、フリーランスが安心して働くことができる環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法の十分な周知・啓発、同法の執行体制や相談体制の充実等に取り組む。

国家公務員については、デジタル環境の整備、業務の見直し、時間や場所にとられない働き方の充実等により働き方改革を一層推進するとともに、採用試験の受験者拡大や中途採用の活用、職員としての成長に資する業務経験やスキルアップ機会の付与、民間知見の習得など人材の確保・育成に戦略的に取り組む。

5. 地域・中小企業の活性化

(中堅・中小企業の活力向上)

地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する 1 万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等と呼び込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。

これらによるサプライチェーンの付加価値の増大とともに、その適切な分配を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」を推進するほか、優越的地位の濫用に関する特別調査、重点 5 業種に対する立入調査の実施等、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進する。また、実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針をまとめる。加えて、インボイス制度の円滑な導入やサイバーセキュリティ対策を支援する。

さらに、感染症の影響等への対応で債務が増大している中小企業等の収益力

改善・事業再生・再チャレンジの支援を強化する。具体的には、官民金融機関や信用保証協会等による経営支援の強化、返済猶予等の資金繰り支援、資本性劣後ローンの活用等を通じた資本基盤の強化、債務減免を含めた債務整理等に総合的に取り組む。地域交通や観光・宿泊業等の事業再生等を重点的に支援する。加えて、早期の事業再生等を促す環境を整備するため、経営者保証に依存しない融資慣行を推進する。

また、新しい事業に取り組むフリーランスを含む個人事業主に対する経営や財務戦略についての経営者教育に取り組む。

令和5年4月25日

滋賀県内経済情勢報告

(令和5年4月判断)

1. 総論

【総括判断】 「県内経済は、持ち直している」

項目	前回 (令和5年1月判断)	今回 (令和5年4月判断)	前回比較
総括判断	持ち直している	持ち直している	→

(注) 5年4月判断は、前回1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

(判断の要点)

個人消費は、緩やかに回復しつつある。生産活動は、回復しつつある。雇用情勢は、持ち直しつつある。

【主な項目の判断】

項目	前回 (令和5年1月判断)	今回 (令和5年4月判断)	前回比較
個人消費	緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある	→
生産活動	原材料価格高騰等の影響がみられるものの、回復しつつある	回復しつつある	→
雇用情勢	持ち直しつつある	持ち直しつつある	→
設備投資	4年度は前年度を上回る見込みとなっている	4年度は前年度を上回る見込みとなっている	→
企業収益	4年度は増益見込みとなっている	4年度は増益見込みとなっている	→

【先行き】

先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外経済の下振れが景気の下押しリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約等の影響に十分注意する必要がある。

2. 各論

【主な項目】

■ 個人消費 「緩やかに回復しつつある」

百貨店・スーパー販売は、値上げによる買い控えなどはみられるものの、客単価の上昇により売上は堅調に推移している。

コンビニエンスストア販売は、人流の増加による回復基調は継続しており、売上は増加している。

ドラッグストア販売は、医薬品の品薄状況が続いているほか、花粉症関連商品などが好調であることから、売上は増加している。

ホームセンター販売は、来店客数の減少などの影響はあるものの、園芸用品などが回復基調にあることから、持ち直しの動きがみられる。

家電大型専門店販売は、物価高の影響による購買意欲の低下や新生活家電の売行き伸び悩みなどから、横ばいの状況にある。

乗用車の新車登録届出台数は、普通・小型車、軽自動車ともに前年を上回っている。

観光動向は、全国旅行支援や外国人観光客の入国制限緩和により、宿泊客の増加傾向が続いていることから、緩やかに回復しつつある。

(主なヒアリング結果)

- 値上げによる買い控えや客足の減少などがみられるものの、客単価の上昇により売上は堅調に推移している。
(百貨店・スーパー)
- 全国旅行支援、インバウンドの回復などもあり人流の回復が継続していることから、売上は回復基調にある。
(コンビニエンスストア)
- 昨年末の新型コロナウイルスの感染者の急増以降、医薬品の品薄状況が続いている。また、足下では花粉関連商品や化粧品などの売行きが好調となっている。
(ドラッグストア)
- 来店客数は減少しているものの、値上げの影響や園芸用品、アウトドア用品などで回復の動きがみられることから、売上に持ち直しの動きがみられる。
(ホームセンター)
- 昨今の物価上昇や旅行需要の拡大もあり、家電に対する購買意欲が低下しているように見受けられる。また、例年この時期は新生活向けの商品が好調となるが、今年は一人暮らし向けの家電もあまり売れておらず、売上高全体の押し効果はみられなかった。
(家電量販店)
- 半導体を中心とした部品不足の状況が緩和されつつあることから、契約から納車・登録までの期間についても徐々に短くなってきており、販売台数は回復基調にある。
(自動車販売店)
- 全国旅行支援や入国制限緩和により、国内外ともに宿泊客数は増加しており、稼働率は回復基調にある。また、宴席需要については定例案件の復活などの動きがみられるようになってきている。
(宿泊)
- ファミリー層を中心に非常に好調であり、売上・客数ともにコロナ禍前の水準まで戻つつある。
(飲食)

■ 生産活動 「回復しつつある」

鉱工業指数(生産)は、半導体製造装置で一服感がみられることから「生産用機械」が低下しているものの、「化学」などの業種で高水準で推移していることから、生産活動は回復しつつある。

(主なヒアリング結果)

- 今期は受注の積み上がりを解消すべく、生産能力増強を図ったものの、生産は追いついていない状況が続いている。
(生産用機械)
- 取引先がコロナ禍で控えていた設備投資を再開していることから、受注は堅調に推移しているものの、一部部材の仕入れが遅れているため、製品の納期に遅れが生じている。
(生産用機械)
- インバウンド客による医薬品の買い占めなどもあり、受注が増加傾向にあるため、生産ラインはフル稼働状況。(化学)
- 大型船舶向けの需要増を背景に、今期の売上高は増加見込み。なお、足下では原材料やエネルギー価格の高騰分について値上げできる環境が整っていることもあり、10~30%値上げを実施した。
(汎用・業務用機械)
- 建設機械関連の受注はやや一服感がみられるものの、今期の売上高は当初計画を上回っており好調である。また、取引先が価格転嫁に対して前向きに対応してくれていることもあり原材料価格高騰分については概ね転嫁できている。(鉄鋼)
- 足下では一部メーカーが生産調整を実施していることから、受注数が減少傾向にあり売上高も減少している。
(輸送機械)

■ 雇用情勢 「持ち直しつつある」

有効求人倍率は、1倍台を超える水準で推移している。また、新規求人数も前年を上回る水準となっている。

(主なヒアリング結果)

- いずれの部署も不足感はあるものの、必要な生産量を確保するために、定時以降は総務、営業担当も工場へ応援に入るなどして対応している。(化学)
- 内職勤務は募集をかければすぐに応募がある一方、設計など技術系の人材の不足感は常態化しており、募集をかけても応募がない。(生産用機械)
- 退職を控えている職員が多く、世代交代も視野に入れた採用活動を行っているが、応募人数は募集人数に満たない状況。(窯業・土石製品)
- 対面販売がメインであるため、省力化を目的としたDXは進んでおらず、人手不足感は常にある。(食料品)
- 施工管理技術者などは大手企業に流れる傾向があることから採用し辛い状況が続いている。(建設)
- 調理スタッフを中心に要員不足が慢性化している。募集をかけても応募自体が少ない状況が続いており、当面は時間外労働や派遣などで対応している。(宿泊)

■ 設備投資 「4年度は前年度を上回る見込みとなっている」 「法人企業景気予測調査(全産業)」5年1-3月期

4年度の設備投資は、全産業で43.9%増(対前年度増減率、以下同じ)の見込みとなっており、産業別では、製造業で30.8%増、非製造業で66.1%増の見込みとなっている。

■ 企業収益 「4年度は増益見込みとなっている」 「法人企業景気予測調査(全産業)」5年1-3月期

4年度の経常利益は、全産業で25.8%(対前年度増減率、以下同じ)の増益見込みとなっており、産業別では、製造業で46.7%の増益見込み、非製造業で▲15.9%の減益見込みとなっている。

【その他の項目】

■ 住宅建設 「前年を下回っている」

新設住宅着工戸数でみると、貸家などが減少していることから、全体で前年を下回っている。

■ 公共事業 「前年を下回っている」

前払金保証請負金額でみると、県などで減少していることから、全体で前年を下回っている。

■ 企業の景況感 「下降」超となっている 「法人企業景気予測調査(全産業)」5年1-3月期

企業の景況判断BSIでみると、現状判断は「下降」超となっている。先行きについては「上昇」超の見通しとなっている。

■ 企業倒産 「件数は前年を上回っており、負債金額は前年を下回っている」

倒産件数は前年を上回っており、負債金額は前年を下回っている。

お問合せ先：大津財務事務所 財務課 TEL077-522-6455

財 務 省



法人企業景気予測調査

(令和5年4-6月期調査)

滋賀県分

令和5年6月13日

財務省 近畿財務局 大津財務事務所

【お問い合わせ先】

財務省近畿財務局大津財務事務所 財務課

電話：077-522-6455（ダイヤルイン）

目次

調査要領等	1
1. 企業の景況	2
2. 雇用	4
3. 売上高・経常利益	5
4. 設備投資	6

【調査要領等】

1. 調査の根拠と目的

本調査は、経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として四半期毎に実施している。

2. 調査時点

令和5年5月15日（前回調査 令和5年2月15日）

3. 調査対象期間

- (1) 判断調査項目 令和5年 4～6月期（又は 6月末）見込み
令和5年 7～9月期（又は 9月末）見通し
令和5年 10～12月期（又は 12月末）見通し
- (2) 計数調査項目 令和5年度実績見込み

4. 調査対象企業の範囲

滋賀県に所在する資本金、出資金又は基金（以下、「資本金」という。）1千万円以上の法人。ただし、電気・ガス・水道業及び金融・保険業は資本金1億円以上を対象とする。

5. 集計方法

判断調査項目、計数調査項目ともに単純集計を行っている。

6. 標本企業の選定方法及び調査票の回収状況

標本は、四半期別法人企業統計調査の標本などから、一定の方法により選定を行う。

調査対象企業による自計記入方式とし、郵送による提出もしくはオンライン入力により回答を得ている。

なお、毎年4～6月期調査前に標本の抽出替えを行っている。

（調査対象企業数・回収率）

	全産業			製造業			非製造業		
	標本 企業数	回収 企業数	回収率 (%)	標本 企業数	回収 企業数	回収率 (%)	標本 企業数	回収 企業数	回収率 (%)
全規模	102	93	91.2	46	45	97.8	56	48	85.7
大企業	21	21	100.0	14	14	100.0	7	7	100.0
中堅企業	22	21	95.5	10	10	100.0	12	11	91.7
中小企業	59	51	86.4	22	21	95.5	37	30	81.1

（注）大企業：資本金10億円以上

中堅企業：資本金1億円以上10億円未満

中小企業：資本金1千万円以上1億円未満

なお、本文で「全産業」のみの記載は「全規模の全産業」を示す

7. 業種分類

日本標準産業分類に基づき業種分類を行っている。

（参考：BSIについて）

BSI（ビジネス・サーベイ・インデックス）とは、前期と比較した変化方向別の回答社数構成比から、先行きの経済動向を予測する方法である。

例：「企業の景況判断」の場合、前期と比べて

「上昇」と回答した企業の構成比…40.0% 「不変」と回答した企業の構成比…25.0%

「下降」と回答した企業の構成比…30.0% 「不明」と回答した企業の構成比…5.0%

BSI = （「上昇」と回答した企業の構成比 40.0%

－（「下降」と回答した企業の構成比 30.0%）＝10.0%ポイント

1. 企業の景況

—全産業の現状判断は「上昇」超—

(大企業、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超)

5年4～6月期の企業の景況判断BSI(前期比「上昇」-「下降」社数構成比、原数値)をみると、全産業は「上昇」超となっている。

産業別では、製造業は「下降」超、非製造業は「上昇」超となっている。

規模別では、大企業、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっている。

先行きについて、5年7～9月期は、大企業、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「上昇」と「下降」が均衡で推移する見通しとなっている。

企業の景況判断BSI(原数値)

(前期比「上昇」-「下降」社数構成比：%ポイント)

区分	5年1～3月 (前回調査時) 現状判断	5年4～6月 現状判断	5年7～9月 見通し	5年10～12月 見通し
全産業	(△ 9.9)	(2.2) 1.1	(3.3) 7.5	7.5
製造業	(△ 16.7)	(△ 4.2) △ 8.9	(6.3) 8.9	15.6
非製造業	(△ 2.3)	(9.3) 10.4	(0.0) 6.3	0.0
規模別				
大企業	(△ 10.0)	(0.0) 4.8	(0.0) 9.5	0.0
中堅企業	(6.5)	(19.4) 28.6	(22.6) 23.8	28.6
中小企業	(△ 22.5)	(△ 10.0) △ 11.8	(△ 10.0) 0.0	2.0

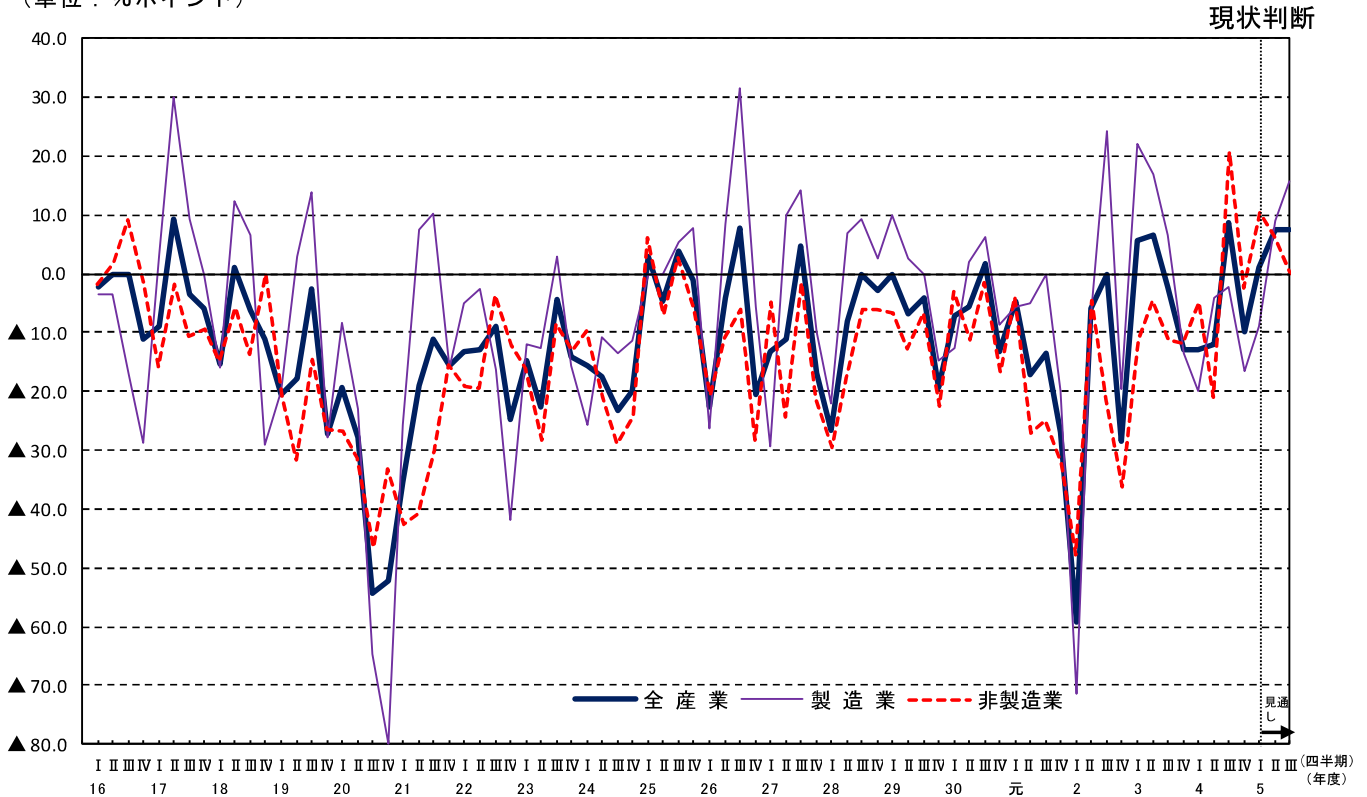
(注1) 回答社数：93社

(注2) ()は前回(令和5年1～3月期)調査結果

企業の景況判断BSIの推移（原数値）

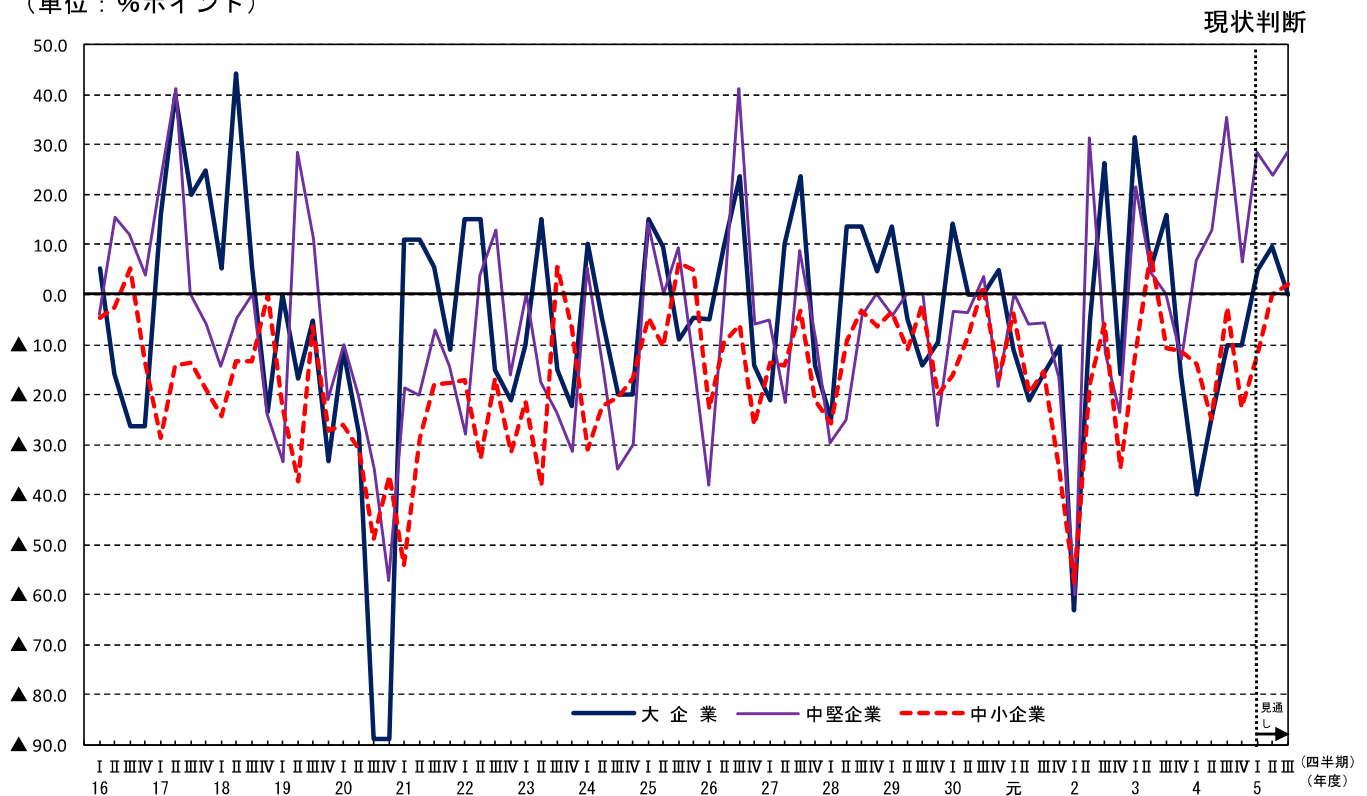
①産業別

（単位：%ポイント）



②規模別

（単位：%ポイント）



2. 雇用

－ 全産業の現状判断は「不足気味」超 －

5年6月末時点の従業員数判断BSI（期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比、原数値）をみると、全産業は「不足気味」超となっている。

産業別では、製造業、非製造業ともに「不足気味」超となっている。

規模別では、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっている。

先行きについて、5年9月末は、全産業で「不足気味」超で推移する見通しとなっている。

従業員数判断BSI（原数値）

（期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比：％ポイント）

区 分	5年3月末 （前回調査時） 現状判断	5年6月末 現状判断	5年9月末 見通し	5年12月末 見通し
全 産 業	（ 39.6）	（ 29.7） 30.1	（ 25.3） 31.2	32.3
製 造 業	（ 33.3）	（ 18.8） 31.1	（ 12.5） 35.6	37.8
非 製 造 業	（ 46.5）	（ 41.9） 29.2	（ 39.5） 27.1	27.1
規 大 企 業	（ 30.0）	（ 15.0） 38.1	（ 10.0） 33.3	33.3
模 中 堅 企 業	（ 35.5）	（ 22.6） 33.3	（ 22.6） 28.6	28.6
別 中 小 企 業	（ 47.5）	（ 42.5） 25.5	（ 35.0） 31.4	33.3

（注1） 回答社数：93社

（注2） （ ）は前回（令和5年1～3月期）調査結果

3. 売上高・経常利益（除く電気・ガス・水道、金融・保険）

－ 5年度の売上高は7.6%の増収見込み、経常利益は△0.5%の減益見込み －

① 売上高

5年度の売上高は、全産業で7.6%（対前年度増減率、以下同じ。）の増収見込みとなっている。

産業別では、製造業で12.4%の増収見込み、非製造業で1.3%の増収見込みとなっている。

規模別では、大企業、中堅企業は増収見込み、中小企業は減収見込みとなっている。

（対前年度増減率：％）

	全 産 業		規 模 別			
	製 造 業	非製造業	大 企 業	中堅企業	中小企業	
5年度	7.6	12.4	1.3	8.8	10.1	△ 2.2

（注） 4・5年度ともに回答があった企業（64社）を基に単純集計

② 経常利益

5年度の経常利益は、全産業で△0.5%（対前年度増減率、以下同じ。）の減益見込みとなっている。

産業別では、製造業で11.6%の増益見込み、非製造業で△32.1%の減益見込みとなっている。

規模別では、大企業、中堅企業は増益見込み、中小企業は減益見込みとなっている。

（対前年度増減率：％）

	全 産 業		規 模 別			
	製 造 業	非製造業	大 企 業	中堅企業	中小企業	
5年度	△ 0.5	11.6	△ 32.1	4.0	8.3	△ 27.7

（注） 4・5年度ともに回答があった企業（63社）を基に単純集計

4. 設備投資(除く土地、含むソフトウェア投資)

－ 5年度は全産業で31.5%の増加見込み －

5年度の設備投資は、全産業で31.5%（対前年度増減率、以下同じ。）の増加見込みとなっている。

産業別では、製造業で14.7%増、非製造業で52.0%増の見込みとなっている。

規模別では、大企業、中堅企業は前年度を上回る見込み、中小企業は前年度を下回る見込みとなっている。

(対前年度増減率：%)

	全 産 業		規 模 別			
	製 造 業	非製造業	大 企 業	中堅企業	中小企業	
5年度	31.5	14.7	52.0	37.4	4.2	△ 14.7

(注) 4・5年度ともに回答があった企業(68社)を基に単純集計



資料提供

(県政)



提供年月日：令和5年(2023年)6月23日
 部局名：総合企画部
 所属名：統計課
 係名：EBPM支援係
 担当者名：佐々木・羽泉
 連絡先(内線)：077-528-3397 (3397)

滋賀県鉱工業指数(令和5年(2023年)4月速報)

生産および出荷は3か月ぶりの低下、在庫は2か月ぶりの低下

令和5年(2023年)6月23日 滋賀県統計課

【概要】

(1) 生産指数は3か月ぶりの低下

生産指数(季節調整済、平成27年基準)は100.9、前月比△1.0%と低下しました。

全13業種のうち、生産用機械工業、汎用・業務用機械工業など6業種が低下に寄与し、化学工業、プラスチック製品工業など7業種が上昇に寄与しました。

また、原指数は96.9、前年同月比△10.4%と低下しました。

(2) 出荷指数は3か月ぶりの低下

出荷指数(季節調整済、平成27年基準)は96.2、前月比△0.6%と低下しました。

全13業種のうち、生産用機械工業、汎用・業務用機械工業など6業種が低下に寄与し、化学工業、輸送機械工業など7種が上昇に寄与しました。

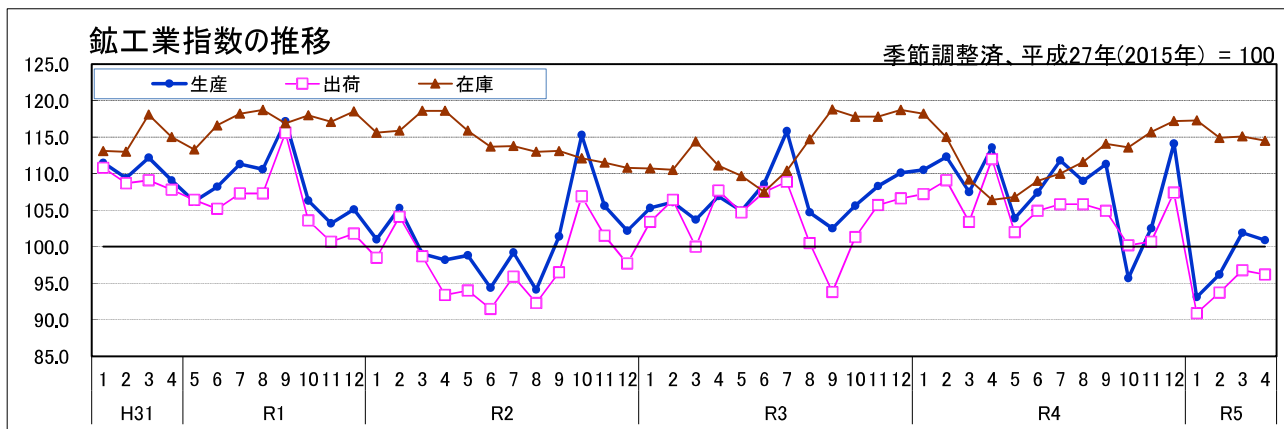
また、原指数は89.3、前年同月比△14.1%と低下しました。

(3) 在庫指数は2か月ぶりの低下

在庫指数(季節調整済、平成27年基準)は114.5、前月比△0.5%と低下しました。

全13業種のうち、電気・情報通信機械工業、パルプ・紙・紙加工品工業など8業種が低下に寄与し、プラスチック製品工業、その他工業など4業種が上昇に寄与しました。電子部品・デバイス工業は前月と同じでした。

また、原指数は116.0、前年同月比7.6%と上昇しました。



鉱工業総合

	滋賀県 H27=100				近畿(近畿経済産業局) H27=100			
	季節調整済指数		原指数		季節調整済指数		原指数	
	前月比(%)	前年同月比(%)	前月比(%)	前年同月比(%)	前月比(%)	前年同月比(%)	前月比(%)	前年同月比(%)
生産	100.9	△1.0	96.9	△10.4	91.6	△0.5	88.7	△6.2
出荷	96.2	△0.6	89.3	△14.1	90.6	△2.4	87.2	△8.2
在庫	114.5	△0.5	116.0	7.6	104.6	0.9	103.7	3.5
	全国(経済産業省) H27=100				注1 前月比(%)は季節調整済指数、前年同月比(%)は原指数によります。 注2 △は低下を示します。 注3 近畿は福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県です。 注4 指数は全て速報値です。			
	季節調整済指数		原指数					
	前月比(%)	前年同月比(%)	前月比(%)	前年同月比(%)				
生産	95.5	△0.4	93.5	△0.3				
出荷	93.0	△0.4	90.2	△0.8				
在庫	104.0	0.3	102.6	5.4				

業種別の動向

		主な業種	前月比(%)	前年同月比(%)
生産	上昇	化学工業	6.8	△3.2
		プラスチック製品工業	11.5	△12.0
低下		生産用機械工業	△23.0	△35.7
		汎用・業務用機械工業	△4.3	△21.7
出荷	上昇	化学工業	5.5	△4.8
		輸送機械工業	6.3	△11.3
低下		生産用機械工業	△18.5	△34.4
		汎用・業務用機械工業	△3.6	△25.1
在庫	上昇	プラスチック製品工業	3.8	△8.8
		その他工業	3.3	15.4
低下		電気・情報通信機械工業	△4.5	36.3
		パルプ・紙・紙加工品工業	△92.7	△91.2

(参考)

令和5年4月 生産指数の業種の主な変動要因

平成27年(2015年)=100

○生産指数	業種	品目分類
上昇	化学工業	プラスチック
	プラスチック製品工業	プラスチック製管・フィルム・シート・建材類
低下	生産用機械工業	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置 その他の生産用機械
	汎用・業務用機械工業	-

【お知らせ】

- 令和5年5月速報は、令和5年7月下旬に公表する予定です。
- 滋賀県公式ホームページでも指数をお知らせしています。
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/tokei/koukougyou/shisuu/300389.html>)

【お問合せ先】

〒520-8577 (住所は不要です)
滋賀県総合企画部 統計課 EBPM支援係
TEL 077-528-3397 (直通)
FAX 077-528-4835
メールアドレス cv0002@pref.shiga.lg.jp

業種別生産指数（平成27年（2015年）=100）

区分	鉱工業総合															
	鉄鋼・ 非鉄金属 工業	鉄鋼業	非鉄金属 工業	金 製 工 業	属 品 業	生 産 用 機 械 業	汎 用 ・ 業 務 用 機 械 業	汎用機械 工業	業務用機械 工業	電子部品 ・ デバイス 工業	電 気 ・ 情 報 通 信 機 械 業	輸 送 機 械 業	窯 業 ・ 土 石 製 品 業	化 学 工業	無 機 ・ 有 機 化 学 工業	陶 器 ・ 有 機 化 学 工業
ウエイト	10,000.0	246.6	103.6	143.0	448.3	958.2	931.6	643.7	287.9	549.9	929.6	1,124.5	494.0	1,684.8	182.9	1,501.9
【原指数】																
平成30年	108.4	108.6	107.7	109.2	94.8	140.4	125.6	136.2	101.9	70.5	101.4	108.4	92.6	115.1	97.1	117.3
令和元年	108.7	106.4	102.2	109.4	93.0	137.2	120.3	128.7	101.5	59.4	105.2	104.1	84.7	127.6	90.3	132.1
令和2年	101.5	88.8	83.2	92.8	77.4	120.9	110.3	119.3	90.0	53.6	91.7	87.5	70.6	144.8	86.0	151.9
令和3年	106.8	97.2	96.1	97.9	73.4	163.2	117.2	128.8	91.1	64.5	93.1	89.8	77.5	132.4	94.8	136.9
令和4年	108.0	92.0	97.9	87.7	73.9	181.6	118.3	137.5	75.4	53.0	86.6	88.8	82.4	143.6	87.3	150.4
令和3年4月	103.1	102.1	97.3	105.6	77.7	124.4	116.1	131.2	82.2	68.2	107.1	90.9	77.3	119.6	91.7	123.0
5月	94.0	84.2	81.3	86.3	65.1	162.5	92.7	98.0	81.0	59.1	92.0	83.3	74.9	94.9	84.7	96.1
6月	111.2	109.8	106.4	112.3	76.7	168.1	107.7	116.1	88.8	70.2	106.4	98.7	80.6	139.2	100.4	144.0
7月	120.5	107.4	103.1	110.5	81.4	163.0	108.7	116.5	91.1	64.8	101.8	97.0	81.2	191.5	107.6	201.7
8月	93.8	75.0	81.0	70.6	68.6	153.2	95.6	100.1	85.6	63.4	76.6	69.6	74.2	109.4	71.6	114.0
9月	106.0	93.1	100.3	87.8	72.2	170.9	118.1	127.2	97.9	67.0	76.0	47.6	82.7	160.4	94.7	168.4
10月	108.3	93.6	100.1	88.8	71.0	167.2	115.0	125.0	92.7	65.0	80.6	71.3	79.1	155.3	101.0	161.9
11月	110.6	100.5	105.5	97.0	83.2	165.5	123.9	140.0	87.9	61.1	87.4	100.1	84.2	137.6	104.0	141.6
12月	112.0	98.0	99.3	97.1	71.6	150.7	145.7	172.3	86.1	63.9	91.9	105.7	78.3	141.3	101.0	146.2
令和4年1月	101.5	89.0	92.3	86.6	69.5	172.1	112.3	125.1	83.7	52.6	73.9	81.7	79.5	132.8	92.5	137.7
2月	105.6	98.5	98.6	98.5	67.6	178.1	118.9	129.8	94.6	58.2	82.8	97.5	80.2	132.6	78.9	139.1
3月	130.2	109.4	109.7	109.2	79.6	239.0	179.6	217.1	95.7	59.1	98.6	107.8	85.3	160.8	107.9	167.2
4月	108.1	95.1	102.3	89.8	76.6	150.8	107.8	127.9	63.0	56.9	82.5	90.8	81.5	160.4	82.0	169.9
5月	94.4	72.0	82.0	64.8	67.3	155.4	114.7	141.8	54.1	44.3	75.4	55.7	78.6	123.7	84.5	128.4
6月	110.0	98.3	104.5	93.9	78.3	156.3	112.7	135.6	61.5	53.5	114.9	84.2	88.2	145.8	95.5	151.9
7月	114.8	93.0	101.4	87.0	80.6	185.9	109.3	131.2	60.4	54.1	103.9	82.7	82.8	168.0	96.1	176.8
8月	99.0	68.5	81.4	59.1	72.3	163.1	108.6	121.8	79.0	46.7	80.8	71.1	78.2	144.6	78.2	152.7
9月	115.1	97.3	106.4	90.7	80.1	220.8	113.6	125.4	87.2	49.3	80.0	99.5	85.4	159.1	85.7	168.1
10月	98.2	99.2	101.0	97.9	76.3	132.0	126.9	150.8	73.7	55.2	82.5	95.6	87.5	112.5	80.3	116.4
11月	104.7	99.4	103.7	96.3	75.3	168.8	106.7	120.0	77.0	52.2	82.4	102.2	84.5	133.5	77.4	140.3
12月	114.6	83.9	91.7	78.2	63.7	257.4	108.9	123.9	75.3	54.1	81.5	96.7	77.6	148.9	88.6	156.2
令和5年1月	84.7	76.5	82.2	72.4	60.7	99.0	106.8	120.2	76.9	41.7	71.2	74.2	69.6	110.1	65.0	115.6
2月	92.5	88.6	96.5	82.9	60.2	148.5	94.5	102.6	76.4	47.3	73.3	89.1	69.6	119.5	77.5	124.6
3月	123.3	98.4	106.1	92.9	87.3	294.7	139.4	158.3	97.3	49.9	96.8	99.6	73.0	141.8	86.9	148.5
4月	96.9	84.9	94.7	77.8	71.1	97.0	84.4	93.5	64.2	46.7	92.4	80.3	71.7	155.3	81.3	164.3
前年同月比(%)	△ 10.4	△ 10.7	△ 7.4	△ 13.4	△ 7.2	△ 35.7	△ 21.7	△ 26.9	1.9	△ 17.9	12.0	△ 11.6	△ 12.0	△ 3.2	△ 0.9	△ 3.3
【季節調整済指数】																
令和3年1期	105.0	97.5	91.1	102.0	74.0	151.0	114.1	125.3	91.7	66.3	96.5	97.0	74.2	120.1	95.8	123.1
II期	106.8	102.3	99.4	104.6	75.5	172.4	117.4	128.6	93.0	67.0	93.4	96.5	77.2	125.7	92.2	129.7
III期	107.7	95.4	97.3	93.3	71.5	166.9	115.2	126.1	90.5	64.0	89.5	72.6	80.1	146.3	95.4	152.4
IV期	108.0	93.6	96.7	91.8	73.2	175.5	121.5	134.0	89.3	61.6	92.6	93.2	78.4	137.0	95.5	137.7
令和4年1期	110.1	95.6	97.9	94.1	75.5	172.5	122.1	139.1	86.3	58.7	84.3	88.7	83.9	150.7	95.3	157.7
II期	108.3	91.6	100.8	85.1	76.5	177.7	125.0	152.2	65.8	52.4	83.1	81.4	82.3	153.1	87.3	161.0
III期	110.7	89.6	98.9	82.1	75.0	193.3	119.2	140.1	74.5	49.3	93.4	85.2	82.9	151.6	91.6	158.9
IV期	104.1	90.9	94.5	88.7	70.5	199.0	108.3	123.2	75.9	52.7	87.9	100.1	81.2	122.9	77.6	128.5
令和5年1期	97.1	84.3	92.2	78.8	71.0	144.6	101.8	113.4	77.9	47.7	79.1	80.4	72.5	130.5	77.1	137.3
令和3年4月	106.9	102.1	98.6	104.4	79.1	166.8	122.9	139.4	89.2	65.4	93.5	96.8	77.5	121.1	94.1	124.5
5月	104.9	100.9	97.4	103.8	72.6	189.4	113.5	120.6	97.5	67.5	94.0	96.1	76.3	110.3	91.8	111.7
6月	108.6	104.0	102.3	105.7	74.8	161.0	115.7	125.9	92.3	68.2	92.8	96.5	77.8	145.8	90.8	152.8
7月	115.8	100.0	98.5	101.7	74.3	185.8	117.5	127.4	92.9	64.8	90.4	89.7	79.6	171.2	100.6	178.6
8月	104.7	95.2	97.8	92.4	73.9	172.3	116.4	129.3	88.8	63.4	90.2	82.8	78.3	118.8	90.5	123.1
9月	102.5	91.1	95.7	85.9	66.3	142.6	111.7	121.5	89.9	63.9	88.0	45.2	82.4	148.9	95.2	155.6
10月	105.6	90.0	94.2	86.2	70.0	199.6	112.8	121.7	90.8	61.8	85.0	73.9	79.3	132.6	94.7	137.6
11月	108.3	93.2	96.9	90.9	80.1	176.5	118.5	132.8	87.2	60.5	97.1	101.3	79.3	128.9	97.3	132.6
12月	110.1	97.5	99.0	98.4	69.6	150.5	133.2	147.5	89.9	62.4	95.7	104.4	76.7	137.6	94.4	142.9
令和4年1月	110.5	93.4	93.5	93.9	81.4	203.3	122.7	137.3	94.0	57.3	81.7	81.2	81.3	143.1	110.1	147.7
2月	112.3	95.3	98.6	92.1	74.8	174.7	116.6	129.1	93.9	61.3	94.1	96.0	88.9	148.2	81.6	156.3
3月	107.5	98.2	101.6	96.2	70.4	139.6	127.0	150.9	70.9	57.6	77.0	88.8	83.4	160.9	94.3	169.2
4月	113.6	97.0	105.5	90.6	80.2	203.9	116.3	139.7	68.8	55.5	72.3	99.1	82.2	165.3	86.5	174.8
5月	103.9	84.6	96.5	76.3	73.0	179.6	137.8	169.8	64.7	49.8	76.8	62.7	79.6	141.3	89.1	146.9
6月	107.4	93.1	100.5	88.4	76.4	149.7	121.0	147.0	63.9	52.0	100.2	82.3	85.2	152.7	86.3	161.2
7月	111.8	88.3	98.6	81.7	75.7	213.8	120.5	147.5	62.0	55.0	92.6	78.4	81.6	152.8	92.4	159.1
8月	109.0	85.3	96.6	75.7	75.7	181.8	129.7	153.1	81.4	46.0	94.8	82.5	82.1	154.3	96.2	162.3
9月	111.3	95.3	101.5	88.8	73.5	184.3	107.5	119.8	80.0	47.0	92.7	94.6	85.1	147.7	86.1	155.3
10月	95.7	95.4	95.0	95.0	75.3	157.6	124.5	146.8	72.2	52.5	87.0	99.1	87.7	96.1	75.3	98.9
11月	102.5	92.2	95.3	90.2	72.5	180.0	102.0	113.8	76.4	51.7	91.6	103.4	79.5	125.0	72.4	131.3
12月	114.1	85.2	93.1	80.9	63.7	259.3	101.5	109.1	79.1	53.8	85.2	97.9	76.5	147.5	85.1	155.2
令和5年1月	93.1	79.1	82.4	77.0	69.6	115.7	112.5	126.6	85.1	44.4	81.0	75.2	70.9	125.4	73.8	132.0
2月	96.2	85.4	95.9	77.4	66.2	146.0	94.4	103.4	76.5	50.1	80.7	84.0	75.3	124.2	81.7	129.5
3月	101.9	88.4	98.3	81.9	77.2	172.1	98.6	110.1	72.1	48.7	75.6	82.1	71.4	141.9	75.9	

プラスチック 製品 工業	パルプ・紙 ・紙加工品 工業	食料品 工業	食料品		その他 工業	(特掲)					区分			
			食料品	飲料		繊維工業	家具工業	印刷業	ゴム製品 工業	半導体・ ファブ 製造装置		民生用 電気 機械	化学工業 (除、化粧 品、医薬品)	プラスチック 製フィルム・ シート
1,039.6	58.5	864.8	492.3	372.5	669.6	299.5	75.5	60.0	234.6	601.8	529.5	364.8	516.5	【原指数】 ウエイト
109.1	107.6	99.1	98.1	100.4	94.9	94.2	97.6	65.2	102.5	156.7	105.6	99.1	99.4	平成30年
107.8	103.3	102.4	95.7	111.2	96.1	89.2	94.0	96.9	105.3	141.0	101.5	93.3	95.4	令和元年
98.8	100.0	97.2	97.9	96.3	83.1	78.8	84.4	94.3	85.2	126.8	97.3	87.4	87.5	令和2年
100.8	103.0	101.1	99.1	103.7	95.0	88.5	88.0	106.5	102.6	186.9	98.1	93.2	95.9	令和3年
94.7	104.2	98.4	99.6	96.8	87.2	86.6	86.9	101.7	84.5	204.7	95.4	87.6	86.2	令和4年
100.4	111.6	101.9	101.2	102.9	98.1	87.5	94.1	118.5	107.7	115.6	115.1	94.7	98.5	令和3年4月
93.6	97.4	91.6	84.1	101.5	85.7	81.5	72.2	104.5	90.5	182.8	106.5	83.1	91.8	5月
102.0	106.0	105.1	103.1	107.8	94.5	88.0	74.0	106.8	106.2	182.4	131.4	100.1	94.5	6月
107.2	106.6	113.5	107.0	122.0	100.1	91.6	80.3	109.5	114.8	197.2	123.2	101.1	102.5	7月
82.7	86.7	113.2	90.0	143.8	86.9	86.1	71.3	97.8	90.2	181.6	77.9	79.2	85.3	8月
102.4	103.2	96.6	99.3	92.9	94.0	88.3	87.2	105.2	100.6	195.7	70.1	94.1	99.5	9月
104.3	106.7	102.1	96.7	109.3	98.9	90.3	85.9	106.3	112.3	191.4	89.3	99.4	104.2	10月
108.4	109.1	95.3	105.9	81.2	100.4	95.0	90.5	99.5	110.7	208.0	94.4	101.9	101.5	11月
101.1	108.9	106.0	111.9	98.0	95.8	92.0	89.0	115.2	97.7	148.4	84.9	93.6	92.6	12月
93.9	96.9	88.6	90.8	85.7	89.8	89.8	79.0	88.2	93.5	209.0	80.5	85.8	85.8	令和4年1月
96.0	96.9	81.2	89.9	69.6	93.9	83.7	96.4	100.5	104.5	207.8	85.0	80.2	82.7	2月
108.5	115.3	110.0	104.4	117.4	104.6	90.6	119.8	113.6	115.2	226.2	81.8	100.5	95.4	3月
101.5	110.2	109.2	104.4	115.4	76.3	86.4	81.2	112.9	52.4	147.3	90.6	87.1	97.1	4月
90.7	102.5	98.4	92.1	106.8	76.2	81.5	72.6	92.5	66.5	202.5	96.4	82.4	87.9	5月
106.7	109.2	107.7	103.4	113.4	83.4	84.1	75.5	92.7	82.6	183.9	146.4	96.4	97.2	6月
107.4	106.4	106.4	102.1	112.0	83.4	81.0	81.8	94.4	84.2	197.4	128.7	92.6	104.1	7月
75.0	90.8	96.9	97.6	95.9	79.2	84.3	77.7	99.2	68.1	183.1	89.0	81.9	68.4	8月
93.5	101.7	100.4	97.4	104.4	89.2	87.5	87.6	97.3	89.7	270.5	85.5	87.8	84.6	9月
82.5	105.6	92.7	99.8	83.3	89.0	84.8	82.2	111.2	90.8	122.4	85.9	84.3	70.0	10月
90.8	108.2	90.1	105.5	69.7	92.0	94.1	89.3	111.5	85.1	182.7	86.1	84.2	77.5	11月
89.6	107.0	99.4	107.9	88.0	89.7	90.8	99.3	106.4	81.1	324.0	88.4	87.8	83.8	12月
79.2	92.4	83.1	87.0	77.9	81.4	77.3	89.7	86.3	82.6	106.1	79.0	71.7	70.5	令和5年1月
80.1	94.4	78.2	91.9	60.2	88.8	77.7	102.0	101.9	95.5	159.2	79.7	77.6	61.3	2月
87.6	109.4	104.2	103.0	105.8	97.4	81.4	119.2	112.2	107.1	392.8	85.8	87.6	69.6	3月
89.3	108.2	100.4	96.6	105.6	88.5	77.7	83.8	119.5	96.0	96.2	107.5	82.5	85.8	4月
△ 12.0	△ 1.8	△ 8.1	△ 7.5	△ 8.5	16.0	△ 10.1	3.2	5.8	83.2	△ 34.7	18.7	△ 5.3	△ 11.6	前年同月比(%)
【季節調整指数】														
104.2	103.5	101.0	99.8	103.1	92.7	87.3	87.2	104.5	97.7	166.5	104.1	93.2	97.2	令和3年1期
99.7	102.9	98.1	98.4	97.6	97.9	89.2	93.2	111.3	106.7	192.8	95.6	92.8	95.7	Ⅱ期
98.5	102.1	104.2	99.4	109.6	96.3	90.1	87.2	106.8	107.1	195.9	92.0	93.6	96.4	Ⅲ期
100.9	103.4	101.3	98.6	104.8	93.8	87.8	85.3	103.7	100.0	224.1	100.9	92.8	94.7	Ⅳ期
101.2	106.7	98.7	98.2	100.0	93.6	88.0	82.5	100.4	102.0	184.4	91.4	91.8	91.3	令和4年1期
100.5	105.3	103.6	102.5	104.9	83.2	87.5	89.6	100.3	71.4	218.1	89.5	88.9	94.7	Ⅱ期
92.7	103.1	97.9	100.0	95.9	86.3	85.5	90.4	99.6	84.6	216.4	104.2	89.9	85.7	Ⅲ期
84.9	103.2	94.7	99.0	88.2	86.3	85.6	87.4	107.1	80.3	242.2	98.2	81.6	73.9	Ⅳ期
83.6	101.3	93.2	96.3	89.0	86.7	78.6	87.2	99.0	92.8	158.3	89.7	80.7	69.9	令和5年1期
101.3	102.6	95.9	97.9	93.8	96.8	88.5	96.1	107.6	104.6	192.7	93.8	92.2	97.2	令和3年4月
101.5	103.4	99.4	97.3	99.9	96.8	88.1	91.9	115.7	103.9	203.1	96.4	91.5	88.6	5月
96.3	102.8	98.9	99.9	99.2	100.0	91.1	91.5	110.7	111.7	182.5	96.6	94.7	91.2	6月
98.8	101.9	98.4	101.3	96.3	100.4	95.1	87.2	114.4	111.6	232.2	95.0	95.1	96.5	7月
98.7	102.8	115.1	97.4	135.1	97.2	88.9	87.2	107.6	109.8	199.6	92.6	92.5	96.4	8月
98.1	101.7	99.2	99.6	97.3	91.2	86.2	87.1	98.5	100.0	156.0	88.3	93.3	96.3	9月
97.6	102.6	100.3	96.9	104.5	93.0	87.6	83.5	104.5	98.7	289.5	100.5	93.4	92.6	10月
103.2	104.0	102.4	99.8	106.4	93.3	88.3	85.8	97.0	99.4	223.8	106.2	94.9	96.9	11月
101.9	103.7	101.2	99.1	103.6	95.2	87.6	86.7	109.6	102.0	159.0	95.9	90.2	94.5	12月
103.1	109.1	102.9	101.4	104.8	93.3	90.9	78.2	102.7	99.5	236.5	96.8	99.8	95.1	令和4年1月
99.2	105.3	96.4	96.1	99.9	92.7	86.3	79.6	96.0	103.5	201.6	97.2	84.2	86.3	2月
101.2	105.6	96.7	97.0	95.4	94.8	86.9	89.8	102.4	103.1	115.0	80.3	91.5	92.5	3月
103.3	104.2	104.3	103.1	106.0	75.8	88.3	83.8	104.6	50.8	244.0	74.8	87.5	95.9	4月
97.5	105.8	105.2	104.3	104.4	85.5	87.3	91.5	100.3	76.4	226.4	86.1	87.9	94.4	5月
100.7	105.9	101.4	100.2	104.4	88.3	87.0	93.4	96.1	86.9	184.0	107.6	91.2	93.8	6月
99.9	104.6	93.6	98.8	89.0	84.2	84.9	89.7	100.6	81.8	231.0	100.5	89.9	98.1	7月
88.7	104.6	97.0	103.4	89.5	88.0	86.2	94.0	107.0	83.0	202.5	104.5	92.7	77.2	8月
89.6	100.2	103.1	97.7	109.3	86.6	85.4	87.5	91.1	89.1	215.6	107.7	87.0	81.9	9月
77.2	101.6	91.0	100.0	79.7	83.7	82.2	79.9	109.4	79.8	185.1	96.7	79.2	62.2	10月
86.5	103.1	96.8	99.5	91.3	85.5	87.4	84.6	108.7	76.4	196.6	96.8	78.4	74.0	11月
91.1	104.8	96.3	97.6	93.6	89.7	87.3	97.8	103.3	84.6	345.0	101.1	87.3	85.6	12月
86.8	102.0	94.5	96.3	91.9	85.2	78.5	89.7	99.6	89.0	121.1	95.1	80.9	78.4	令和5年1月
82.2	101.7	93.4	97.0	89.0	86.5	79.1	82.5	96.3	93.4	154.1	89.9	81.4	63.7	2月
81.7	100.2	91.6	95.7	86.0	88.3	78.1	89.3	101.2	95.9	199.7	84.2	79.7	67.5	3月
91.1	104.4	97.9	96.3	100.6	87.3	79.1	85.6	111.7	92.0	158.1	88.7	85.4	84.4	4月
11.5	4.2	6.9	0.6	17.0	△ 1.1	1.3	△ 4.1	10.4	△ 4.1	△ 20.8	5.3	7.2	25.0	前月比(%)

特殊分類別（財別）生産指数

平成27年(2015年) = 100

区分	鉱工業								生産財	
	総合	最終 需要財	投資財			消費財				
			資本財	建設財	耐久 消費財	非耐久 消費財				
ウェイト	10,000.0	5,160.3	2,138.9	1,525.4	613.5	3,021.4	832.1	2,189.3	4,839.7	
【原指数】										
平成30年	108.4	113.9	121.6	130.5	99.5	108.5	101.5	111.1	102.6	
令和元年	108.7	117.1	119.7	128.8	97.2	115.3	95.3	122.9	99.7	
令和2年	101.5	117.0	113.0	121.8	91.3	119.9	79.2	135.4	85.0	
令和3年	106.8	120.7	130.1	146.7	88.7	114.0	82.1	126.2	92.2	
令和4年	108.0	127.1	138.1	157.0	91.2	119.2	78.6	134.7	87.8	
令和3年4月	103.1	110.2	109.9	119.7	85.5	110.4	93.7	116.8	95.6	
5月	94.0	102.8	116.6	133.2	75.2	93.0	86.8	95.4	84.7	
6月	111.2	124.6	125.9	138.6	94.5	123.6	104.0	131.1	97.0	
7月	120.5	141.8	125.1	138.2	92.4	153.6	97.5	175.0	97.9	
8月	93.8	106.2	112.6	128.3	73.4	101.6	66.4	115.0	80.6	
9月	106.0	127.8	137.6	154.5	95.5	120.9	56.9	145.3	82.8	
10月	108.3	125.1	128.2	142.3	92.9	122.9	69.4	143.3	90.5	
11月	110.6	121.5	131.8	145.8	96.9	114.2	81.2	126.8	99.0	
12月	112.0	127.5	139.9	160.2	89.4	118.7	75.3	135.2	95.5	
令和4年1月	101.5	116.7	129.5	146.3	87.8	107.7	67.5	123.0	85.4	
2月	105.6	119.8	136.4	155.1	89.8	108.1	74.4	120.9	90.6	
3月	130.2	157.3	197.8	233.7	108.5	128.6	71.9	150.2	101.4	
4月	108.1	124.3	114.6	125.5	87.3	131.1	75.8	152.2	90.9	
5月	94.4	111.9	120.2	135.1	83.0	106.1	68.9	120.2	75.9	
6月	110.0	127.8	123.9	133.9	98.9	130.5	110.1	138.3	91.2	
7月	114.8	137.6	137.2	153.7	96.0	137.9	91.3	155.6	90.6	
8月	99.0	119.5	123.2	140.5	80.0	116.9	67.1	135.8	77.2	
9月	115.1	139.2	155.9	179.6	97.0	127.4	75.3	147.2	89.4	
10月	98.2	108.7	120.3	132.0	91.4	100.5	77.5	109.2	87.1	
11月	104.7	119.1	127.8	142.7	90.8	112.9	82.8	124.4	89.3	
12月	114.6	142.9	170.9	206.0	83.7	123.1	81.2	139.0	84.5	
令和5年1月	84.7	95.7	96.3	105.2	74.2	95.2	66.9	106.0	73.0	
2月	92.5	106.2	116.1	130.6	80.1	99.2	70.5	110.1	77.9	
3月	123.3	156.3	208.8	251.9	101.7	119.1	75.5	135.6	88.2	
4月	96.9	111.2	86.2	89.1	79.1	128.9	85.4	145.4	81.6	
前年同月比(%)	△ 10.4	△ 10.5	△ 24.8	△ 29.0	△ 9.4	△ 1.7	12.7	△ 4.5	△ 10.2	
【季節調整済指数】										
令和3年I期	105.0	116.3	125.0	139.2	88.4	110.1	89.0	117.8	93.6	
II期	106.8	118.5	134.0	154.0	88.0	108.8	83.3	120.0	94.4	
III期	107.7	124.9	130.1	147.5	88.0	120.2	73.9	136.6	88.7	
IV期	108.0	122.9	136.0	155.5	89.9	115.0	81.6	127.1	92.3	
令和4年I期	110.1	127.8	136.5	153.2	94.3	122.8	75.3	140.6	92.0	
II期	108.3	128.0	136.7	155.8	93.0	122.6	73.8	143.7	87.7	
III期	110.7	132.0	144.1	165.4	92.3	123.4	79.4	138.9	87.2	
IV期	104.1	122.3	142.6	165.9	86.3	109.7	87.8	118.1	85.0	
令和5年I期	97.1	114.3	118.6	131.9	83.3	111.2	74.3	124.9	78.8	
令和3年4月	106.9	118.2	136.2	158.0	87.9	107.6	83.7	115.9	94.5	
5月	104.9	114.7	141.5	165.5	87.1	102.1	83.9	108.6	94.0	
6月	108.6	122.5	124.4	138.6	89.1	116.6	82.4	135.6	94.7	
7月	115.8	136.3	138.4	161.1	87.9	131.6	80.6	150.9	94.1	
8月	104.7	117.6	132.7	151.2	86.8	109.7	76.5	120.9	92.0	
9月	102.5	120.7	119.2	130.3	89.4	119.3	64.5	137.9	80.1	
10月	105.6	123.0	138.3	160.0	89.7	112.5	75.8	126.2	86.9	
11月	108.3	120.0	133.3	150.8	91.3	114.2	89.4	123.9	95.9	
12月	110.1	125.7	136.5	155.8	88.7	118.2	79.7	131.3	94.2	
令和4年1月	110.5	130.7	150.5	172.8	96.9	119.5	77.6	135.7	91.4	
2月	112.3	130.2	139.1	157.2	92.4	123.4	80.7	139.3	92.4	
3月	107.5	122.5	119.8	129.6	93.5	125.5	67.5	146.8	92.1	
4月	113.6	134.8	143.5	166.7	92.0	129.6	69.1	153.1	91.4	
5月	103.9	123.5	144.3	166.8	93.8	114.9	65.2	135.0	82.8	
6月	107.4	125.7	122.4	133.9	93.2	123.2	87.2	143.0	89.0	
7月	111.8	133.7	153.5	180.3	93.7	119.8	77.1	136.0	88.6	
8月	109.0	130.8	143.6	164.5	92.3	124.5	75.8	140.9	86.5	
9月	111.3	131.4	135.1	151.5	90.8	125.8	85.4	139.7	86.5	
10月	95.7	106.9	129.8	148.4	88.3	92.0	84.7	96.1	83.7	
11月	102.5	117.6	129.3	147.6	85.5	112.9	91.1	121.5	86.5	
12月	114.1	142.5	168.6	201.7	85.2	124.3	87.7	136.8	84.9	
令和5年1月	93.1	108.8	109.9	121.7	80.6	109.5	78.4	122.2	78.1	
2月	96.2	112.4	119.4	134.3	81.7	107.8	73.5	119.8	78.2	
3月	101.9	121.7	126.5	139.6	87.6	116.2	70.9	132.6	80.1	
4月	100.9	118.8	110.0	120.8	84.7	122.9	76.4	139.9	82.2	
前月比(%)	△ 1.0	△ 2.4	△ 13.0	△ 13.5	△ 3.3	5.8	7.8	5.5	2.6	

これは白紙のページです。

業種別出荷指数（平成27年（2015年）＝100）

区分	総工業総合															
	鉄鋼・ 非鉄金属 工業	鉄鋼業	非鉄金属 工業	金 製 品 業	生 産 用 機 械 業	汎 用 ・ 業 務 用 機 械 業	汎 用 機 械 業	業 務 用 機 械 業	電 子 部 品 ・ テ レ ビ 受 信 機 械 業	電 気 ・ 情 報 通 信 機 械 業	輸 送 機 械 業	窯 業 ・ 土 石 製 品 業	化 学 工業	無 機 ・ 有 機 化学工業	陶 磁 ・ 無 機 化学工業	
ウエイト	10,000.0	403.4	146.4	257.0	474.9	857.8	1,114.5	892.4	222.1	495.8	1,012.2	1,500.8	531.4	1,171.7	157.3	1,014.4
【原指数】																
平成30年	109.2	110.1	115.6	106.9	95.2	140.6	133.1	140.2	104.8	68.2	117.3	108.8	89.0	112.7	103.6	114.1
令和元年	106.4	107.3	108.4	106.6	92.6	135.8	124.0	129.2	103.0	53.7	116.9	103.4	81.4	121.4	98.3	125.0
令和2年	97.9	76.0	88.7	68.8	78.1	118.6	119.4	127.5	86.7	49.8	103.6	83.9	73.9	137.5	93.2	144.4
令和3年	103.8	85.9	102.6	76.4	74.2	162.9	125.8	135.4	87.1	63.0	106.4	86.7	78.3	126.2	103.7	129.6
令和4年	105.0	83.5	104.3	71.7	74.8	179.8	132.6	146.6	76.4	53.1	99.8	86.0	80.9	136.8	94.1	143.5
令和3年4月	101.4	89.4	103.3	81.5	74.0	119.5	130.1	141.0	86.3	66.4	108.9	88.6	80.5	117.4	103.4	119.6
5月	91.8	73.3	88.8	64.4	65.0	164.4	96.1	101.2	75.9	57.2	104.7	80.9	76.4	95.2	97.1	94.9
6月	109.4	96.0	114.3	85.6	81.0	170.6	110.9	117.6	83.7	68.6	133.1	95.3	79.4	135.6	106.1	140.1
7月	113.2	93.2	109.8	83.8	79.9	160.7	113.2	119.6	87.7	64.2	124.7	92.9	81.5	177.2	112.2	187.9
8月	89.5	70.9	87.1	61.7	69.1	150.3	97.0	101.1	80.7	63.0	91.9	67.0	72.0	102.9	96.5	103.9
9月	98.9	83.1	106.9	69.6	77.0	167.9	124.7	132.8	92.3	64.7	83.5	45.7	82.9	151.6	107.7	158.4
10月	100.1	84.7	107.0	72.1	72.6	161.3	116.3	123.1	88.9	65.8	85.0	67.6	79.0	144.3	103.8	150.5
11月	107.3	94.0	111.9	83.8	81.3	162.8	132.3	144.2	84.2	60.6	100.8	96.7	78.0	127.5	110.0	130.2
12月	112.4	88.0	105.3	78.1	76.1	147.5	171.9	193.2	86.4	63.4	113.4	100.7	78.9	135.1	104.5	139.8
令和4年1月	97.6	79.9	99.6	68.8	67.2	173.8	120.6	131.2	77.9	51.2	90.6	78.3	76.4	126.1	98.2	130.4
2月	103.5	85.2	105.1	73.8	68.3	177.6	125.4	136.3	81.5	56.2	101.1	95.2	76.9	126.9	93.5	132.1
3月	130.3	94.2	117.1	81.2	83.4	237.4	219.0	247.6	103.6	59.2	118.3	102.7	86.1	152.7	108.3	159.6
4月	103.9	86.4	109.7	73.2	72.0	144.1	117.1	128.9	70.1	56.4	96.6	88.0	82.9	155.9	98.2	164.9
5月	90.8	68.1	87.0	57.3	67.8	154.9	131.7	151.3	52.9	44.0	85.8	53.5	75.4	117.2	89.6	121.5
6月	106.7	87.6	112.7	73.2	79.3	153.1	126.8	142.9	62.5	53.6	131.9	82.7	81.9	138.8	97.5	145.2
7月	108.3	84.8	108.2	71.5	79.6	181.8	125.1	140.4	63.4	52.5	120.2	76.6	77.0	160.6	95.1	170.8
8月	95.7	70.2	86.1	61.1	74.4	158.1	118.6	128.9	77.3	48.0	90.1	66.7	84.7	137.7	88.0	145.4
9月	110.6	88.9	112.0	75.8	84.4	226.6	122.7	130.7	90.4	50.9	84.3	96.1	83.5	151.2	92.8	160.3
10月	99.0	87.3	107.5	75.8	74.1	129.2	146.8	165.1	73.4	56.6	92.3	94.0	87.8	106.1	86.1	109.2
11月	102.2	90.4	109.8	79.4	75.3	165.7	112.4	121.2	77.5	53.3	91.6	102.3	83.1	126.8	92.5	132.1
12月	111.5	79.3	96.6	69.4	71.7	254.9	124.6	134.2	86.1	55.8	95.3	95.6	75.0	141.8	90.0	149.9
令和5年1月	82.7	70.4	87.6	60.6	59.1	98.1	122.0	133.5	76.0	42.8	82.7	73.1	69.2	103.9	78.4	107.9
2月	90.3	80.5	102.2	68.1	64.2	145.2	97.5	103.1	74.7	48.4	85.4	86.8	65.8	111.8	80.6	116.6
3月	122.0	87.4	109.0	75.1	87.2	298.3	156.3	171.2	96.4	51.5	117.1	96.5	72.2	136.1	98.1	142.0
4月	89.3	80.0	100.4	68.4	66.9	94.6	87.7	91.8	71.2	48.5	87.0	78.1	72.7	148.4	83.0	158.5
前年同月比(%)	△ 14.1	△ 7.4	△ 8.5	△ 6.6	△ 7.1	△ 34.4	△ 25.1	△ 28.8	1.6	△ 14.0	△ 9.9	△ 11.3	△ 12.3	△ 4.8	△ 15.5	△ 3.9
【季節調整指数】																
令和3年1期	103.3	85.7	96.8	79.3	75.0	152.9	122.6	132.8	88.3	63.2	108.6	93.7	77.5	114.0	101.7	116.0
Ⅱ期	106.6	91.1	106.4	82.2	75.6	174.6	126.3	136.0	89.9	64.9	111.3	94.0	80.1	122.1	107.3	124.1
Ⅲ期	101.1	84.8	104.6	73.0	73.1	164.8	122.6	130.7	85.9	63.1	97.1	69.2	79.1	137.7	104.5	142.8
Ⅳ期	104.5	81.9	102.6	71.1	72.9	174.3	130.7	140.8	85.9	61.5	109.2	89.8	76.6	127.5	102.0	131.5
令和4年1期	106.6	86.1	105.1	75.2	76.5	171.6	134.6	148.4	84.2	57.7	102.6	85.0	80.3	141.6	100.6	148.3
Ⅱ期	106.3	85.2	107.4	72.5	75.4	176.9	141.8	160.9	67.5	51.9	99.8	79.4	81.3	144.6	99.9	151.1
Ⅲ期	105.5	83.8	105.4	70.7	77.2	192.0	135.5	149.9	75.9	49.8	95.6	79.8	82.2	145.1	91.3	153.4
Ⅳ期	102.8	79.6	99.9	69.0	70.9	198.3	122.4	132.8	78.3	53.9	102.4	100.2	80.1	119.1	86.4	124.3
令和5年1期	93.8	78.5	97.0	67.8	72.3	141.7	110.5	119.7	79.3	49.2	93.4	78.0	69.3	122.1	85.6	128.1
令和3年4月	107.7	90.9	105.2	83.1	76.1	167.4	138.8	155.2	86.6	62.0	115.1	94.7	80.2	117.6	107.2	119.0
5月	104.7	89.4	104.4	80.2	73.9	193.3	118.5	124.2	94.7	65.7	114.1	94.1	80.7	109.1	107.6	108.8
6月	107.5	92.9	109.5	83.4	76.7	163.2	121.5	128.6	88.5	67.0	104.6	93.3	79.3	139.5	107.2	144.4
7月	108.9	88.7	105.9	79.4	73.4	185.3	123.3	130.8	88.2	63.6	100.6	85.8	82.0	159.1	107.3	166.6
8月	100.5	85.0	105.3	73.6	73.2	171.7	126.4	136.2	87.5	62.7	99.6	79.1	75.3	112.1	104.0	113.6
9月	93.8	80.8	102.6	65.9	72.8	137.5	118.0	125.1	81.9	63.1	91.1	42.8	80.1	142.0	102.2	148.1
10月	101.3	79.8	100.4	68.3	72.8	201.0	119.1	125.3	91.1	62.5	95.4	71.0	77.0	124.8	101.4	128.7
11月	105.7	83.8	102.8	73.5	75.6	175.4	130.3	141.2	83.1	60.4	116.7	98.1	76.7	124.7	104.9	127.6
12月	106.6	82.1	104.7	71.6	70.4	146.4	142.6	155.8	83.4	61.5	115.6	100.4	76.1	133.1	99.6	138.3
令和4年1月	107.2	84.8	101.3	73.8	79.6	207.3	132.1	146.3	91.3	57.5	101.6	77.5	80.3	132.8	103.7	137.7
2月	109.1	85.1	105.4	74.9	74.3	175.7	125.0	138.1	84.1	59.3	110.4	93.1	79.4	141.7	96.9	148.7
3月	103.4	88.5	108.6	76.9	75.6	131.9	146.6	160.7	77.2	56.3	95.7	84.3	81.1	150.3	101.2	158.6
4月	112.0	89.9	113.7	76.7	76.4	203.7	128.0	146.5	70.4	53.4	102.7	96.6	83.4	158.2	103.2	166.1
5月	102.0	81.1	100.5	69.4	74.7	180.4	158.5	179.8	66.0	49.8	93.0	60.6	78.8	132.7	97.9	137.6
6月	104.9	84.7	108.0	71.3	75.1	146.5	138.9	156.3	66.1	52.4	103.7	80.9	81.8	142.8	98.5	149.7
7月	105.8	82.7	106.2	69.6	75.5	211.6	139.6	158.5	63.8	52.8	97.6	72.7	78.3	145.6	92.2	153.3
8月	105.8	82.2	102.4	70.9	76.4	178.9	150.8	168.1	83.7	47.1	97.1	76.7	87.7	148.2	93.6	157.0
9月	104.9	86.5	107.5	71.7	79.8	185.5	116.1	123.1	80.3	49.6	92.0	90.1	80.7	141.6	88.0	149.9
10月	100.2	82.3	100.9	71.8	74.3	161.0	150.4	168.1	75.2	53.8	103.5	98.8	85.5	91.8	84.1	93.4
11月	100.7	80.6	100.9	69.7	70.0	178.6	110.7	118.6	76.5	53.1	106.1	103.8	81.7	124.0	88.2	129.4
12月	107.4	75.8	97.8	65.5	68.4	255.3	106.0	111.7	83.2	54.9	97.7	97.9	73.1	141.5	87.0	150.2
令和5年1月	90.9	73.7	88.3	64.0	68.0	115.9	127.1	141.0	87.1	46.8	93.4	73.7	72.6	116.6	82.1	122.3
2月	93.7	79.6	101.7	68.3	69.7	143.6	99.7	106.9	78.9	51.7	92.0	81.1	67.4	115.7	83.1	120.8
3月	96.8	82.1	101.1	71.2	79.1	165.7	104.6	111.1	71.9	49.0	94.7	79.2	68.0	133.9	91.7	141.1
4月	96.2	84.4	105.0	72.9	73.1	135.0	100.8	110.2	73.2	47.1	91.8	84.2	73.3	141.3	88.0	148.8
前月比(%)	△ 0.6	2.8	3.9	2.4	△ 7.6	△ 18.5	△ 3.6	△ 0.8	1.8	△ 3.9	△ 3.1	6.3	7.8	5.5	△ 4.0	5.5

											(特掲)				区 分
プラスチック 製 品 工 業	パルプ・紙 ・紙加工品 工 業	食 料 品			そ の 他					半導体・ ファブ 製造装置	民生用 電気 機械	化学工業 (除.化粧品・ 医薬品)	プラスチック 製フィルム・ シート		
		工 業	食料品	飲料	工 業	繊維工業	家具工業	印刷業	ゴム製品 工業						
950.5	46.7	835.4	465.3	370.1	604.9	349.3	77.3	51.2	127.1	576.7	530.4	368.6	528.6	ウ エ イ ト	
【原指数】															
105.6	104.5	92.1	97.1	86.0	92.5	92.2	96.4	65.2	102.2	156.6	101.7	101.3	100.5	平成 30 年	
102.9	96.4	93.3	93.8	92.7	93.2	88.7	92.9	96.9	104.6	140.7	100.8	96.6	95.4	令和元年	
96.7	95.2	88.8	96.8	78.7	83.0	79.4	86.2	94.3	86.8	124.9	98.4	90.0	91.2	令和2年	
99.2	98.0	90.2	98.4	80.0	92.2	87.9	86.2	106.5	101.8	185.0	95.6	94.7	97.6	令和3年	
91.1	96.9	90.4	101.5	76.4	87.0	85.4	85.9	101.7	86.0	199.7	94.6	88.7	87.3	令和4年	
102.9	109.5	94.7	101.8	85.8	94.2	86.2	94.0	118.5	106.7	113.2	83.9	98.4	104.6	令和3年4月	
88.8	87.5	77.8	82.1	72.4	80.4	76.5	72.3	104.5	86.2	182.6	105.3	87.5	87.2	5月	
100.6	99.8	95.4	99.0	90.8	89.9	85.4	77.5	106.8	103.0	187.3	163.7	99.0	100.3	6月	
101.3	99.8	102.3	106.7	96.8	93.6	88.4	76.9	109.5	111.6	182.1	145.7	99.5	100.9	7月	
91.7	88.7	84.5	89.7	78.0	85.0	85.6	71.1	97.8	86.7	175.4	75.8	89.1	95.0	8月	
100.0	96.4	88.6	98.5	76.1	92.2	88.7	82.1	105.2	102.8	189.6	66.5	98.0	102.0	9月	
100.7	103.9	90.5	98.3	80.7	95.1	92.6	80.9	106.3	106.0	181.6	64.0	97.1	100.6	10月	
103.2	106.3	92.7	107.0	74.6	100.9	99.8	85.4	99.5	114.1	199.7	81.9	99.5	99.5	11月	
100.3	105.7	94.8	113.2	71.7	94.7	92.9	85.6	115.2	96.9	145.3	90.6	92.6	96.5	12月	
88.0	92.9	77.7	92.7	58.7	87.5	90.0	67.7	88.2	92.4	203.5	82.8	86.0	82.1	令和4年1月	
92.4	92.3	78.9	91.8	62.6	92.1	84.1	98.3	100.5	107.0	204.5	85.4	85.6	88.1	2月	
105.7	111.9	95.7	107.2	81.3	106.5	91.9	145.6	113.6	120.2	224.3	102.8	96.0	99.7	3月	
101.1	102.5	97.7	107.2	85.8	81.2	83.9	81.2	112.9	60.7	139.8	80.6	94.7	101.9	4月	
85.5	88.4	85.5	92.2	77.1	74.3	79.0	68.8	92.5	57.5	197.4	95.9	85.3	85.4	5月	
100.1	101.2	96.4	105.3	85.3	84.0	83.2	78.4	92.7	86.2	179.5	164.9	94.3	95.8	6月	
91.6	94.8	99.3	101.0	97.3	81.6	76.4	79.5	94.4	91.9	191.5	140.2	90.2	87.1	7月	
78.0	90.8	90.9	98.3	81.6	81.5	81.4	73.8	99.2	79.3	177.2	81.4	83.4	76.0	8月	
91.6	99.0	94.0	99.4	87.3	86.4	84.5	82.8	97.3	89.1	274.0	73.3	87.9	86.7	9月	
86.1	93.9	86.6	103.9	64.9	88.2	87.6	76.8	111.2	87.5	121.0	67.4	87.8	81.3	10月	
88.3	97.0	87.7	108.2	62.0	91.9	93.3	81.9	111.5	86.3	175.1	74.2	88.3	81.4	11月	
85.2	97.9	94.3	111.0	73.4	88.3	89.1	96.6	106.4	74.0	308.3	85.7	85.2	81.7	12月	
73.8	79.4	69.9	90.2	44.4	73.7	71.5	70.9	86.3	76.2	105.3	73.8	77.0	66.2	令和5年1月	
83.3	84.4	78.7	96.2	56.6	84.3	76.4	93.2	101.9	93.5	153.0	82.3	78.1	75.7	2月	
93.2	98.5	88.7	105.3	67.8	97.8	78.5	150.5	112.2	113.1	378.9	107.3	91.8	82.3	3月	
82.5	143.2	88.6	98.0	76.7	81.5	69.9	85.3	119.5	95.6	94.8	72.8	84.4	82.3	4月	
△ 18.4	39.7	△ 9.3	△ 8.6	△ 10.6	0.4	△ 16.7	5.0	5.8	57.5	△ 32.2	△ 9.7	△ 10.9	△ 19.2	前年同月比(%)	
【季節調整指数】															
102.8	97.0	95.1	98.7	91.3	90.7	86.3	84.3	104.5	100.4	168.5	102.3	94.6	100.0	令和3年1期	
100.9	97.9	88.2	95.5	78.6	94.4	89.3	90.8	111.3	104.6	192.3	97.6	96.7	100.4	Ⅱ期	
97.3	97.0	87.9	99.4	74.5	93.8	89.6	86.8	106.8	104.1	192.7	85.4	95.3	97.4	Ⅲ期	
96.6	99.7	90.2	99.3	78.4	90.3	86.5	84.7	103.7	98.8	217.9	98.6	92.7	93.6	Ⅳ期	
97.7	103.7	91.8	101.3	79.4	92.6	88.6	85.6	100.4	104.4	181.5	103.1	91.9	94.6	令和4年1期	
98.9	96.5	92.3	103.1	78.7	85.6	88.7	85.5	100.3	72.4	209.7	93.6	93.1	97.4	Ⅱ期	
86.6	97.0	90.9	100.9	79.4	86.5	82.6	89.2	99.6	90.3	216.1	89.2	87.0	81.6	Ⅲ期	
82.9	92.0	87.7	101.5	69.7	83.8	82.2	85.8	107.1	77.8	233.4	95.2	84.4	77.5	Ⅳ期	
85.0	90.7	85.7	100.7	65.0	82.1	75.1	86.3	99.0	91.1	152.6	99.4	84.0	78.2	令和5年1期	
102.2	98.1	90.3	97.3	80.7	93.6	88.0	91.1	107.6	104.6	188.5	99.2	96.9	101.5	令和3年4月	
100.5	97.3	86.3	92.9	77.4	92.7	87.5	90.3	115.7	100.8	199.2	98.9	96.5	100.4	5月	
99.9	98.2	87.9	96.3	77.6	96.8	92.5	91.0	110.7	108.3	189.1	94.7	96.6	99.4	6月	
97.2	96.1	90.3	102.8	77.7	97.2	92.8	90.2	114.4	107.1	226.7	89.1	96.3	96.9	7月	
100.0	98.2	85.4	96.3	72.9	93.9	89.7	87.6	107.6	105.8	196.8	82.6	95.7	99.4	8月	
94.8	96.8	88.0	99.0	72.8	90.3	86.4	82.7	98.5	99.4	154.7	84.6	94.0	95.8	9月	
95.6	100.4	90.6	97.7	81.5	89.1	85.9	87.0	104.5	94.6	284.3	92.6	93.8	93.5	10月	
97.2	100.7	91.9	100.4	80.3	90.8	87.5	85.1	97.0	99.8	217.4	103.7	94.3	94.3	11月	
97.1	98.1	88.0	99.7	73.3	90.9	86.0	81.9	109.6	102.1	152.1	99.4	90.1	92.9	12月	
99.7	106.2	98.1	104.0	88.3	94.5	90.7	88.8	102.7	104.3	233.9	102.3	93.8	93.6	令和4年1月	
98.4	102.0	86.9	98.1	70.7	91.5	85.4	85.0	96.0	107.0	200.3	105.3	92.3	95.4	2月	
95.1	103.0	90.5	101.8	79.1	91.7	89.7	82.9	102.4	101.8	110.2	101.6	88.6	94.7	3月	
102.0	94.4	95.1	104.4	82.7	81.9	86.6	79.2	104.6	60.9	231.0	95.6	95.2	100.2	4月	
95.3	95.7	93.0	102.4	80.5	84.4	89.3	85.3	100.3	65.7	217.0	89.8	92.1	97.1	5月	
99.4	99.5	88.8	102.5	72.9	90.5	90.1	92.1	96.1	90.7	181.2	95.4	92.0	94.9	6月	
89.2	93.8	89.4	99.2	80.0	86.0	81.2	93.9	100.6	90.3	224.2	86.0	89.1	84.7	7月	
83.8	97.8	90.0	103.5	74.5	88.7	84.3	90.3	107.0	94.5	200.4	88.5	87.7	78.5	8月	
86.8	99.4	93.4	99.9	83.6	84.7	82.3	83.4	91.1	86.2	223.6	93.2	84.3	81.5	9月	
81.8	90.8	86.7	103.3	65.6	82.7	81.3	82.6	109.4	78.1	189.4	97.6	84.8	75.6	10月	
83.1	91.9	86.9	101.6	66.7	82.7	81.8	81.6	108.7	75.5	190.6	93.9	83.7	77.2	11月	
83.7	93.4	89.4	99.6	76.9	86.0	83.5	93.1	103.3	79.8	320.1	94.2	84.6	79.7	12月	
82.4	89.8	87.6	100.4	65.7	79.3	72.0	92.9	99.6	84.9	122.2	91.9	82.9	74.6	令和5年1月	
88.7	91.8	85.6	101.8	63.4	82.8	76.7	80.2	96.3	92.5	149.5	100.4	83.5	81.9	2月	
83.8	90.6	83.9	100.0	66.0	84.2	76.7	85.7	101.2	95.8	186.1	106.0	85.7	78.2	3月	
84.4	133.3	86.9	96.3	75.1	82.5	72.2	83.4	111.7	97.2	155.1	85.6	85.9	81.9	4月	
0.7	47.1	3.6	△ 3.7	13.8	△ 2.0	△ 5.9	△ 2.7	10.4	1.5	△ 16.7	△ 19.2	0.2	4.7	前月比(%)	

特殊分類別（財別）出荷指数

平成27年(2015年)=100

区 分	鋁工業								
	総 合	最 終 需要財	投資財			消費財			生産財
			資本財	建設財	耐 久 消費財	非耐久 消費財			
ウ ェ イ ト	10,000.0	4,947.9	2,217.9	1,577.5	640.4	2,730.0	1,098.0	1,632.0	5,052.1
【原指数】									
平成30年	109.2	115.6	128.0	140.2	98.0	105.4	106.8	104.5	102.9
令和元年	106.4	113.8	122.7	133.2	96.9	106.5	97.9	112.3	99.2
令和2年	97.9	111.7	119.6	131.9	89.2	105.3	78.3	123.4	84.4
令和3年	103.8	116.1	134.4	153.2	88.1	101.2	81.3	114.6	91.8
令和4年	105.0	122.8	143.9	166.1	89.3	105.7	79.1	123.6	87.6
令和3年4月	101.4	105.4	116.3	129.8	83.2	96.6	76.3	110.2	97.5
5月	91.8	100.1	117.5	133.9	77.1	85.9	83.3	87.6	83.8
6月	109.4	121.5	124.8	139.6	88.2	118.8	113.7	122.1	97.6
7月	113.2	131.1	126.3	140.4	91.4	134.9	103.7	155.9	95.7
8月	89.5	97.6	114.4	128.7	79.3	83.9	66.3	95.7	81.7
9月	98.9	118.1	139.4	156.2	98.0	100.9	55.8	131.2	80.1
10月	100.1	112.4	128.6	142.8	93.6	99.2	57.2	127.4	88.2
11月	107.3	117.0	136.9	154.5	93.5	100.8	78.3	116.0	97.8
12月	112.4	129.3	156.0	182.5	90.7	107.5	82.9	124.1	95.9
令和4年1月	97.6	111.4	132.1	151.6	84.0	94.6	70.9	110.5	84.2
2月	103.5	116.0	137.4	158.8	84.4	98.6	78.7	112.0	91.4
3月	130.3	159.3	213.0	257.1	104.4	115.6	85.1	136.2	102.0
4月	103.9	115.6	118.4	132.0	85.0	113.3	73.6	140.1	92.5
5月	90.8	108.4	130.3	150.6	80.3	90.5	64.9	107.7	73.5
6月	106.7	124.5	129.6	143.1	96.3	120.4	111.8	126.2	89.3
7月	108.3	129.5	139.4	160.2	88.0	121.5	87.6	144.3	87.5
8月	95.7	113.0	129.6	146.5	88.1	99.4	60.6	125.6	78.7
9月	110.6	132.1	159.2	185.3	94.9	110.1	71.6	136.0	89.5
10月	99.0	109.8	134.9	151.4	94.0	89.5	73.8	100.0	88.5
11月	102.2	115.3	131.0	146.9	91.7	102.6	83.9	115.2	89.4
12月	111.5	139.2	172.1	209.4	80.3	112.5	86.4	130.0	84.4
令和5年1月	82.7	93.1	106.2	119.9	72.4	82.5	66.8	93.0	72.4
2月	90.3	101.7	113.9	129.0	76.7	91.8	75.0	103.0	79.1
3月	122.0	154.2	210.7	255.8	99.4	108.3	88.2	121.8	90.5
4月	89.3	97.0	86.3	92.1	72.1	105.6	66.3	132.1	81.8
前年同月比(%)	△ 14.1	△ 16.1	△ 27.1	△ 30.2	△ 15.2	△ 6.8	△ 9.9	△ 5.7	△ 11.6
【季節調整済指数】									
令和3年Ⅰ期	103.3	113.4	129.4	146.0	87.6	99.7	86.6	109.1	93.5
Ⅱ期	106.6	117.2	140.2	162.3	88.4	100.5	85.5	109.7	95.5
Ⅲ期	101.1	115.5	131.3	148.9	88.5	100.4	70.2	120.1	87.5
Ⅳ期	104.5	118.6	142.4	166.7	87.8	102.8	81.9	116.9	91.1
令和4年Ⅰ期	106.6	122.1	139.9	159.5	91.1	107.6	79.0	128.2	91.5
Ⅱ期	106.3	125.2	148.0	171.5	92.9	108.5	77.7	128.4	87.3
Ⅲ期	105.5	125.2	147.8	171.7	89.6	105.2	69.8	128.6	86.7
Ⅳ期	102.8	120.8	148.4	176.5	84.7	102.4	92.7	110.9	85.4
令和5年Ⅰ期	93.8	108.4	120.7	136.1	82.0	97.8	76.5	112.9	79.1
令和3年4月	107.7	120.4	146.1	172.7	89.1	100.1	86.0	107.9	95.7
5月	104.7	114.1	145.3	168.3	88.8	95.4	87.5	98.6	94.5
6月	107.5	117.0	129.2	146.0	87.3	105.9	83.1	122.5	96.3
7月	108.9	125.4	138.7	161.1	87.0	111.5	77.5	135.2	93.6
8月	100.5	109.5	135.9	156.1	86.9	89.8	72.6	100.3	91.8
9月	93.8	111.7	119.4	129.5	91.6	99.8	60.5	124.7	77.1
10月	101.3	115.5	138.1	159.3	88.7	97.2	70.4	114.5	86.3
11月	105.7	117.4	140.9	163.5	87.5	104.8	91.5	116.3	95.1
12月	106.6	122.9	148.2	177.2	87.2	106.3	83.8	120.0	92.0
令和4年1月	107.2	126.5	156.3	182.7	93.5	104.2	77.1	124.2	89.2
2月	109.1	122.7	138.7	159.3	86.8	108.7	85.0	125.6	93.9
3月	103.4	117.0	124.7	136.6	93.0	109.9	74.9	134.7	91.3
4月	112.0	133.6	150.8	177.2	93.4	119.1	84.7	139.0	92.6
5月	102.0	122.0	159.1	187.6	90.1	99.1	66.8	119.7	81.2
6月	104.9	119.9	134.1	149.7	95.3	107.3	81.7	126.6	88.1
7月	105.8	125.4	155.1	185.4	86.0	101.8	66.9	126.8	87.4
8月	105.8	125.2	151.9	176.1	94.0	105.0	65.0	129.9	86.6
9月	104.9	125.0	136.3	153.6	88.7	108.9	77.6	129.2	86.1
10月	100.2	112.8	144.9	168.9	89.1	87.7	90.8	89.9	86.6
11月	100.7	115.7	134.8	155.5	85.8	106.7	98.0	115.5	87.0
12月	107.4	134.0	165.6	205.1	79.3	112.8	89.2	127.4	82.6
令和5年1月	90.9	106.0	121.7	139.2	79.2	93.7	74.7	109.1	76.4
2月	93.7	106.0	117.2	133.1	78.2	96.8	77.2	109.2	79.9
3月	96.8	113.2	123.3	135.9	88.5	103.0	77.6	120.4	81.0
4月	96.2	111.9	113.4	128.3	80.6	107.7	74.3	125.5	82.3
前月比(%)	△ 0.6	△ 1.1	△ 8.0	△ 5.6	△ 8.9	4.6	△ 4.3	4.2	1.6

これは白紙のページです。

業種別在庫指数（平成27年(2015年)=100）

区 分	輸工業総合															
	鉄鋼・ 非鉄金属 工業	鉄鋼業	非鉄金属 工業	金 製 品 工 業	生 産 用 機 械 工 業	汎用・ 業務用 機械工業	汎用機械 工業	業務用機械 工業	電子部品 ・デバイス 工業	電気・ 情報通信 機械工業	輸 送 機 械 工 業	窯業・ 土石製品 工業	化 学 工 業	無機・有機 化学工業	除、無機・ 有機化学工業	
ウ エ イ ト	10,000.0	675.2	57.1	618.1	718.0	363.5	852.0	577.5	274.5	74.8	1,534.7	224.0	1,215.2	716.1	331.5	384.6
【原指数】																
平成30年	109.6	91.7	110.5	89.9	98.0	180.1	146.6	190.5	54.3	4.2	124.9	41.8	90.1	117.5	115.9	118.9
令和元年	115.3	100.3	109.4	99.4	115.1	207.6	159.7	193.3	89.0	2.4	117.9	42.1	86.5	113.9	120.6	108.2
令和2年	107.9	89.3	81.4	90.0	70.1	209.5	212.9	208.2	222.8	2.4	104.1	10.3	80.7	111.2	112.8	109.9
令和3年	116.3	103.1	123.1	101.3	71.2	223.8	241.9	228.8	269.5	0.0	140.7	10.9	73.4	109.8	110.3	109.4
令和4年	114.8	113.3	114.4	113.2	67.4	229.8	175.0	217.6	85.4	0.0	151.3	12.2	84.2	125.6	145.1	108.8
令和3年4月	112.5	100.2	114.6	98.8	77.6	215.7	201.1	164.9	277.2	0.0	149.4	5.3	74.0	107.9	112.9	103.5
5月	115.8	96.9	90.3	97.5	78.3	212.3	203.8	168.0	279.3	0.0	168.0	6.9	71.5	104.6	107.1	102.4
6月	112.9	98.2	88.8	99.1	71.6	217.2	215.3	184.1	281.1	0.0	142.1	7.9	73.2	106.1	109.3	103.3
7月	113.2	101.9	96.9	102.4	75.2	221.7	211.0	178.8	278.6	0.0	142.9	9.0	71.3	106.8	110.1	103.9
8月	114.3	99.8	123.0	97.7	75.9	220.0	221.2	193.6	279.4	0.0	147.1	11.9	72.1	100.5	95.6	104.7
9月	115.7	112.0	116.0	111.7	70.2	221.8	223.3	193.3	286.6	0.0	152.1	15.3	71.3	100.3	97.5	102.7
10月	118.0	116.9	125.1	116.1	69.7	223.1	222.7	193.8	283.4	0.0	156.9	14.6	70.9	103.9	102.4	105.2
11月	117.0	106.9	123.8	105.4	76.0	223.2	225.1	198.6	280.9	0.0	153.3	13.1	74.5	106.6	105.0	107.9
12月	116.3	103.1	123.1	101.3	71.2	223.8	241.9	228.8	269.5	0.0	140.7	10.9	73.4	109.8	110.3	109.4
令和4年1月	116.2	102.7	115.8	101.5	78.5	214.9	236.0	218.2	273.4	0.0	133.6	9.7	75.1	110.4	111.8	109.2
2月	112.8	100.7	115.8	99.3	78.9	217.9	229.0	197.2	295.8	0.0	121.2	10.9	76.6	107.7	106.7	108.5
3月	103.5	108.8	107.0	108.9	72.8	221.3	154.1	181.8	95.9	0.0	103.8	9.6	76.9	113.1	118.5	108.5
4月	107.8	105.9	89.2	107.5	80.3	216.0	168.9	204.1	94.7	0.0	127.4	13.2	78.9	110.1	116.4	104.7
5月	112.7	104.5	112.6	103.7	79.8	220.8	169.8	203.4	99.2	0.0	146.1	13.4	81.9	110.3	118.8	102.9
6月	114.9	113.1	109.0	113.5	79.4	224.0	173.5	209.4	98.0	0.0	140.2	17.2	86.4	114.1	126.4	103.4
7月	112.8	120.4	106.9	121.7	81.1	228.0	170.4	206.8	93.7	0.0	115.6	13.9	89.1	117.7	135.4	102.4
8月	111.2	112.8	107.8	113.2	78.2	232.8	177.5	213.8	101.1	0.0	120.4	12.7	82.1	118.4	134.4	104.7
9月	111.2	105.3	114.2	104.5	71.4	242.7	169.8	202.3	101.5	0.0	131.3	16.9	82.9	120.7	138.1	105.7
10月	113.8	112.9	113.2	112.8	78.2	244.2	178.1	213.1	104.6	0.0	141.0	15.7	80.0	119.6	139.8	102.2
11月	114.9	119.5	100.8	121.2	80.9	236.8	175.3	206.9	108.6	0.0	153.2	13.3	79.7	119.3	136.8	104.1
12月	114.8	113.3	114.4	113.2	67.4	229.8	175.0	217.6	85.4	0.0	151.3	12.2	84.2	125.6	145.1	108.8
令和5年1月	115.3	111.1	108.8	111.3	73.4	228.1	175.0	214.3	92.5	0.0	147.2	10.3	84.0	122.3	139.8	107.1
2月	112.7	101.7	97.7	102.1	68.8	231.2	174.5	217.1	85.0	0.0	140.6	10.3	86.5	125.5	147.1	106.8
3月	109.1	98.6	112.6	97.3	70.1	216.6	178.5	213.6	104.5	0.0	130.8	8.2	86.2	122.9	146.4	102.7
4月	116.0	95.1	111.1	93.6	75.7	215.7	171.3	212.2	85.4	0.0	173.6	8.3	89.5	124.7	150.3	102.7
前年同月比(%)	7.6	△ 10.2	24.6	△ 12.9	△ 5.7	△ 0.1	1.4	4.0	△ 9.8	-	36.3	△ 37.1	13.4	13.3	29.1	△ 1.9
【季節調整済指数】																
令和3年1期	114.4	98.5	101.9	97.0	75.0	212.8	215.8	182.1	257.4	0.0	140.8	9.2	78.1	110.5	114.1	104.8
Ⅱ期	107.5	96.6	94.0	97.0	73.6	214.9	212.8	182.4	279.2	0.0	118.0	7.9	71.8	103.5	102.0	104.8
Ⅲ期	118.8	113.6	116.4	113.1	70.3	222.0	220.7	189.3	290.6	0.0	173.9	16.6	72.0	105.3	104.6	107.0
Ⅳ期	118.7	106.1	124.4	104.2	72.9	225.1	234.2	211.9	307.9	0.0	155.9	7.9	73.0	108.4	109.4	107.7
令和4年1期	109.2	108.5	107.7	107.1	75.8	220.9	161.8	196.4	87.2	0.0	127.2	15.5	79.2	113.3	115.5	108.8
Ⅱ期	109.0	111.3	115.4	111.1	81.6	221.6	171.5	207.5	97.3	0.0	116.4	17.3	84.7	111.3	117.9	104.9
Ⅲ期	114.1	106.8	114.6	105.8	71.6	242.9	167.8	198.1	102.9	0.0	150.1	18.3	83.8	126.8	148.2	110.1
Ⅳ期	117.2	116.6	115.6	116.5	69.0	231.1	169.4	201.5	97.6	0.0	167.7	8.8	83.7	124.0	143.9	107.1
令和5年1期	115.1	98.3	113.4	95.7	73.0	216.2	187.5	230.7	95.0	0.0	160.3	13.2	88.7	123.1	142.7	103.0
令和3年4月	111.1	98.8	115.5	97.6	78.4	213.5	211.1	179.4	275.4	0.0	131.7	7.3	75.3	106.4	109.6	103.0
5月	109.7	98.7	95.4	97.9	77.9	212.0	210.1	177.8	273.4	0.0	127.7	7.5	72.2	104.0	105.3	100.0
6月	107.5	96.6	94.0	97.0	73.6	214.9	212.8	182.4	279.2	0.0	118.0	7.9	71.8	103.5	102.0	104.8
7月	110.4	98.7	100.7	98.8	74.7	220.0	216.4	184.6	292.5	0.0	136.6	8.2	69.0	104.0	102.7	105.5
8月	114.7	101.4	113.9	101.2	76.3	219.9	219.7	191.6	278.4	0.0	150.8	12.1	71.2	103.4	102.1	107.1
9月	118.8	113.6	116.4	113.1	70.3	222.0	220.7	189.3	290.6	0.0	173.9	16.6	72.0	105.3	104.6	107.0
10月	117.8	110.1	125.1	108.8	63.9	222.5	210.8	182.0	277.9	0.0	168.5	13.1	71.8	106.1	105.9	106.3
11月	117.8	103.9	125.7	102.3	71.3	222.1	211.1	188.6	267.8	0.0	162.9	12.8	73.2	107.3	107.3	107.3
12月	118.7	106.1	124.4	104.2	72.9	225.1	234.2	211.9	307.9	0.0	155.9	7.9	73.0	108.4	109.4	107.7
令和4年1月	118.2	108.3	109.2	108.5	78.4	219.0	238.7	217.5	285.4	0.0	143.0	7.6	74.6	110.2	115.0	107.5
2月	115.0	103.8	109.7	103.4	83.7	221.4	234.8	197.2	289.9	0.0	131.2	11.8	77.9	106.0	108.1	104.2
3月	109.2	108.5	107.7	107.1	75.8	220.9	161.8	196.4	87.2	0.0	127.2	15.5	79.2	113.3	115.5	108.8
4月	106.4	104.5	89.9	106.2	81.1	213.8	177.3	222.0	94.1	0.0	112.3	18.2	80.3	108.5	113.0	104.2
5月	106.8	106.4	119.0	104.1	79.4	220.5	175.1	215.3	97.1	0.0	111.1	14.5	82.7	109.6	116.8	100.5
6月	109.0	111.3	115.4	111.1	81.6	221.6	171.5	207.5	97.3	0.0	116.4	17.3	84.7	111.3	117.9	104.9
7月	110.0	116.6	111.1	117.5	80.5	226.3	174.8	213.5	98.4	0.0	110.5	12.7	86.3	114.6	126.3	104.0
8月	111.6	114.6	99.9	117.3	78.6	232.7	176.3	211.6	100.7	0.0	123.4	12.9	81.1	121.8	143.5	107.1
9月	114.1	106.8	114.6	105.8	71.6	242.9	167.8	198.1	102.9	0.0	150.1	18.3	83.8	126.8	148.2	110.1
10月	113.6	106.3	113.2	105.7	71.7	243.5	168.6	200.1	102.6	0.0	151.4	14.1	81.0	122.1	144.6	103.3
11月	115.7	116.1	102.4	117.6	75.9	235.6	164.4	196.5	103.5	0.0	162.8	13.0	78.3	120.1	139.7	103.6
12月	117.2	116.6	115.6	116.5	69.0	231.1	169.4	201.5	97.6	0.0	167.7	8.8	83.7	124.0	143.9	107.1
令和5年1月	117.3	117.2	102.6	119.0	73.3	232.5	177.0	213.6	96.6	0.0	157.6	8.1	83.4	122.1	143.8	105.5
2月	114.9	104.8	92.6	106.3	73.0	235.0	179.0	217.1	83.3	0.0	152.2	11.1	88.0	123.5	149.0	102.6
3月	115.1	98.3	113.4	95.7	73.0	216.2										

										(特掲)				区 分	
プラスチック 製品 工業	パルプ・紙 ・紙加工 工業	食 料 品 工 業			そ の 他 工 業		繊維工業	家具工業	印刷業	ゴム製品 工業	半導体・ フクロハ 製造装置	民生用 電気 機械	化学工業 (除. 化粧品・ 医薬品)		プラスチック 製フィルム・ シート
2,012.5	95.5	513.1	106.8	406.3	1,005.4	612.1	197.0	-	196.3	-	1,354.5	716.1	994.3	ウ エ イ ト	
【原指数】															
108.8	47.5	82.6	93.4	79.7	111.8	110.6	139.5	-	87.6	-	87.5	117.5	93.0	平成 30 年	
121.0	76.3	77.7	113.2	68.4	122.0	113.3	152.9	-	118.2	-	85.0	113.9	114.3	令和元年	
108.4	84.0	83.6	99.7	79.4	101.4	102.1	125.1	-	75.2	-	74.9	111.2	103.0	令和2年	
97.3	68.8	94.8	127.7	86.2	117.0	110.3	143.6	-	111.1	-	129.5	109.8	100.4	令和3年	
97.5	78.0	78.7	140.7	62.4	118.5	118.6	147.3	-	89.2	-	133.0	125.6	103.5	令和4年	
95.3	74.6	102.3	139.8	92.4	101.9	106.7	128.0	-	60.9	-	128.9	107.9	95.2	令和3年4月	
94.9	97.2	111.7	128.9	107.2	105.7	108.7	128.7	-	73.0	-	149.5	104.6	100.4	5月	
96.0	99.6	105.2	147.7	94.0	107.2	109.9	124.0	-	81.8	-	119.5	106.1	97.3	6月	
97.6	98.0	93.5	128.7	84.3	110.0	110.7	127.1	-	90.5	-	120.2	106.8	98.6	7月	
94.1	71.4	109.1	130.5	103.5	111.8	110.2	127.0	-	101.4	-	123.1	100.5	93.5	8月	
96.5	76.9	96.9	129.8	88.3	113.4	113.1	131.6	-	96.1	-	129.2	100.3	95.4	9月	
98.3	75.8	101.9	136.6	92.8	118.1	113.2	136.7	-	114.8	-	138.7	103.9	99.3	10月	
97.9	72.0	86.7	142.0	72.1	116.0	110.6	140.9	-	107.7	-	136.5	106.6	100.1	11月	
97.3	68.8	94.8	127.7	86.2	117.0	110.3	143.6	-	111.1	-	129.5	109.8	100.4	12月	
99.2	74.8	98.4	128.7	90.4	121.1	111.4	157.5	-	114.9	-	123.3	110.4	104.2	令和4年1月	
98.7	74.6	86.1	133.3	73.7	120.3	112.5	155.0	-	109.8	-	112.4	107.7	101.0	2月	
97.1	68.4	94.9	135.3	84.2	110.3	109.3	126.5	-	97.4	-	88.7	113.1	99.0	3月	
94.5	65.8	94.2	132.0	84.3	107.7	111.7	123.7	-	79.5	-	119.8	110.1	94.9	4月	
96.5	86.7	101.5	139.1	91.7	113.1	111.2	127.3	-	105.1	-	140.6	110.3	99.1	5月	
99.6	86.4	109.6	148.7	99.3	110.6	109.9	123.1	-	100.5	-	133.1	114.1	103.3	6月	
108.5	97.6	96.7	139.1	85.5	109.1	112.0	125.6	-	83.7	-	105.3	117.7	118.0	7月	
103.9	71.7	94.6	142.2	82.0	106.3	115.0	129.6	-	55.7	-	107.2	118.4	113.6	8月	
101.5	58.7	89.4	135.9	77.2	107.6	114.4	133.8	-	60.1	-	114.1	120.7	110.8	9月	
97.9	69.4	92.5	143.8	79.0	110.7	114.2	138.5	-	71.8	-	120.6	119.6	103.0	10月	
95.9	75.3	79.8	144.8	62.8	113.1	116.4	145.7	-	69.9	-	130.9	119.3	100.6	11月	
97.5	78.0	78.7	140.7	62.4	118.5	118.6	147.3	-	89.2	-	133.0	125.6	103.5	12月	
95.0	96.8	90.7	134.6	79.2	127.5	121.0	168.4	-	106.5	-	131.4	122.3	108.1	令和5年1月	
90.4	98.7	78.7	140.6	62.4	130.7	121.0	178.0	-	113.4	-	126.2	125.5	99.9	2月	
83.6	87.3	97.1	129.9	88.4	121.2	121.0	143.1	-	99.7	-	115.7	122.9	89.9	3月	
86.2	5.8	100.0	131.7	91.7	124.3	126.0	140.7	-	102.5	-	165.6	124.7	92.1	4月	
△ 8.8	△ 91.2	6.2	△ 0.2	8.8	15.4	12.8	13.7	-	28.9	-	38.2	13.3	△ 3.0	前年同月比(%)	
【季節調整済指数】															
103.4	91.2	94.1	116.0	88.7	102.1	104.9	135.7	-	60.4	-	109.6	110.5	101.3	令和3年1期	
95.5	84.4	93.2	126.7	84.6	109.2	107.9	141.4	-	79.8	-	93.2	103.5	94.3	Ⅱ期	
96.4	84.0	104.0	138.2	95.1	114.3	110.6	142.6	-	97.9	-	155.9	105.3	97.4	Ⅲ期	
97.5	80.0	111.4	150.5	101.4	118.6	114.2	140.9	-	114.7	-	153.6	108.4	101.4	Ⅳ期	
98.9	66.4	90.6	126.7	81.2	112.0	109.5	132.0	-	101.6	-	111.5	113.3	100.3	令和4年1期	
99.0	73.2	97.1	127.6	89.4	112.7	107.9	140.4	-	98.0	-	103.8	111.3	100.1	Ⅱ期	
101.4	64.2	95.9	144.7	83.2	108.4	111.9	144.9	-	61.2	-	137.6	126.8	113.1	Ⅲ期	
97.7	90.7	92.5	165.8	73.4	120.2	122.7	144.5	-	92.1	-	157.7	124.0	104.5	Ⅳ期	
85.2	84.7	92.7	121.7	85.3	123.0	121.2	149.3	-	104.0	-	143.8	123.1	91.1	令和5年1期	
97.7	80.3	93.5	128.6	84.4	104.1	107.3	138.3	-	61.9	-	104.5	106.4	97.5	令和3年4月	
96.7	87.2	97.0	113.9	91.0	107.0	107.5	140.4	-	75.1	-	102.1	104.0	88.9	5月	
95.5	84.4	93.2	126.7	84.6	109.2	107.9	141.4	-	79.8	-	93.2	103.5	94.3	6月	
95.4	84.6	81.2	125.0	71.0	110.8	109.2	138.6	-	89.5	-	115.4	104.0	95.0	7月	
94.7	83.4	105.9	142.2	96.1	112.5	108.8	138.8	-	98.4	-	130.5	103.4	95.3	8月	
96.4	84.0	104.0	138.2	95.1	114.3	110.6	142.6	-	97.9	-	155.9	105.3	97.4	9月	
97.4	80.6	106.4	143.5	96.7	118.0	112.3	138.0	-	117.9	-	155.5	106.1	98.6	10月	
97.2	76.5	103.6	141.7	94.1	118.0	113.4	136.9	-	112.5	-	154.5	107.3	99.4	11月	
97.5	80.0	111.4	150.5	101.4	118.6	114.2	140.9	-	114.7	-	153.6	108.4	101.4	12月	
98.3	74.1	105.7	145.4	95.5	115.4	113.1	126.9	-	109.1	-	138.8	110.2	105.3	令和4年1月	
96.9	69.5	96.7	137.3	84.7	112.3	113.3	120.5	-	100.4	-	125.9	106.0	101.0	2月	
98.9	66.4	90.6	126.7	81.2	112.0	109.5	132.0	-	101.6	-	111.5	113.3	100.3	3月	
96.9	70.8	86.1	121.4	77.0	110.1	112.4	133.6	-	80.8	-	97.1	108.5	97.2	4月	
98.3	77.8	88.2	122.9	77.8	114.5	110.0	138.9	-	108.2	-	96.0	109.6	97.6	5月	
99.0	73.2	97.1	127.6	89.4	112.7	107.9	140.4	-	98.0	-	103.8	111.3	100.1	6月	
106.1	84.2	84.0	135.0	72.0	109.9	110.5	137.0	-	82.8	-	101.1	114.6	113.7	7月	
104.6	83.8	91.8	154.9	76.2	107.0	113.5	141.6	-	54.1	-	113.6	121.8	115.8	8月	
101.4	64.2	95.9	144.7	83.2	108.4	111.9	144.9	-	61.2	-	137.6	126.8	113.1	9月	
97.0	73.8	96.5	151.0	82.3	110.6	113.3	139.8	-	73.7	-	135.2	122.1	102.3	10月	
95.2	80.0	95.3	144.5	81.9	115.0	119.3	141.6	-	73.0	-	148.1	120.1	99.9	11月	
97.7	90.7	92.5	165.8	73.4	120.2	122.7	144.5	-	92.1	-	157.7	124.0	104.5	12月	
94.1	95.8	97.4	152.0	83.7	121.5	122.8	135.7	-	101.1	-	147.9	122.1	109.3	令和5年1月	
88.7	91.9	88.4	144.8	71.7	122.0	121.9	138.3	-	103.7	-	141.4	123.5	99.9	2月	
85.2	84.7	92.7	121.7	85.3	123.0	121.2	149.3	-	104.0	-	143.8	123.1	91.1	3月	
88.4	6.2	91.4	121.1	83.8	127.0	126.7	152.0	-	104.2	-	134.2	122.9	94.3	4月	
3.8	△ 92.7	△ 1.4	△ 0.5	△ 1.8	3.3	4.5	1.8	-	0.2	-	△ 6.7	△ 0.2	3.5	前月比(%)	

特殊分類別（財別）在庫指数

平成27年(2015年) = 100

区分	鉱工業								生産財
	総合	最終 需要財	投資財			消費財			
			資本財	建設財	耐久 消費財	非耐久 消費財			
ウェイト	10,000.0	3,909.6	1,683.1	661.0	1,022.1	2,226.5	1,622.4	604.1	6,090.4
【原指数】									
平成30年	109.6	120.3	131.3	182.8	97.9	112.0	104.9	131.2	102.7
令和元年	115.3	118.8	129.8	191.1	90.2	110.4	101.4	134.6	113.0
令和2年	107.9	120.2	153.2	244.6	94.2	95.3	84.8	123.5	100.2
令和3年	116.3	140.2	162.2	267.9	93.9	123.6	125.1	119.4	101.1
令和4年	114.8	132.6	142.8	210.7	98.9	124.9	133.0	103.2	103.6
令和3年4月	112.5	140.6	161.6	260.3	97.7	124.7	128.9	113.5	94.6
5月	115.8	147.4	161.1	264.0	94.5	137.1	145.9	113.3	95.6
6月	112.9	140.6	169.4	275.6	100.7	118.8	121.2	112.4	95.4
7月	113.2	139.4	168.4	273.2	100.6	117.6	121.8	106.3	96.6
8月	114.3	144.2	168.4	279.5	96.5	125.9	125.8	126.2	95.3
9月	115.7	145.3	166.7	281.7	92.3	129.0	131.6	122.1	97.0
10月	118.0	147.2	163.3	274.6	91.3	135.0	137.4	128.5	99.5
11月	117.0	143.9	163.6	269.1	95.4	129.1	134.6	114.1	99.8
12月	116.3	140.2	162.2	267.9	93.9	123.6	125.1	119.4	101.1
令和4年1月	116.2	137.4	161.3	262.0	96.2	119.4	118.7	121.2	102.6
2月	112.8	133.0	165.3	266.9	99.6	108.7	108.1	110.1	100.0
3月	103.5	111.8	130.0	180.7	97.3	98.0	91.3	116.0	98.3
4月	107.8	123.0	133.9	187.9	98.9	114.7	114.9	114.3	98.2
5月	112.7	132.4	137.6	192.6	102.0	128.5	132.2	118.7	100.1
6月	114.5	132.8	140.1	195.8	104.1	127.3	126.2	130.2	102.8
7月	112.8	123.2	144.7	196.3	111.4	107.0	102.2	120.0	106.2
8月	111.2	123.2	142.0	207.6	99.5	109.1	106.1	117.1	103.6
9月	111.2	127.2	143.4	209.7	100.6	114.9	116.1	111.8	101.0
10月	113.8	130.9	143.0	216.5	95.4	121.7	124.3	114.7	103.0
11月	114.9	132.4	140.6	214.1	93.1	126.2	133.9	105.5	103.9
12月	114.8	132.6	142.8	210.7	98.9	124.9	133.0	103.2	103.6
令和5年1月	115.3	130.5	142.6	209.4	99.4	121.3	129.8	98.5	105.8
2月	112.7	127.1	144.2	209.2	102.1	114.2	124.6	86.1	103.6
3月	109.1	125.0	142.8	210.7	98.9	111.6	115.5	101.1	99.1
4月	116.0	142.5	143.3	201.6	105.5	141.9	156.1	104.0	99.1
前年同月比(%)	7.6	15.9	7.0	7.3	6.7	23.7	35.9	△ 9.0	0.9
【季節調整指数】									
令和3年Ⅰ期	114.4	139.5	168.3	284.9	96.7	115.2	119.1	118.2	97.7
Ⅱ期	107.5	128.9	167.1	282.1	95.0	102.1	98.4	110.6	94.5
Ⅲ期	118.8	152.9	166.9	278.9	94.4	144.6	153.5	125.8	97.6
Ⅳ期	118.7	148.8	164.6	269.5	96.4	137.0	139.7	128.6	100.7
令和4年Ⅰ期	109.2	121.2	134.7	191.0	101.1	109.4	113.5	111.2	100.3
Ⅱ期	109.0	121.7	138.2	200.4	98.2	109.4	102.4	128.1	101.8
Ⅲ期	114.1	133.9	143.6	207.6	102.9	128.8	135.4	115.2	101.7
Ⅳ期	117.2	140.7	144.9	212.0	101.5	138.4	148.6	111.1	103.2
令和5年Ⅰ期	115.1	135.5	148.0	222.7	102.8	124.6	143.6	96.9	101.1
令和3年4月	111.1	134.1	166.0	273.7	97.7	111.6	111.3	109.8	96.0
5月	109.7	131.4	162.6	272.3	92.6	110.2	107.6	110.0	95.6
6月	107.5	128.9	167.1	282.1	95.0	102.1	98.4	110.6	94.5
7月	110.4	135.6	167.1	283.7	94.3	112.5	117.3	102.1	95.1
8月	114.7	144.5	167.7	280.7	95.4	127.5	129.6	123.2	96.0
9月	118.8	152.9	166.9	278.9	94.4	144.6	153.5	125.8	97.6
10月	117.8	150.1	162.6	267.3	93.9	140.9	146.5	128.1	97.7
11月	117.8	149.9	162.5	262.6	96.0	140.6	146.4	124.3	97.9
12月	118.7	148.8	164.6	269.5	96.4	137.0	139.7	128.6	100.7
令和4年1月	118.2	139.8	156.9	248.1	97.2	125.9	128.3	120.6	103.5
2月	115.0	136.6	162.1	247.2	102.6	117.2	120.0	110.4	100.9
3月	109.2	121.2	134.7	191.0	101.1	109.4	113.5	111.2	100.3
4月	106.4	117.3	137.5	197.6	98.9	102.7	99.2	110.6	99.6
5月	106.8	118.0	138.9	198.7	100.0	103.3	97.5	115.3	100.2
6月	109.0	121.7	138.2	200.4	98.2	109.4	102.4	128.1	101.8
7月	110.0	119.9	143.6	203.8	104.5	102.4	98.4	115.3	104.5
8月	111.6	123.4	141.4	208.5	98.3	110.5	109.3	114.3	104.3
9月	114.1	133.9	143.6	207.6	102.9	128.8	135.4	115.2	101.7
10月	113.6	133.4	142.4	210.7	98.1	127.0	132.6	114.3	101.1
11月	115.7	137.9	139.6	208.9	93.7	137.5	145.6	115.0	102.0
12月	117.2	140.7	144.9	212.0	101.5	138.4	148.6	111.1	103.2
令和5年1月	117.3	132.7	138.7	198.3	100.4	127.9	140.3	98.0	106.7
2月	114.9	130.5	141.4	193.8	105.2	123.1	138.3	86.3	104.5
3月	115.1	135.5	148.0	222.7	102.8	124.6	143.6	96.9	101.1
4月	114.5	135.9	147.2	212.0	105.4	127.0	134.8	100.6	100.5
前月比(%)	△ 0.5	0.3	△ 0.5	△ 4.8	2.5	1.9	△ 6.1	3.8	△ 0.6

大津市における費目別標準生計費(1人)の推移

(円)

費目	平成31年4月 (集計世帯96)	令和2年4月 (集計世帯96)	令和3年4月 (集計世帯96)	令和4年4月 (集計世帯96)
食料費	24,170	24,950	30,980	33,920
住居関係費	76,740	30,750	37,500	36,790
被服・履物費	1,830	1,180	6,140	7,020
雑費Ⅰ	41,190	30,690	21,640	21,640
雑費Ⅱ	4,790	6,430	8,390	7,870
計	148,720	94,000	104,650	107,240

【標準生計費算定方法の概要】

標準生計費は、大津市における最も標準的な生活水準を求めるため、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により算定した。

標準生計費の費目の内訳

食料費 ……食料

住居関係費 ……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 ……被服および履物

雑費Ⅰ ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ ……その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」(総務省)の単身勤労者世帯に係る資料を基に人事院が作成した各費目標準生計費を大津市に置き換えて算定した。

資料提供

(県 政)

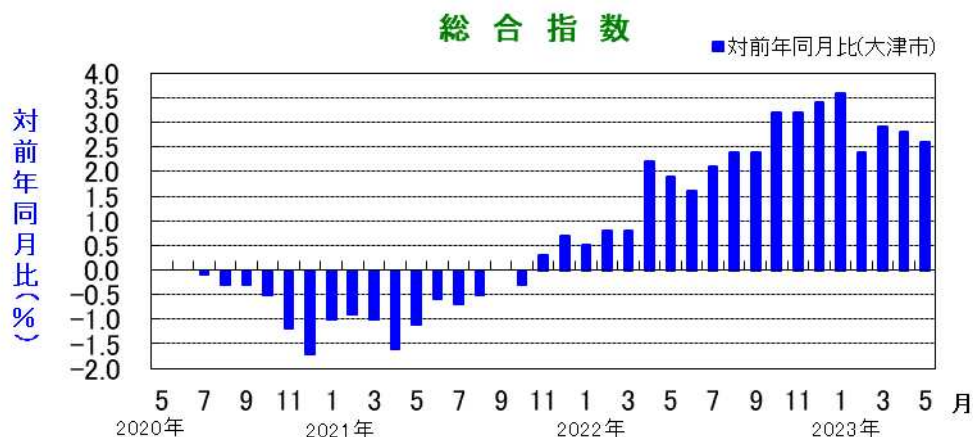
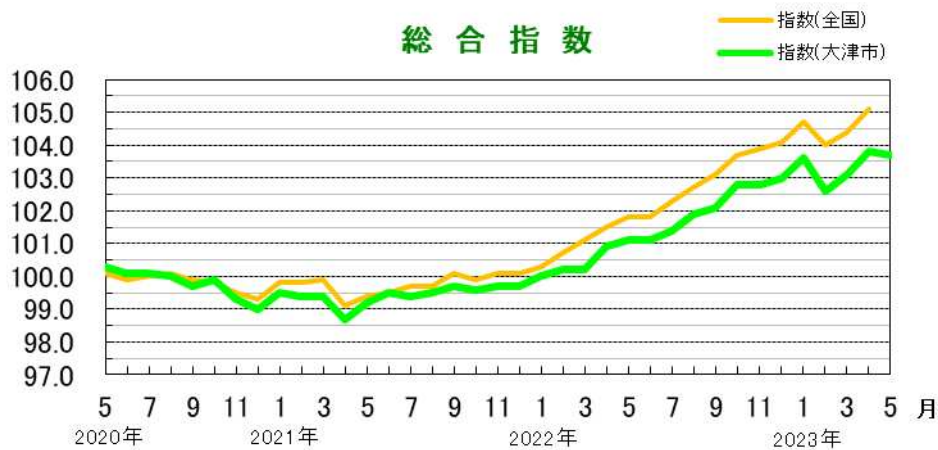
 2020年基準 消費者物価指数 (大津市)
2023年 (令和5年) 5月分

(令和5年6月23日公表)

1. 2023年 (令和5年) 5月分消費者物価指数 (大津市) 概況

	指 数	前月比(%)	前年同月比(%)	概 況
総合指数	103.7	0.0	2.6	前月比は横ばいになった。 前年同月比は19か月連続で上昇した。
生鮮食品を除く 総合指数	103.4	0.1	2.5	前月比は3か月連続で上昇した。 前年同月比は19か月連続で上昇した。
生鮮食品及び エネルギーを除く 総合指数	103.3	0.3	3.6	前月比は11か月連続で上昇した。 前年同月比は14か月連続で上昇した。

2. 総合指数と対前年同月比の推移

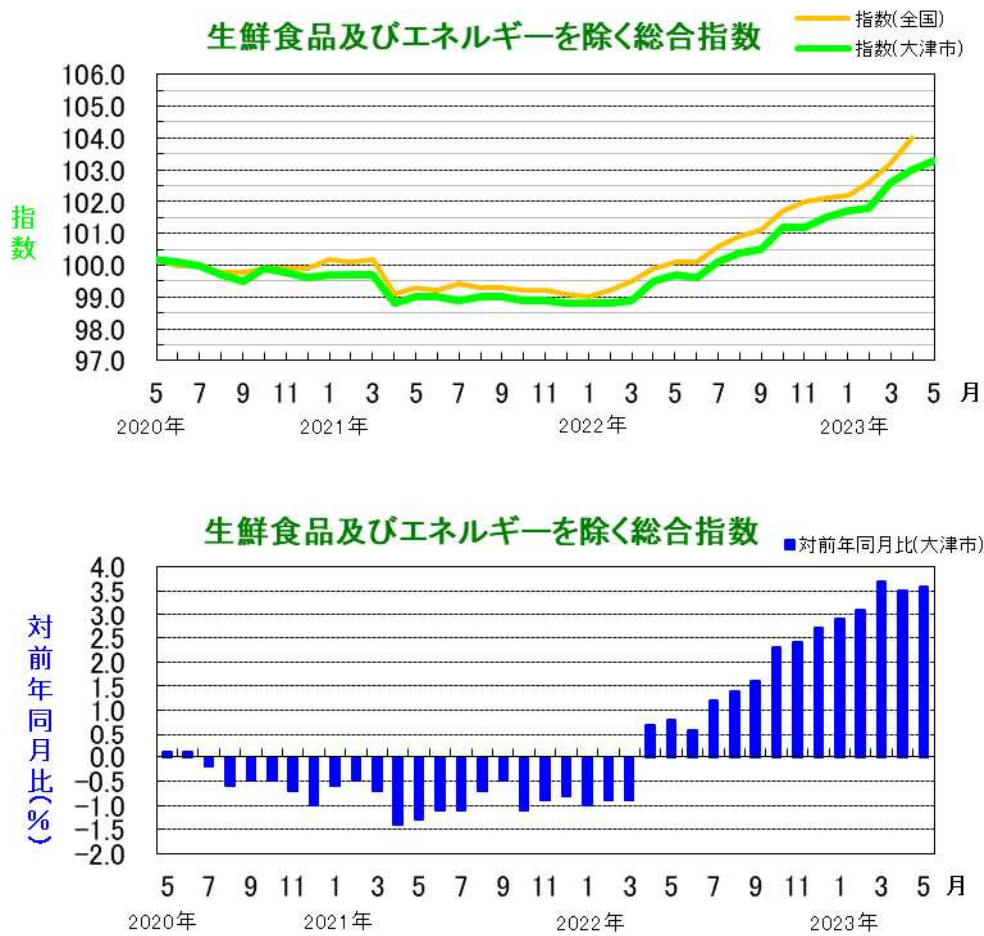


3. 生鮮食品を除く総合指数と対前年同月比の推移



※「生鮮食品」…生鮮魚介・生鮮野菜・生鮮果物

4. 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数と対前年同月比の推移



※「エネルギー」…電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン

☆全国における消費者物価指数の概況は総務省統計局のHPにより公表されています。
総務省統計局消費者物価指数(全国) → <https://www.stat.go.jp/data/cpi/>

5. 10大費目指数と前月・前年同月比および寄与度

2020年=100

区 分	指 数	対前月		対前年同月	
		上昇率(%)	寄与度	上昇率(%)	寄与度
食 料	110.7	-0.3	-0.08	7.8	2.13
住 居	102.2	0.0	0.01	0.8	0.13
光 熱・水 道	98.6	-2.9	-0.19	-10.5	-0.78
家具・家事用品	110.0	0.3	0.01	5.5	0.23
被服及び履物	106.3	0.4	0.01	4.6	0.18
保 健 医 療	99.4	0.5	0.02	2.0	0.09
交 通・通 信	95.3	0.8	0.11	1.9	0.29
教 育	100.5	0.0	0.00	0.5	0.02
教 養 娯 楽	105.6	0.6	0.06	2.6	0.26
諸 雑 費	103.1	0.4	0.02	0.6	0.04

*寄与度：総合指数の上昇に対して各費目がどれだけ影響したかを示します。

6. 前月との比較

総合指数は103.7で、前月と横ばいになりました。中分類指数の主な項目をみると、自動車等関係費(1.0%)、ガス代(4.4%)が上昇し、電気代(-8.8%)、生鮮魚介(-5.3%)が下落しました。

生鮮食品を除く総合指数は103.4で、前月と比べて0.1%上昇しました。

生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は103.3で、前月と比べて0.3%上昇しました。

● 上昇した中分類指数の主な項目（寄与度順）

自動車等関係費 [交通・通信]	(+)	1.0%
ガス代 [光熱・水道]	(+)	4.4%

● 下落した中分類指数の主な項目（寄与度順）

電気代 [光熱・水道]	(-)	8.8%
生鮮魚介 [食料]	(-)	5.3%

注) 中分類指数の項目のうち、寄与度および各指数の対前月比が比較的大きな項目のみを掲載しています。[]内は、10大費目名です。

注) 生鮮食品(生鮮魚介・生鮮野菜・生鮮果物)については、小分類指数です。

7. 前年同月との比較

総合指数は、前年同月と比べて2.6%上昇しました。中分類指数の主な項目をみると、調理食品（10.6%）、菓子類（11.1%）等が上昇し、電気代（-22.6%）が下落しました。生鮮食品を除く総合指数は、前年同月と比べて2.5%上昇しました。生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は、前年同月と比べて3.6%上昇しました。

● 上昇した中分類指数の主な項目（寄与度順）

調理食品〔食料〕	(+)	10.6%
菓子類〔食料〕	(+)	11.1%
外食〔食料〕	(+)	5.5%
乳卵類〔食料〕	(+)	18.6%
通信〔交通・通信〕	(+)	7.6%
肉類〔食料〕	(+)	5.3%
穀類〔食料〕	(+)	6.6%
生鮮魚介〔食料〕	(+)	9.8%
家事雑貨〔家具・家事用品〕	(+)	12.0%
設備修繕・維持〔住居〕	(+)	2.8%
油脂・調味料〔食料〕	(+)	6.8%
飲料〔食料〕	(+)	6.5%
教養娯楽用品〔教養娯楽〕	(+)	4.5%
教養娯楽サービス〔教養娯楽〕	(+)	1.6%
酒類〔食料〕	(+)	7.8%
生鮮果物〔食料〕	(+)	6.9%
洋服〔被服及び履物〕	(+)	4.5%
家事用消耗品〔家具・家事用品〕	(+)	5.6%

● 下落した中分類指数の主な項目（寄与度順）

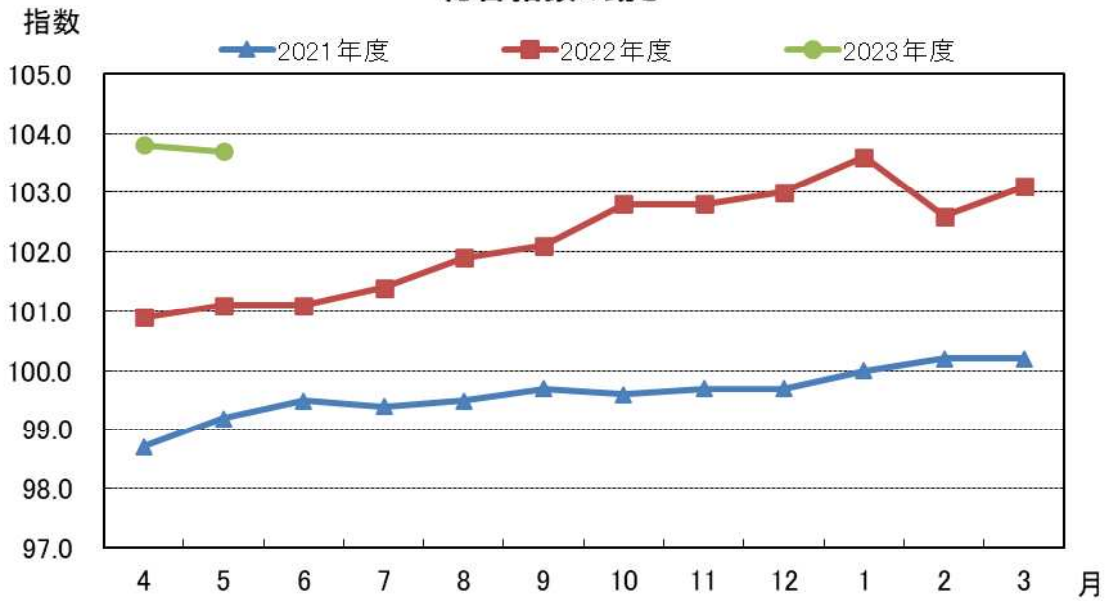
電気代〔光熱・水道〕	(-)	22.6%
------------	-----	-------

注) 中分類指数の項目のうち、寄与度および各指数の対前年同月比が比較的大きな項目のみを掲載しています。〔 〕内は、10大費目名です。

注) 生鮮食品（生鮮魚介・生鮮野菜・生鮮果物）については、小分類指数です。

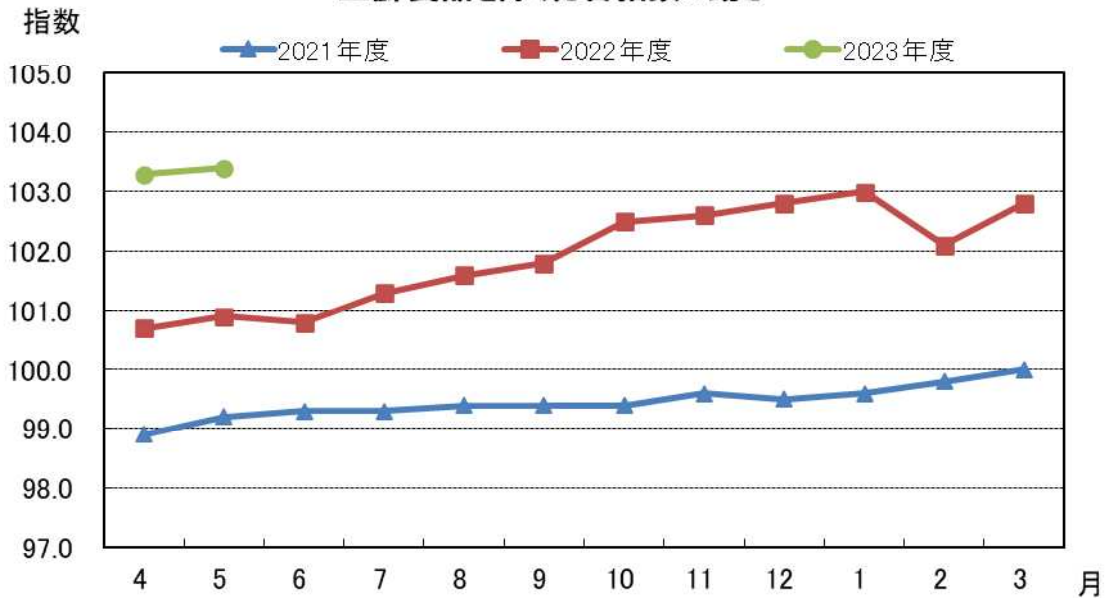
8. 総合指数別の年度比較

総合指数の動き



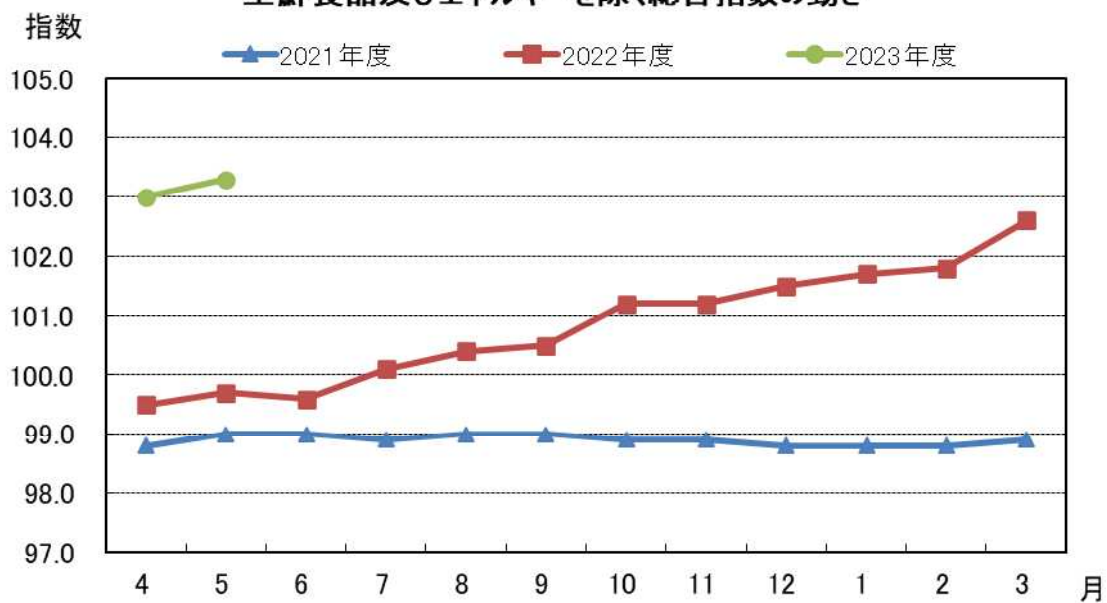
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2021年度	98.7	99.2	99.5	99.4	99.5	99.7	99.6	99.7	99.7	100.0	100.2	100.2
2022年度	100.9	101.1	101.1	101.4	101.9	102.1	102.8	102.8	103.0	103.6	102.6	103.1
2023年度	103.8	103.7										

生鮮食品を除く総合指数の動き



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2021年度	98.9	99.2	99.3	99.3	99.4	99.4	99.4	99.6	99.5	99.6	99.8	100.0
2022年度	100.7	100.9	100.8	101.3	101.6	101.8	102.5	102.6	102.8	103.0	102.1	102.8
2023年度	103.3	103.4										

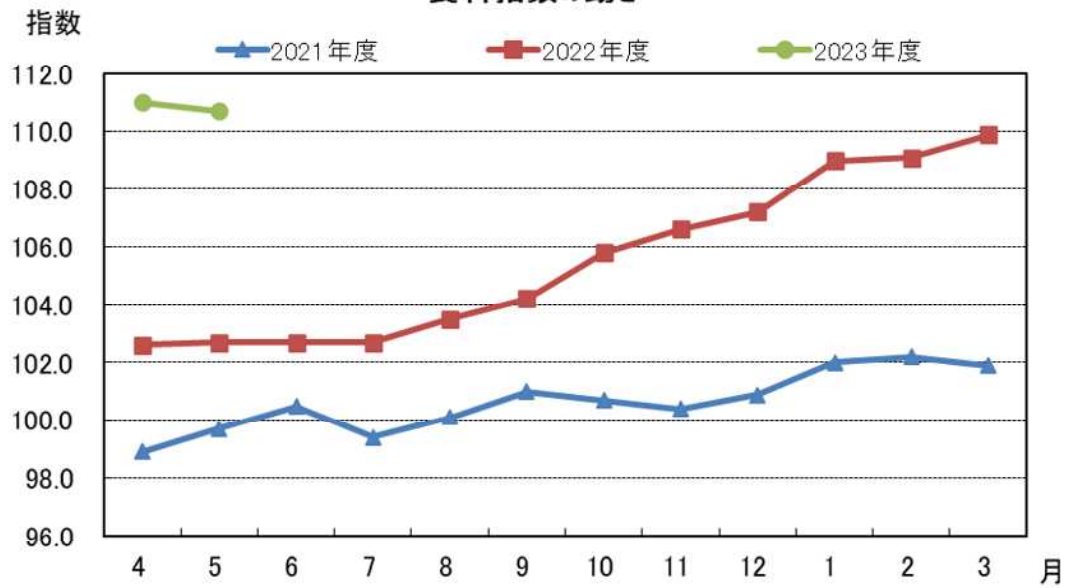
生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数の動き



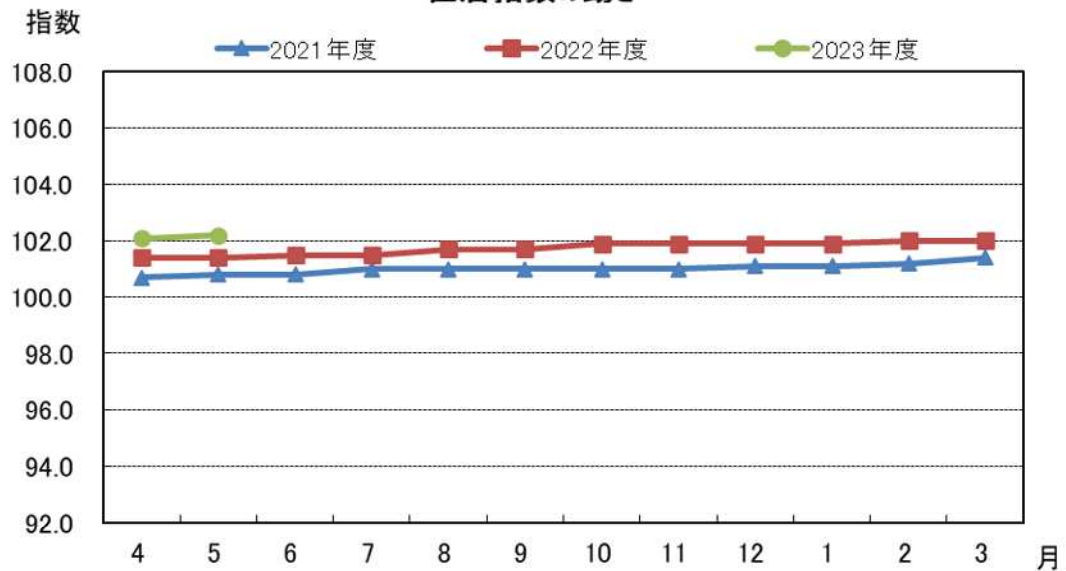
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2021年度	98.8	99.0	99.0	98.9	99.0	99.0	98.9	98.9	98.8	98.8	98.8	98.9
2022年度	99.5	99.7	99.6	100.1	100.4	100.5	101.2	101.2	101.5	101.7	101.8	102.6
2023年度	103.0	103.3										

9. 10大費目別の年度比較

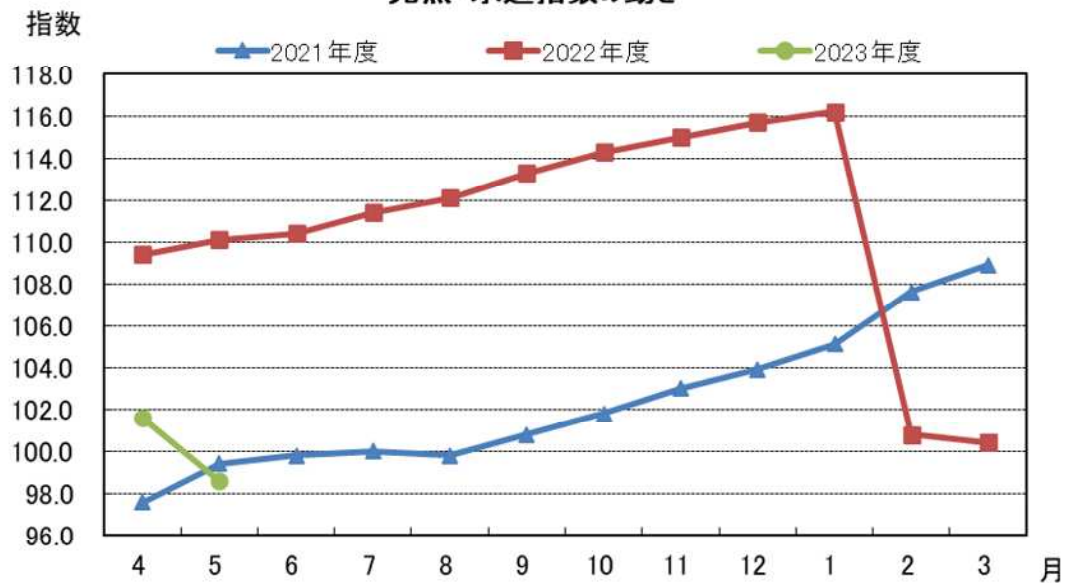
食料指数の動き



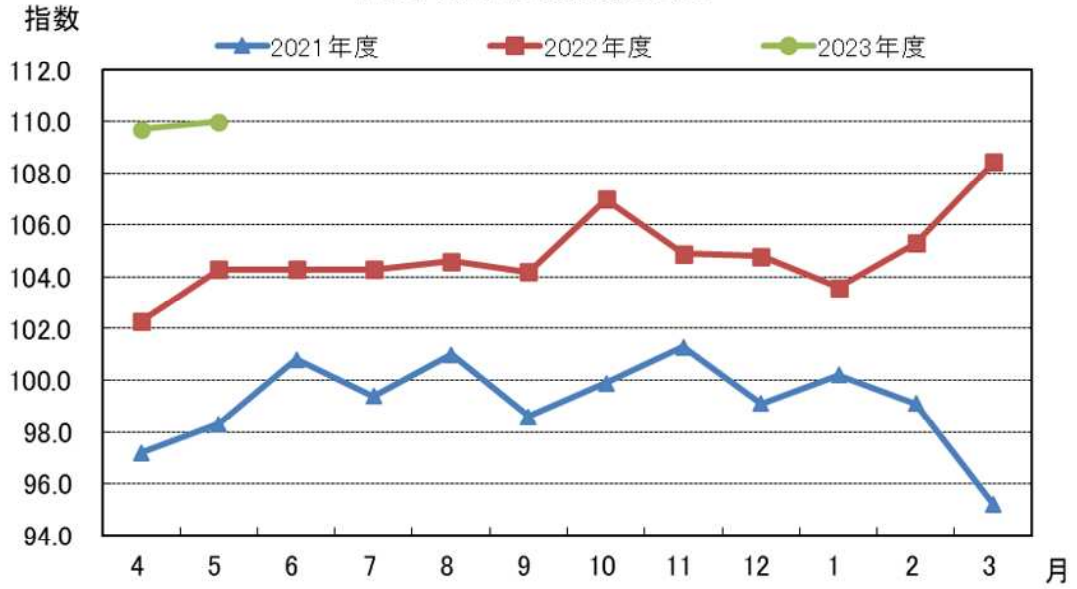
住居指数の動き



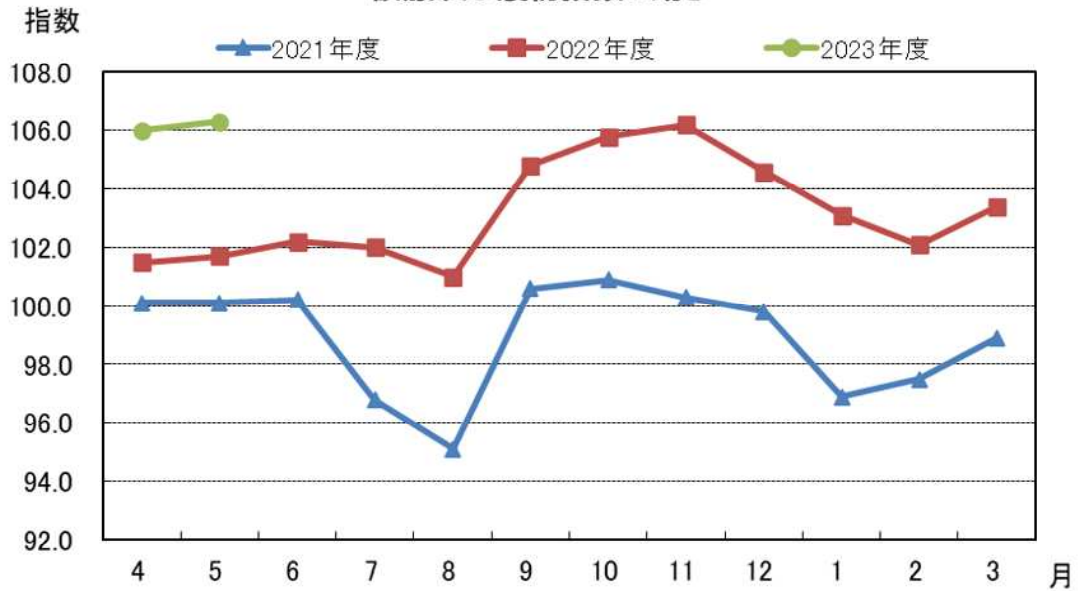
光熱・水道指数の動き



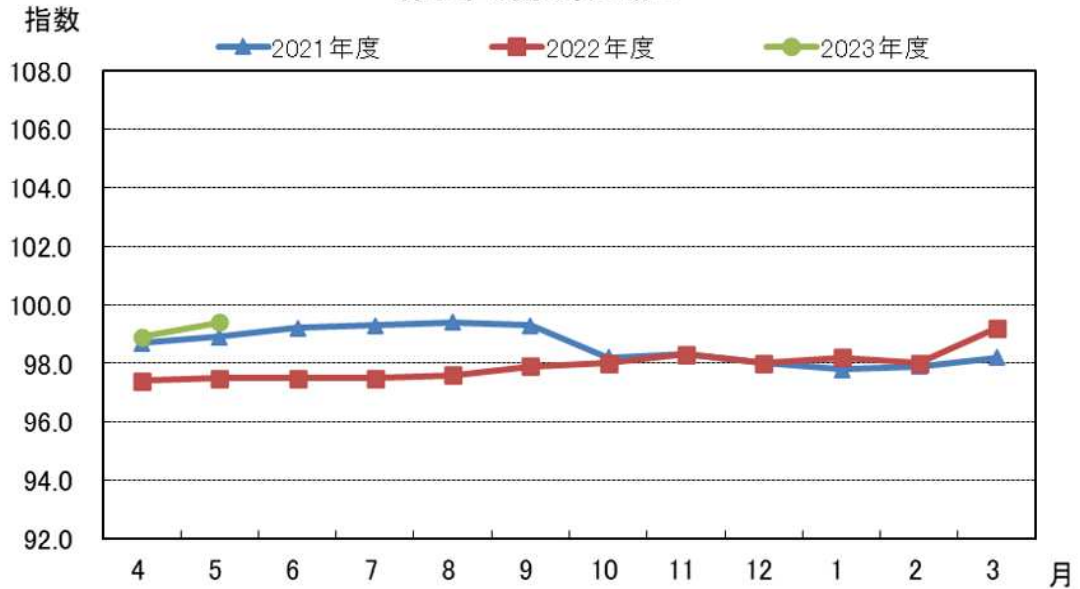
家具・家事用品指数の動き



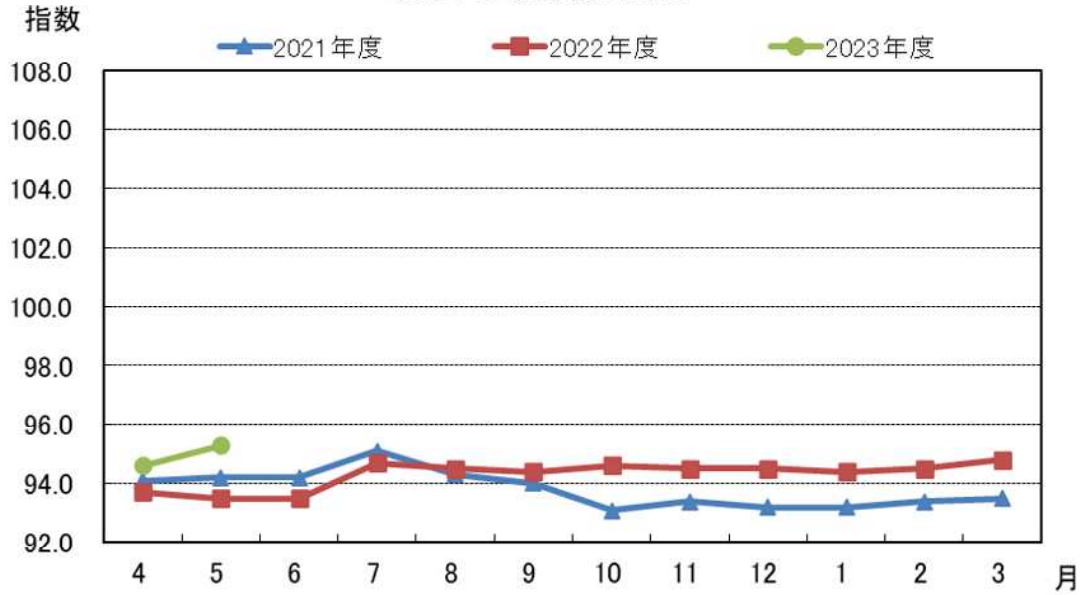
被服及び履物指数の動き



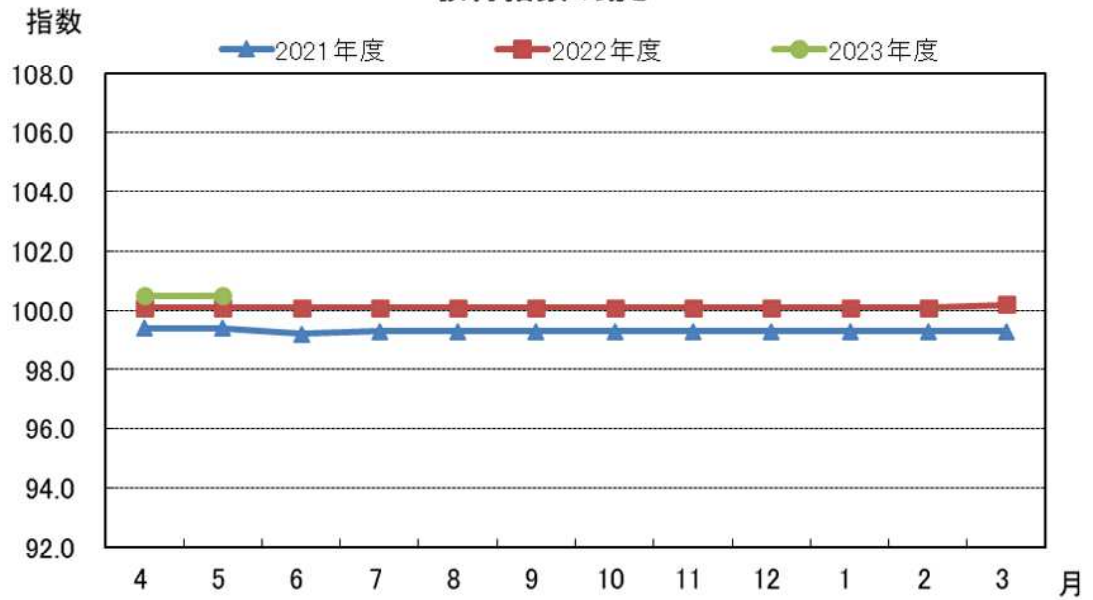
保健医療指数の動き



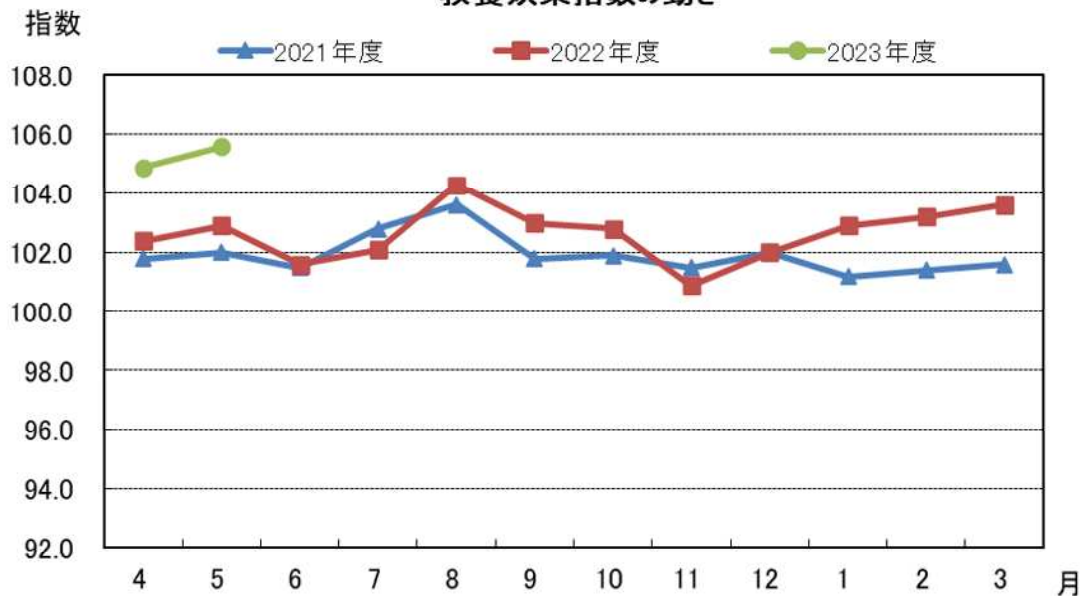
交通・通信指数の動き



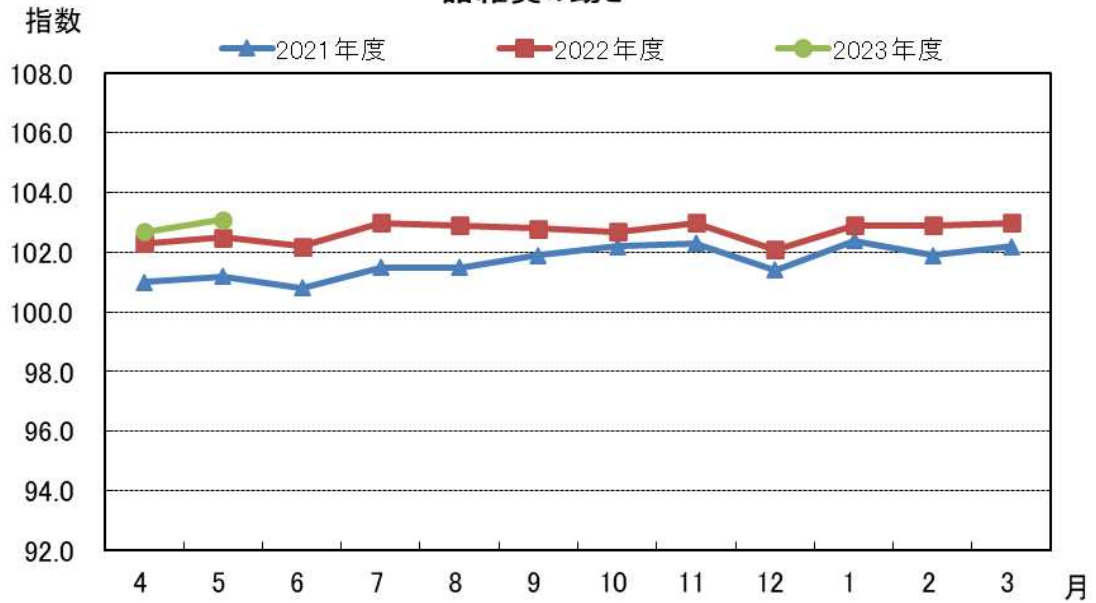
教育指数の動き



教養娯楽指数の動き



諸雑費の動き



【参考】

消費者物価指数とは

消費者物価指数は、日常生活で私たち消費者が購入する各種商品（財やサービス）の価格の動きを総合し、平均的な物価の動きをみるために作られるもので、国民の消費生活にとって最も身近な指数です。日常購入する食料品、衣料品、電気製品、医薬・化粧品などの財の価格のほかに、授業料や家賃、理髪料、バス代などのようなサービスの価格の動きも含まれます。

10大費目とは

指数計算に採用する品目は、世帯が購入する多数の財・サービス全体の物価変動を代表できるように、家計の消費支出の中で重要度が高いこと、価格変動の面で代表性があること、さらに、継続調査が可能であること等の観点から選定された581品目に、持家の帰属家賃1品目を加えた582品目です。これらを大分類したものが10大費目です。

この資料は総務省統計局が作成、公表している全国の消費者物価指数のうち、大津市の消費者物価指数についてまとめたものです。

【 次回資料提供予定 】 令和5年(2023年)7月21日(金) 午前10時

2023年 各集計機関別集計状況

【賃金】

● 連 合（平均賃金方式、加重平均）

（前年同時期）

	3月17日 (3月17日発表)	3月23日 (3月24日発表)	4月3日 (4月5日発表)	4月11日 (4月13日発表)	5月8日 (5月10日発表)	6月1日 (6月5日発表)		5月31日 (6月3日発表)
全体計	3.80%	3.76%	3.70%	3.69%	3.67%	3.66%		2.09%
	11,844円	11,554円	11,114円	11,022円	10,923円	10,807円		6,049円
	(805組合)	(1,290組合)	(2,484組合)	(3,066組合)	(3,681組合)	(4,475組合)		(4,331組合)

（平均賃金方式、300人未満、加重平均）

	3月17日 (3月17日発表)	3月23日 (3月24日発表)	4月3日 (4月5日発表)	4月11日 (4月13日発表)	5月8日 (5月10日発表)	6月1日 (6月5日発表)		5月31日 (6月3日発表)
300人未満	3.45%	3.39%	3.42%	3.39%	3.35%	3.36%		1.97%
	9,026円	8,763円	8,554円	8,456円	8,328円	8,328円		4,857円
	(398組合)	(706組合)	(1,528組合)	(1,975組合)	(2,478組合)	(3,144組合)		(3,078組合)

（平均賃金方式、300人以上、加重平均）

	3月17日 (3月17日発表)	3月23日 (3月24日発表)	4月3日 (4月5日発表)	4月11日 (4月13日発表)	5月8日 (5月10日発表)	6月1日 (6月5日発表)		5月31日 (6月3日発表)
300人以上	3.81%	3.78%	3.72%	3.72%	3.70%	3.69%		2.10%
	11,928円	11,683円	11,325円	11,274円	11,220円	11,147円		6,214円
	(407組合)	(584組合)	(956組合)	(1,091組合)	(1,203組合)	(1,331組合)		(1,253組合)

○ 経団連（原則として東証一部上場、従業員500人以上、主要21業種大手241社、加重平均）

	5月19日			5月20日
大手企業	3.91%			2.27%
	13,110円			7,430円
	(92社)			(81社)

（従業員500人未満、17業種754社、加重平均）

	6/23			6月10日
中小企業	2.94%			1.97%
	7,864円			5,219円
	(277社)			(249社)

■ 日経新聞（賃金動向調査）

	5月13日			5月13日
	3.89%			2.28%

2023年 各集計機関別集計状況

【年間一時金】

● 連合（加重平均、回答集計）

	4月3日 (4月5日発表)	5月8日 (5月10日発表)	6月1日 (6月5日発表)	
回答月数	4.92月 (1,209組合)	4.88月 (1,683組合)	4.87月 (1,968組合)	
回答額	1,618,133円 (577組合)	1,597,406円 (823組合)	1,595,525円 (1,070組合)	

(前年同時期)

5月31日 (6月3日発表)
4.88月 (1,806組合)
1,578,784円 (1,055組合)

○ 経団連

なし

■ 日経新聞（上場企業等、加重平均、回答・妥結状況）

回答月数	—
回答額	—

月 日

【夏季一時金】

● 連合（季別、加重平均、回答集計）

	4月3日 (4月5日発表)	5月8日 (5月10日発表)	6月1日 (6月5日発表)	
回答月数	2.42月 (1,097組合)	2.39月 (1,620組合)	2.38月 (1,984組合)	
回答額	730,235円 (672組合)	722,442円 (989組合)	738,357円 (1,340組合)	

5月31日 (6月3日発表)
2.39月 (1,844組合)
726,362円 (1,303組合)

○ 経団連（原則として東証一部上場、従業員500人以上、主要21業種大手241社、加重平均）

	6月29日	
回答月数	—	
回答額	956,027円 (121社)	

6月21日
—
929,259円 (105社)

■ 日経新聞（賃金動向調査）

回答月数	
回答額	

最近の雇用失業情勢

(令和5年5月分)

滋賀労働局職業安定部

有効求人・求職の状況

- 5月の有効求人倍率(受理地別、季節調整値)は、1.12倍と前月を0.01ポイント下回った。
- 有効求人倍率(就業地別、季節調整値)は、1.37倍と前月を0.01ポイント下回った。
- 有効求人数(受理地別、季節調整値)は、24,144人で前月比0.7%減少となった。
- 有効求人数(就業地別、季節調整値)は、29,702人で前月比0.1%増加となった。
- 有効求職者数(季節調整値)は、21,635人で前月比0.7%増加した。

【就業地別】有効求人倍率(季節調整値)

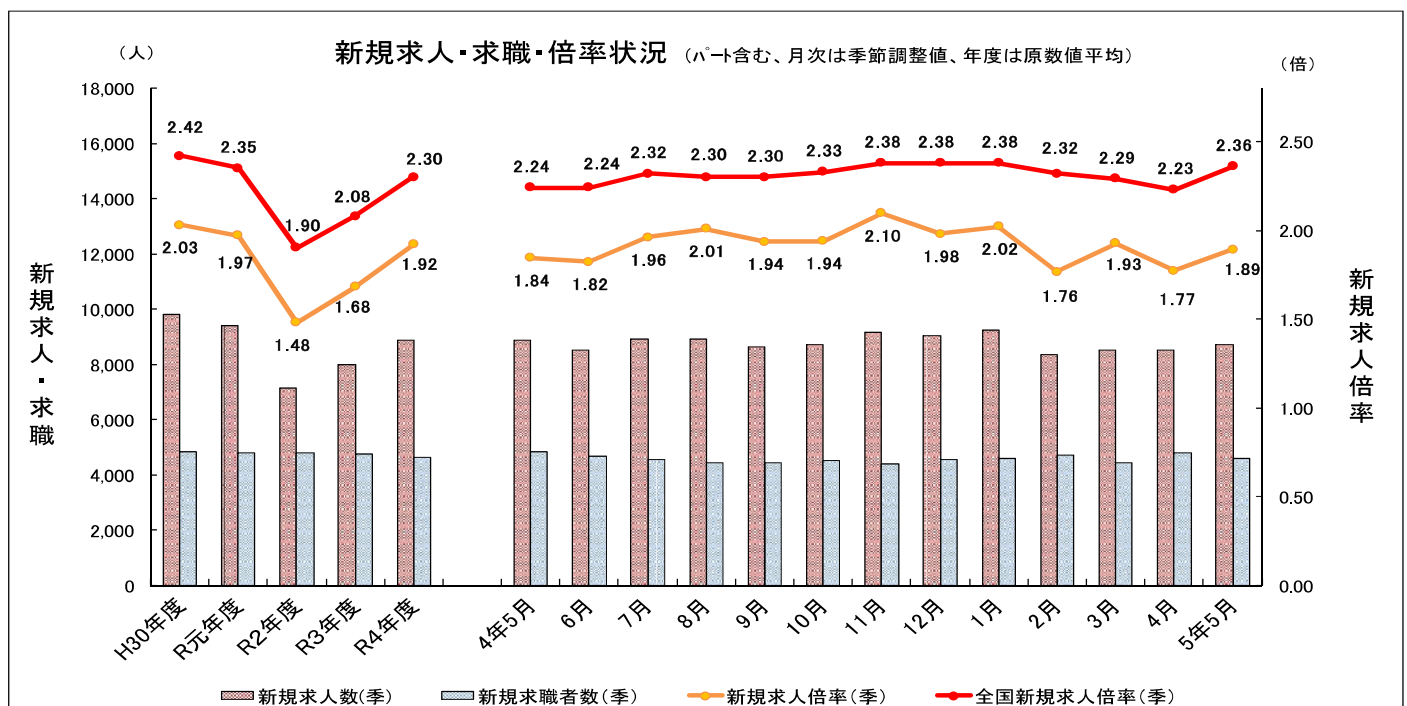
	4年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5年5月
滋賀県	1.29	1.31	1.33	1.36	1.38	1.41	1.45	1.45	1.44	1.42	1.36	1.38	1.37
近畿	1.10	1.12	1.14	1.16	1.17	1.18	1.19	1.20	1.19	1.18	1.18	1.18	1.18
全国	1.25	1.27	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31

【受理地別】有効求人倍率(季節調整値)

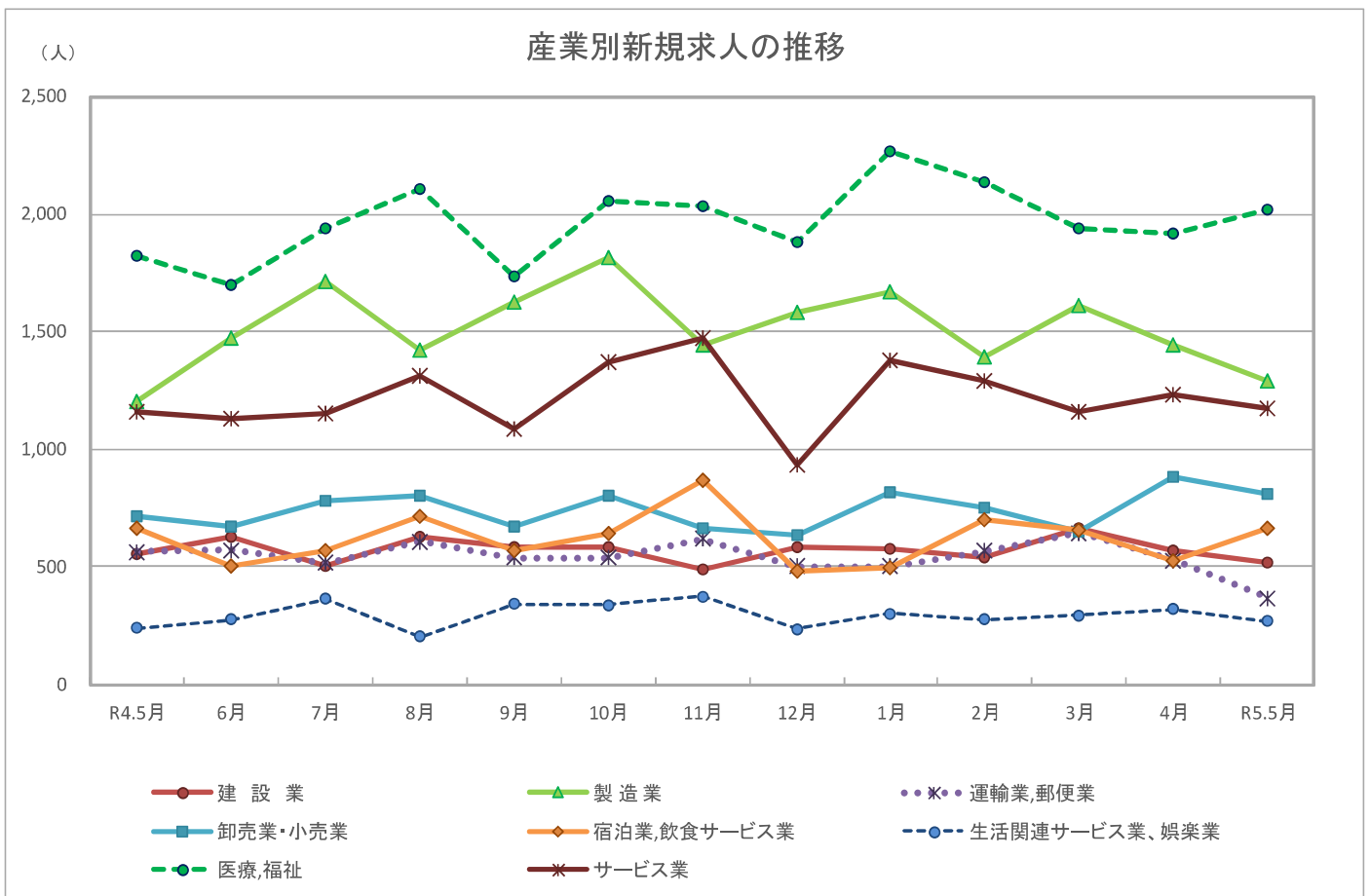
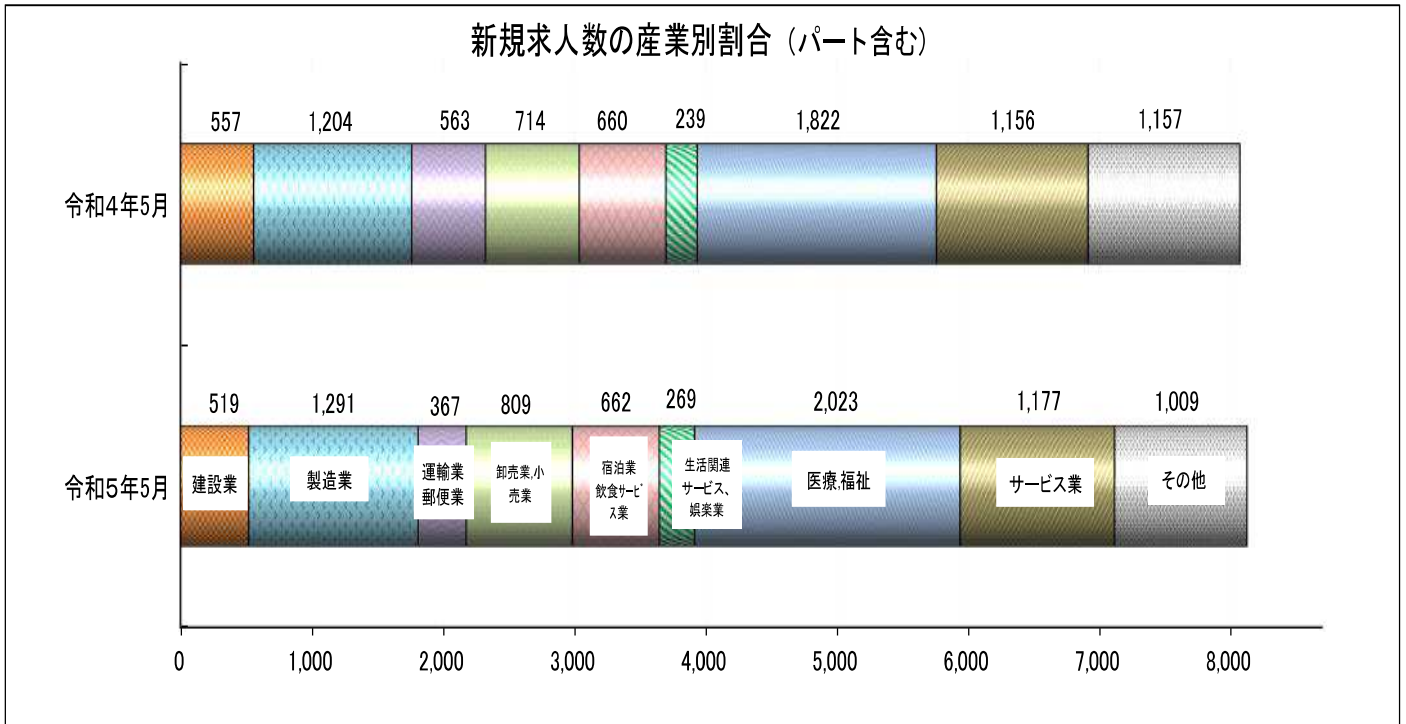
	4年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5年5月
滋賀県	1.06	1.08	1.09	1.12	1.14	1.17	1.20	1.21	1.20	1.17	1.11	1.13	1.12
近畿	1.13	1.15	1.17	1.19	1.20	1.21	1.23	1.23	1.22	1.21	1.20	1.21	1.21
全国	1.25	1.27	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31

新規求人・求職の状況

- 5月の新規求人倍率(受理地別)(季節調整値)は、1.89倍と前月を0.12ポイント上回った。
- 新規求人倍率(就業地別)(季節調整値)は、2.29倍と前月を0.13ポイント上回った。
- 新規求人数(受理地別)(季節調整値)は、8,708人で前月比2.4%増加となった。
- 新規求人数(就業地別)(季節調整値)は、10,526人で前月比1.7%増加となった。
- 新規求職者数(季節調整値)は、4,605人で前月比4.0%減少となった。

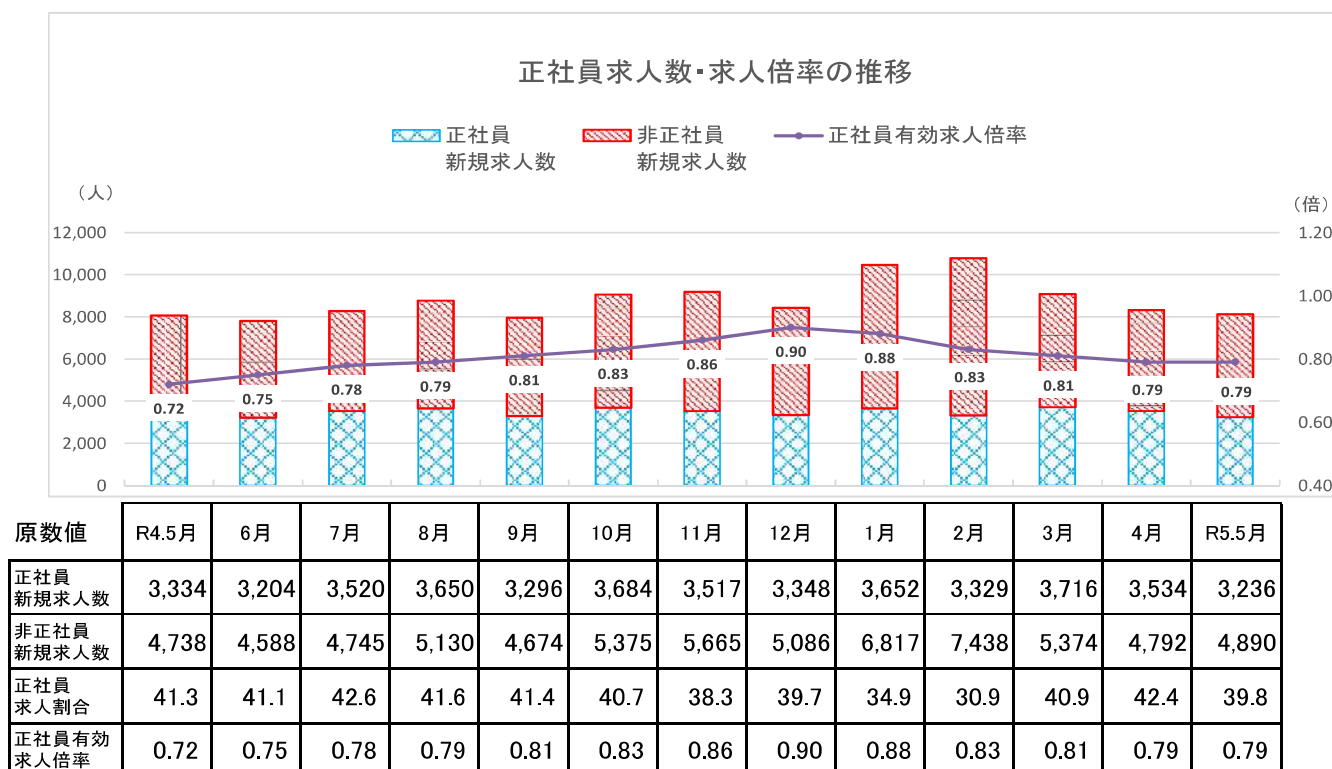


- 新規求人数（受理地別）（原数値）は、8,126人で前年同月比0.7%増加となった。
 「製造業」で7.2%、「卸売業,小売業」で13.3%、「宿泊業,飲食サービス業」で0.3%、「生活関連サービス業,娯楽業」で12.6%、「医療,福祉」で11.0%、「サービス業」で1.8%対前年比で増加となった。
 「建設業」で6.8%、「情報通信業」で79.6%、「運輸業,郵便業」で34.8%、「学術研究,専門・技術サービス業」で11.8%、「教育,学習支援業」で6.9%対前年比で減少となった。



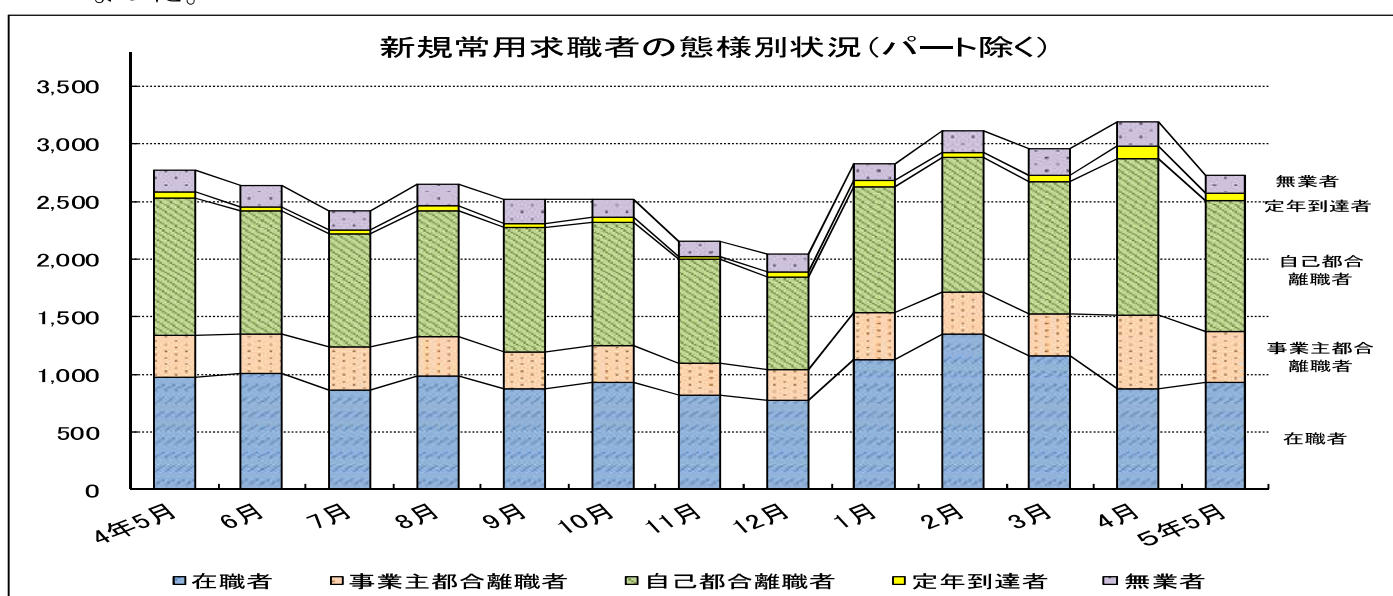
新規求人の雇用形態別の状況

- 5月の新規求人数を雇用形態別に前年同月と比較すると、正社員求人は2.9%の減少、非正社員求人は3.2%の増加となった。非正社員求人のうちパート求人は9.0%の増加となった。
- 正社員求人が全体の新規求人に占める割合をみると、前年同月より1.5ポイント低下し39.8%となった。
- 正社員の有効求人倍率(原数値)は、0.79倍と前年同月比で0.07ポイント上昇となった。

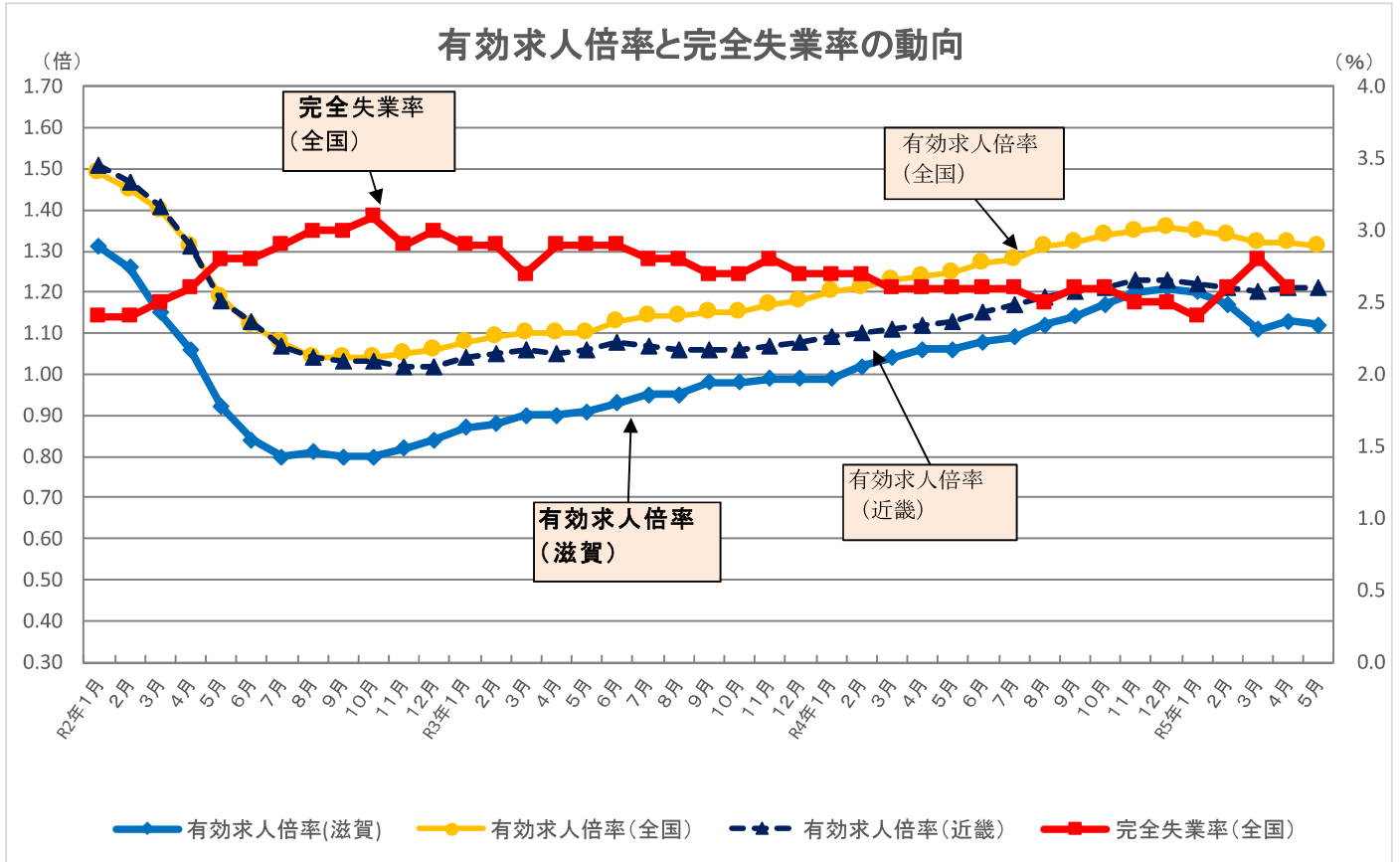


新規求職者等の状況

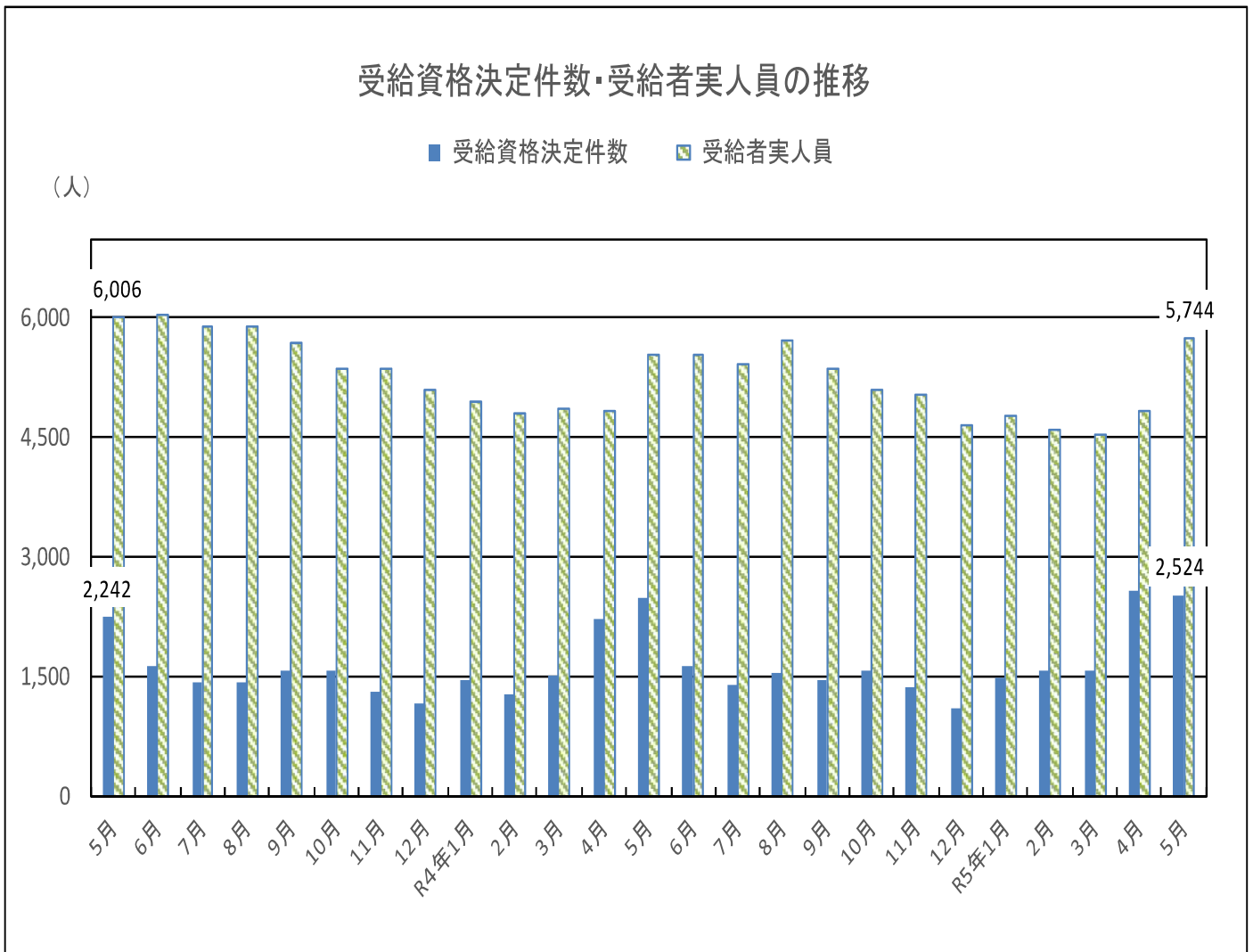
- 5月の新規求職者数(原数値)は、4,932人で前年同月比0.3%減少と3か月連続の減少となった。このうちパートを除く常用の新規求職申込者数は、2,757人で前年同月比1.7%の減少となった。
- 常用求職者数を態様別に前年同月と比較すると、在職者(4.6%減)、定年到達者(15.7%増)、事業主都合離職者(21.7%増)、自己都合離職者(4.7%減)、無業者(17.1%減)となった。



有効求人倍率と完全失業率の動向



受給資格決定件数・受給者実人員の推移



季節調整済有効求人倍率（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昭和38年	1.15	1.08	1.14	1.19	1.24	1.42	1.25	1.27	1.28	1.46	1.86	1.50
昭和39年	1.31	1.38	1.49	1.53	1.47	1.61	1.74	1.64	1.80	1.68	1.68	1.56
昭和40年	1.47	1.55	1.53	1.46	1.45	1.33	1.24	1.19	1.04	1.08	1.04	1.09
昭和41年	1.06	1.07	1.01	1.02	1.03	1.03	1.08	1.17	1.19	1.36	1.24	1.30
昭和42年	1.41	1.55	1.61	1.66	1.82	1.79	1.86	1.83	1.95	2.01	2.05	2.01
昭和43年	2.09	2.03	1.89	2.00	1.98	1.85	1.90	1.88	2.18	2.24	2.21	2.14
昭和44年	2.18	2.37	2.49	2.54	2.59	2.73	2.39	2.38	2.61	2.81	2.56	2.29
昭和45年	2.69	2.65	2.54	2.47	2.25	2.10	2.25	2.17	2.07	2.06	1.97	2.03
昭和46年	1.80	1.67	1.72	1.65	1.56	1.56	1.67	1.62	1.56	1.55	1.62	1.69
昭和47年	1.50	1.52	1.50	1.62	1.61	1.71	1.73	1.89	1.94	2.12	2.12	2.48
昭和48年	2.66	2.58	2.66	2.72	2.93	2.96	3.16	2.89	3.07	2.98	3.00	2.76
昭和49年	2.80	2.68	2.68	2.34	2.23	1.93	1.67	1.48	1.35	1.16	0.95	0.78
昭和50年	0.73	0.66	0.65	0.67	0.66	0.65	0.68	0.67	0.68	0.69	0.72	0.72
昭和51年	0.76	0.82	0.83	0.85	0.85	0.91	0.87	0.87	0.93	0.89	0.87	0.82
昭和52年	0.78	0.75	0.70	0.73	0.68	0.66	0.65	0.67	0.65	0.63	0.63	0.61
昭和53年	0.63	0.63	0.62	0.61	0.63	0.65	0.70	0.70	0.71	0.74	0.74	0.80
昭和54年	0.82	0.85	0.90	0.92	0.97	0.93	1.00	1.05	0.98	1.00	1.01	0.97
昭和55年	0.99	0.94	0.96	0.94	0.92	0.96	0.91	0.90	0.86	0.84	0.86	0.86
昭和56年	0.83	0.89	0.77	0.78	0.78	0.75	0.79	0.80	0.85	0.85	0.82	0.84
昭和57年	0.81	0.81	0.81	0.77	0.73	0.73	0.67	0.69	0.68	0.65	0.66	0.67
昭和58年	0.67	0.66	0.66	0.67	0.70	0.72	0.71	0.75	0.73	0.81	0.85	0.87
昭和59年	0.92	0.94	0.95	0.90	0.91	0.91	0.93	0.91	0.93	0.87	0.91	0.92
昭和60年	0.90	0.94	0.94	0.93	0.94	0.94	0.90	0.88	0.85	0.82	0.80	0.79
昭和61年	0.79	0.78	0.79	0.77	0.72	0.71	0.73	0.72	0.71	0.73	0.73	0.75
昭和62年	0.75	0.76	0.75	0.75	0.81	0.84	0.90	0.88	0.96	1.04	1.15	1.10
昭和63年	1.15	1.17	1.23	1.35	1.35	1.20	1.26	1.38	1.43	1.42	1.46	1.43
平成元年	1.42	1.40	1.47	1.53	1.56	1.55	1.47	1.52	1.61	1.59	1.61	1.53
平成2年	1.64	1.72	1.74	1.72	1.73	1.77	1.90	1.85	1.85	1.76	1.78	1.85
平成3年	1.89	1.87	1.90	1.86	1.81	1.84	1.79	1.69	1.62	1.58	1.57	1.50
平成4年	1.41	1.34	1.27	1.21	1.21	1.16	1.19	1.12	1.05	1.03	0.99	0.93
平成5年	0.91	0.92	0.88	0.86	0.82	0.78	0.76	0.73	0.69	0.66	0.65	0.64
平成6年	0.64	0.61	0.61	0.62	0.64	0.66	0.67	0.69	0.73	0.72	0.71	0.70
平成7年	0.67	0.71	0.67	0.65	0.65	0.64	0.64	0.63	0.62	0.62	0.64	0.65
平成8年	0.71	0.73	0.79	0.78	0.79	0.78	0.78	0.81	0.84	0.86	0.87	0.87
平成9年	0.85	0.86	0.86	0.87	0.90	0.88	0.85	0.83	0.79	0.80	0.76	0.72
平成10年	0.69	0.64	0.59	0.56	0.53	0.52	0.49	0.48	0.47	0.45	0.46	0.44
平成11年	0.44	0.43	0.44	0.43	0.40	0.42	0.43	0.43	0.45	0.47	0.50	0.53
平成12年	0.52	0.56	0.56	0.57	0.58	0.64	0.70	0.73	0.75	0.76	0.77	0.77
平成13年	0.75	0.73	0.70	0.67	0.63	0.60	0.57	0.56	0.52	0.48	0.45	0.44
平成14年	0.43	0.46	0.51	0.52	0.53	0.55	0.55	0.56	0.56	0.57	0.56	0.58
平成15年	0.60	0.61	0.63	0.62	0.63	0.61	0.63	0.65	0.72	0.77	0.82	0.86
平成16年	0.91	0.92	0.92	0.94	0.98	1.02	1.00	1.02	1.01	1.06	1.07	1.03
平成17年	0.98	0.96	0.98	1.00	1.01	1.05	1.08	1.08	1.07	1.09	1.12	1.17
平成18年	1.20	1.25	1.29	1.29	1.32	1.32	1.35	1.33	1.29	1.29	1.27	1.28
平成19年	1.31	1.29	1.32	1.38	1.35	1.36	1.32	1.28	1.26	1.26	1.28	1.27
平成20年	1.27	1.21	1.14	1.14	1.13	1.04	0.97	0.96	0.92	0.89	0.78	0.69
平成21年	0.56	0.48	0.44	0.38	0.37	0.35	0.35	0.36	0.36	0.38	0.37	0.38
平成22年	0.40	0.44	0.46	0.45	0.48	0.51	0.53	0.53	0.54	0.55	0.56	0.57
平成23年	0.60	0.60	0.60	0.59	0.60	0.60	0.60	0.62	0.63	0.61	0.61	0.63
平成24年	0.63	0.63	0.64	0.65	0.68	0.65	0.66	0.67	0.69	0.67	0.67	0.68
平成25年	0.70	0.72	0.73	0.74	0.73	0.78	0.80	0.82	0.84	0.88	0.91	0.94
平成26年	0.94	0.95	0.94	0.97	0.99	0.97	0.97	0.96	0.95	0.96	0.97	1.00
平成27年	1.00	1.02	1.03	1.02	1.06	1.04	1.05	1.05	1.08	1.09	1.09	1.09
平成28年	1.10	1.14	1.13	1.17	1.17	1.17	1.17	1.18	1.19	1.21	1.21	1.23
平成29年	1.25	1.24	1.22	1.24	1.27	1.30	1.28	1.29	1.31	1.33	1.37	1.39
平成30年	1.38	1.38	1.38	1.36	1.38	1.38	1.41	1.38	1.39	1.38	1.39	1.37
令和元年	1.41	1.38	1.36	1.35	1.35	1.35	1.36	1.33	1.30	1.30	1.28	1.41
令和2年	1.31	1.26	1.15	1.06	0.92	0.84	0.80	0.81	0.80	0.80	0.82	0.84
令和3年	0.87	0.88	0.90	0.90	0.91	0.93	0.95	0.95	0.98	0.98	0.99	0.99
令和4年	0.99	1.02	1.04	1.06	1.06	1.08	1.09	1.12	1.14	1.17	1.20	1.21
令和5年	1.20	1.17	1.11	1.13	1.12							
令和6年												
令和7年												
令和8年												
令和9年												

* 令和4年12月以前の数値は、令和5年1月公表時に新季節指数により改訂されている。

雇用形態別常用職業紹介状況(新規学卒者を除く)

年 月 項 目		5年	(前月)	(前年同月)	対前年同月 増減率、差 (%、ポイント)
		5月	5年 4月	4年 5月	
パート タイム を 除 く 常 用	① 月間有効求職者数 (人)	12,783	12,879	13,419	△ 4.7
	② 新規求職申込件数 (件)	2,757	3,221	2,806	△ 1.7
	③ 月間有効求人数 (人)	12,097	12,471	12,007	0.7
	④ 新規求人数 (人)	3,918	4,247	4,187	△ 6.4
	⑤ 就職件数 (件)	556	654	620	△ 10.3
	⑥ 充足数 (人)	506	593	549	△ 7.8
	⑦ 有効求人倍率(③/①)(倍)	0.95	0.97	0.89	0.06
	⑧ 新規求人倍率(④/②)(倍)	1.42	1.32	1.49	△ 0.07
	⑨ 就職率(⑤/②×100)(%)	20.2	20.3	22.1	△ 1.9
	⑩ 充足率(⑥/④×100)(%)	12.9	14.0	13.1	△ 0.2
正 社 員	⑪ 月間有効求人数 (人)	10,067	10,152	9,719	3.6
	⑫ 新規求人数 (人)	3,236	3,534	3,334	△ 2.9
	⑬ 就職件数 (件)	437	513	493	△ 11.4
	⑭ 充足数 (人)	398	455	431	△ 7.7
	⑮ 有効求人倍率(⑪/①)(倍)	0.79	0.79	0.72	0.07
	⑯ 充足率(⑭/⑫×100)(%)	12.3	12.9	12.9	△ 0.6
常 用 的 パ ー ト タ イ ム	⑰ 月間有効求職者数 (人)	10,136	10,102	10,456	△ 3.1
	⑱ 新規求職申込件数 (件)	2,155	2,871	2,115	1.9
	⑲ 月間有効求人数 (人)	9,082	9,479	8,917	1.9
	⑳ 新規求人数 (人)	3,328	3,284	3,081	8.0
	㉑ 就職件数 (件)	739	779	695	6.3
	㉒ 充足数 (人)	663	736	665	△ 0.3
	㉓ 有効求人倍率(⑲/⑰)(倍)	0.90	0.94	0.85	0.05
	㉔ 新規求人倍率(⑳/⑱)(倍)	1.54	1.14	1.46	0.08
	㉕ 就職率(㉑/⑱×100)(%)	34.3	27.1	32.9	1.4
㉖ 充足率(㉒/⑳×100)(%)	19.9	22.4	21.6	△ 1.7	

(注)1. △は減少である。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 年次別最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

	監督実施事業場数 ①	違反事業場数 ②	違反率 (②÷①)×100
平成30年	439	53	12.1%
平成31年	341	37	10.9%
令和2年	364	43	11.8%
令和3年	179	14	7.8%
令和4年	267	22	8.2%
令和5年	253	14	5.5%

(2) 業種別の状況(令和5年)

	監督実施事業場数 ①	違反事業場数 ②	違反率 (②÷①)×100
製造業	108	5	4.6%
商業	60	3	5.0%
接客娯楽業	33	2	6.1%
その他	52	4	7.7%
計	253	14	5.5%

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	異議申出 締切	官報 公示	発効
8月1日(火)	8月16日(水)	8月28日(月)	9月27日(水)
8月2日(水)	8月17日(木)	8月29日(火)	9月28日(木)
8月3日(木)	8月18日(金)	8月30日(水)	9月29日(金)
8月4日(金)	8月21日(月)	8月31日(木)	9月30日(土)
8月5日(土)	8月21日(月)	8月31日(木)	9月30日(土)
8月6日(日)	8月21日(月)	8月31日(木)	9月30日(土)
8月7日(月)	8月22日(火)	9月1日(金)	10月1日(日)
8月8日(火)	8月23日(水)	9月4日(月)	10月4日(水)
8月9日(水)	8月24日(木)	9月5日(火)	10月5日(木)
8月10日(木)	8月25日(金)	9月6日(水)	10月6日(金)
8月11日(金)	8月28日(月)	9月7日(木)	10月7日(土)
8月12日(土)	8月28日(月)	9月7日(木)	10月7日(土)
8月13日(日)	8月28日(月)	9月7日(木)	10月7日(土)
8月14日(月)	8月29日(火)	9月8日(金)	10月8日(日)
8月15日(火)	8月30日(水)	9月11日(月)	10月11日(水)
8月16日(水)	8月31日(木)	9月12日(火)	10月12日(木)
8月17日(木)	9月1日(金)	9月13日(水)	10月13日(金)
8月18日(金)	9月4日(月)	9月14日(木)	10月14日(土)
8月19日(土)	9月4日(月)	9月14日(木)	10月14日(土)
8月20日(日)	9月4日(月)	9月14日(木)	10月14日(土)
8月21日(月)	9月5日(火)	9月15日(金)	10月15日(日)
8月22日(火)	9月6日(水)	9月19日(火)	10月19日(木)
8月23日(水)	9月7日(木)	9月20日(水)	10月20日(金)
8月24日(木)	9月8日(金)	9月21日(木)	10月21日(土)
8月25日(金)	9月11日(月)	9月22日(金)	10月22日(日)
8月26日(土)	9月11日(月)	9月22日(金)	10月22日(日)
8月27日(日)	9月11日(月)	9月22日(金)	10月22日(日)
8月28日(月)	9月12日(火)	9月25日(月)	10月25日(水)
8月29日(火)	9月13日(水)	9月26日(火)	10月26日(木)
8月30日(水)	9月14日(木)	9月27日(水)	10月27日(金)
8月31日(木)	9月15日(金)	9月28日(木)	10月28日(土)

令和5年度 滋賀地方最低賃金審議会開催日程(案)

令和5年7月5日現在

日付	開始時刻	会議名	出席者	主要議題(予定)
7月5日(水)	13時30分	公益代表委員会議	公益代表委員	・ 滋賀県最低賃金の運営について
7月5日(水)	14時30分	滋賀地方最低賃金審議会(第1回)	全委員	・ 滋賀県最低賃金の改正決定について(諮問)
8月1日(火)	13時30分	滋賀地方最低賃金審議会(第2回)	全委員	・ 中央最低賃金審議会の目安報告
8月2日(水)	9時30分	滋賀県最低賃金専門部会(第1回)	専門部会委員	・ 滋賀県最低賃金の改正決定審議・金額審議
8月3日(木)	9時30分	滋賀県最低賃金専門部会(第2回)	専門部会委員	・ 滋賀県最低賃金の改正決定審議・金額審議
8月4日(金)	9時30分	滋賀県最低賃金専門部会(第3回)	専門部会委員	・ 滋賀県最低賃金の改正決定審議・金額審議
8月7日(月)	15時30分	滋賀地方最低賃金審議会(第3回)	全委員	・ 滋賀県最低賃金の改正決定(答申) ・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る必要性の有無(諮問)
8月18日(金)	9時30分	特別検討小委員会	小委員会委員	・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る必要性について
8月23日(水)	10時00分	滋賀地方最低賃金審議会(第4回)(異議審)	全委員	・ 滋賀県最低賃金答申に関する異議審議 ・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無(答申) ・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定(諮問)

